令和４年度　第３回 龍ケ崎市都市計画審議会

日　　時：令和５年３月２４日（金）
　　午後２時００分から
場　　所：龍ケ崎市役所５階
　　全員協議会室

～　会　議　次　第　～

１　開　　会

２　あいさつ

３　議　　題

報　告　第１号　龍ケ崎市緑のまちづくりプラン（案）
　　パブリックコメントの結果について

諮　問　第１号　龍ケ崎市緑のまちづくりプラン
　　〈第２次緑の基本計画〉について

報　告　第２号　龍ケ崎市都市計画マスタープランの進捗評価について

４　そ の 他

都市計画決定（変更）案件の進捗状況について

５　閉　　会

資料１

パブリックコメントに提出された意見とその意見に対する市の考え方

計画等の名称	龍ケ崎市みどりのまちづくりプラン		
意見提出期間	令和5年1月27日(金)～令和5年2月27日(月)		
意見提出者数	1件(個人１件、団体　件)	意見件数	19 件

No.	意見 No.	意見の概要 (原文のまま)	市の考え方
1	1	【3 ページ】 (2)計画期間は対応によって計画の見直ししないのか？ 2 ページの計画の位置付けでは整合を図ると言っているなら見直しの要件を記載すべきです。 また、市だけでなく、県や国の整合を取るべきと考えます。県は条例を制定したのではないか？	計画期間は10年間としており、計画期間の中間年度や大きな社会動向の変化が生じた場合などには、適宜、計画の見直しを行うこととしています。また、本市の最上位計画や関連する計画等との整合・連携を図るほか、法改正等がされた場合についても整合性を図り計画を実施します。
	2	【3 ページ】 法による地域において”民法”、”道路法”、”道路交通法”は別になるのでしょうか？都市公園の沿道と絡むと考えます。	本計画における対象とする緑地については、含まれません。
	3	【15 ページ】 (4)河川湖沼等で江川を触れていません。対象外？	河川・湖沼等には、江川も含まれております。例として大正掘川、小貝川及び牛久沼を記載しているものです。
	4	【22 ページ】 緑地一覧の R-5 の備考では県と共同で整備ですが、これは護岸関連の整備でしょうか？ 県は牛久沼の国道 6 号線沿いも整備するのか？	牛久沼水辺公園の整備については、県の事業として進められ、施設の整備に関して茨城県と本市の共同により実施したものです。なお、県による牛久沼の国道 6 号線沿いの整備の有無については、具体的な整備内容が不明であり、かつ、県の事業計画についての確認事項となるため、本市からの回答は控えさせていただきます。
	5	【32 ページ】	回答された項目のうち回答数が多い2項目について記載

		未回答が一番多かったのに2番目ことを報告するのか？ 未回答をしたことが回答にならないことしたことが間違っていませんか？ 未回答が多かった分、次回は別な回答をするべきと思う。	しております。 　なお、次回、アンケート調査を実施する際はご意見を検討の参考とさせていただきます。
	6	【37 ページ】 　(3)の① について何を取り組んで来ましたか？ 　日常を通過している箇所では取り組んでいた箇所がありません。	樹木の剪定や除草等については、計画的に実施しているほか、自治会等の要望により、随時、適切な維持管理に努めております。また、施設の更新や維持等においても計画的に実施しております。
	7	【42 ページ】 ③について 交通に支障をしていることは事実。 特に支障しやすい交差点、信号機や横断歩道、また、夜間では街灯に支障。遠方からで支障無いように保全をするべきと考えます。 アンケートの上位回答で「今後、増やす・守るべきみどり」は大いに評価できるが、回答住民に維持管理することができるか？やってもらいたいくらい。この項目は道路の計画でのことでないでしょうか？	街路樹についても、本計画に含まれており、適正な維持管理として、計画的な剪定や間伐等により緑豊かな市街地の保全を行っておりますので、引き続き適切に維持管理を実施します。
	8	【46 ページ】 　5-4(1)は予算を組んでないと実現性は厳しいと考えます。 試算するべきと思います。何か施策しないと早期取組はできないと考えますが方向性をお答え願います。	緑地保全等に係る市民との協働による取り組みとして、補助金を活用した農地の除草作業や花植え等の活動が地域の団体で実施されております。 　また、龍ケ崎市アダプトプログラム(公共施設里親制度)による除草や花植え活動等が実施されております。なお、これらの取り組みの推進については、予算を含め計画的な取り組みに努めます。
	9	【47 ページ】牛久沼周辺首長会議の概要を知る必要がある。県知事もその一員に加えた方がいい。 　懸念するのはつくば市の思うままになってしまうからだ。	牛久沼周辺首長会議については、牛久沼の周辺自治体と広域的なまちづくりを推進することを目的として設置されたものであります。なお、構成員の変更や、牛久沼の広域的

			な活用についてのご意見については、県との連携も必要と考えますので、検討の参考とさせていただきます。
	10	【51 ページ】 街路樹等による沿道緑化は計画的な整備が実績としてない。 どうやって推進していくのでしょうか？	将来見込まれる人口減少、市民ニーズ及び地元自治会等の意見等を踏まえながら、適正な緑化について整備・推進してまいります。
	11	【57 ページ】 幹線道路に街路樹や植栽の追加は不向き、推進も不向きです。 県は舵切りしました。都市施設課の方向性をお答え願います。	公共施設等の緑化推進を基本として実施しますが、街路樹等による沿道緑化については、周辺環境等から総合的に判断し、必要に応じた緑化を推進します。
	12	【56.58 ページ】 P56 具体取組の(3) P58 具体取組の(2)について 市道はどのくらいの街路樹や植栽の総距離があるのでしょうか? そう簡単に全ての街路樹や植栽が維持管理することができない。 適正に剪定のガイドラインをつくり、2～3 年で全て施策しないといけない。 また、メンテンスフリー化をめざすべきと考えます。 民間と直営であってもで完全終わらせることができないと思う。	市道の街路樹剪定は、2年ごとを基本とし、令和 4 年度の実績で年間 7,200 本以上を実施しております。 街路樹の維持管理につきましては、年度ごとに計画的に剪定・間伐等による維持管理を実施しておりますので、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。
	13	【61-63 ページ】 3 公園+1 公園のリニューアルは慎重に計画していってほしい。 水辺公園もリニューアルの対象にさせてもいい。 森林公園も同様だが、市外、県外からでも利用できるよ	大規模公園のリニューアルについては、本市の最上位計画においても示されているため、他の計画との整合性及び連携を図り、計画的に検討していきます。 また、ご意見については、本計画の実施における検討の参考とさせていただきます。

		うにしないと採算とれなくなる。 　茨城県全体でもキャンプ施設は充実しており、顧客満足が命とりになると思う。 　キャンプ及び宿泊施設は大胆なるリニューアルは必要。 　収入ないと 2 公園のリニューアルは無理だと思う。 　龍ケ岡、北竜台は周辺住民の意見が必要だが、優先としてインクルーシブ遊具(ユニバーサルデザインやバリアフリー機能)が必要である。近年障害持つ者に利用できやすいように整備してくべき。	
	14	【61-63 ページ】 地区公園において多機能トイレは設置してますか?多機能トイレにて緊急対応はどの様になってるのか?	本市の地区公園はつくばの里向陽台公園、北竜台公園及び龍ヶ岡公園の3公園ですが、このうち、北竜台公園及び龍ヶ岡公園の2公園に多機能トイレが設置されてます。なお、多機能トイレ内には非常用のボタンが設置されており、外部にランプとブザーにより周囲に異常を知らせる機能を有しています。
	15	【64-67 ページ】 拠点となる公園リニューアルでもユニバーサルデザインやバリアフリー機能は必要である。 維持管理について、各地区が月一の市内全体清掃にて実施するべきであると思う。 その清掃において、報償金の提供でなく物品による交換。(ゴミ袋や豊作村の生産物)でのスキームであってもいいと考える。また、樹木なら自宅が薪をつかっているなら、充分なエネルギーを活用することができると思う。	大規模公園のリニューアルについては、各公園の特色を生かし、ユニバーサルデザイン等を取り入れたリニューアル方針を基本に検討していきます。また、維持管理については、市による維持管理のほか、公共施設里親制度の団体等による公園内の除草や清掃活動が実施されております。 　なお、ご意見については、本計画の実施における検討の参考とさせていただきます。
	16	【68 ページ】 公園において、可能な限りですが、ヘリの救援ができるような体制もあってもいい。 学校の統廃合が検討中だが、廃校され校舎が解体された場	龍ケ崎市地域防災計画において、災害時等におけるヘリコプター発着場として、公園(14箇所)や学校等の計 35 箇所を選定しております。 　なお、学校の跡地活用につきましては、他の関連する計

		合、敷地内の樹木はそのままにしておき、住宅地街にヘリポートの離発着ができるように整備しておいたほうがいい。 防災の一貫も大事ですが、救急的でも適用して頂きたい。	画と連携を図りながら、保護者や地域住民の思いに配慮しつつ、地元の意向も伺いながら検討を進めて行きたいと考えています。
	17	【71 ページ】庁内連携推進することは結構だが、住民たちの意見はもっと尊重するべきでないか？	ご意見のとおり、市民の意見は貴重であり、基本方針4の施策 12 にて推進する計画として定めていますので、施策13については庁内における連携・推進の取り組みを定めたものとなります。
	18	【72 ページ】 計画は市民からの意見出てもいいのではないか？絵柄は市民→龍ケ崎市もあってもいい。	推進体制のイメージ図についていただいたご意見を参考に修正します。
	19	【36-71 ページ】 取組についてで各施策内容はわかるが、部局がどこが不明。 例 P46(4)地域資源としての緑の有効活用のところ、 様々な部局が関連しているが、都市施設がサブ的要員なのかが幹事となるのかはっきりするべきです。 また、P53 の施策体系で担当部課そのメインかサブ(都市施設課のポジション位置を明確化)記載するべき。	各施策における担当課等名については、計画期間において、機構改革等による課名等の変更等が生じる場合があることから、記載しておりません。また、同一の取り組みについても、複数の課等にまたがるものがあるため、同様に記載しておりません。

写

資料2

龍都施第　４５　号
令和５年３月１４日

龍ケ崎市都市計画審議会会長　殿

龍ケ崎市長　萩原　勇

龍ケ崎市緑のまちづくりプラン〈第２次緑の基本計画〉の策定について（諮問）

みだしのことについて，都市緑地法（昭和４８年９月１日法律第 72 号）第４条第１項に規定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として定めるため，意見を求めます。

諮問の趣旨

本市では、平成１１年９月に「龍ケ崎市緑のまちづくりプラン〈緑の基本計画〉」（以下「前計画」という。）を策定して以来、２３年が経過しており、現在では緑を取り巻く状況は大きく変化しております。

前計画の計画期間の満了後は「第２期都市計画マスタープラン」に組み込みがされ、現在においても、都市の緑の総合的な指針としての役割を担っておりますが、今日の社会経済情勢の変化等を「緑の施策」に適切に反映させるため、計画の見直しを行う必要が生じてきております。

また、ここ数年来においても、平成２９年の都市緑地法等の緑に関連する法律の改正が行われるなど、まちづくりにおける緑を取り巻く状況は策定当時から大きく変化しております。

そこで、本市にふさわしい緑のあるべき姿を構築し、総合的な緑の施策を推進していくために、新たな「緑の基本計画」を策定するため、龍ケ崎市都市計画審議会に意見を求めるものです。

龍ケ崎市緑のまちづくりプラン

第２次緑の基本計画
（案）

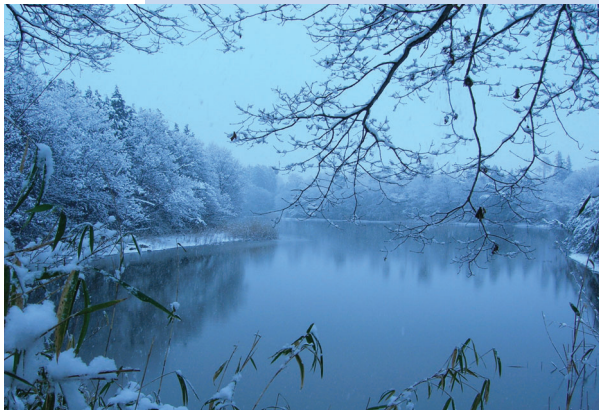

2023（令和５）年３月

龍ケ崎市

目　　次

第１章　計画策定にあたって 1
１　計画策定の背景と目的 1
２　計画の位置づけ 2
３　計画対象 3
４　計画構成 4

第２章　龍ケ崎市の緑の現状と課題 5
１　上位計画等の位置づけの整理 5
１-１　近年の緑に係る動向を踏まえた見直しの視点 5
１-２　上位関連計画の位置づけの整理 9
２　本市の緑地の現況 14
２-１　自然条件 14
２-２　社会条件 16
２-３　緑地及び市民等による緑化の現状 25
３　市民意向の把握 30
３-１　調査概要 30
３-２　市民意向の概要 30
４　本市における緑に係る施策等の取り組み状況 36
４-１　緑の保全に係る取り組み状況 36
４-２　緑の創造に係る取り組み状況 37
４-３　緑の活用に係る取り組み状況 39
４-４　市民等との協働による取り組み状況 40
５　緑に係る課題の整理 41
５-１　緑の保全に関する課題 41
５-２　緑の創造に関する課題 43
５-３　緑の活用に関する課題 45
５-４　市民等との協働による緑のまちづくりに関する課題 46

第３章　緑の将来都市像と基本方針 48
１　緑の将来都市像と基本方針等の設定 48
１-１　緑の将来都市像の設定 48
１-２　緑のまちづくりプランの基本方針及び目標値の設定 51
２　施策体系 53

第４章　施策の展開 54
基本方針１ 緑の保全 “美しい水と緑”を守り、大切にするまちづくりを推進します 54
基本方針２ 緑の創造 “美しい水と緑”を広げるまちづくりを推進します 57
基本方針３ 緑の活用 “美しい水と緑”を活かしたまちづくりを推進します 60
基本方針４ 協働 協働による “美しい水と緑”のまちづくりを推進します 70

第５章　計画の推進 72
１　推進体制の構築 72
２　計画の進行管理 73
２-１　PDCA サイクルによる計画の進捗管理 73
２-２　計画の見直し 73

資　料
（都計審での審議結果等を収録予定）

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景と目的

龍ケ崎市では、第１期都市計画マスタープランの部門別計画として、緑の総合的な指針を示した「龍ケ崎市緑のまちづくりプラン〈緑の基本計画〉」（以下「前計画」）を 1999（平成 11）年９月に策定し、緑化の推進を図るとともに、総合運動公園の整備等の施策に努めてまいりました。

その後、2015（平成 27）年に計画期間が満了し、行動計画の役割を果たした前計画は、「第２期都市計画マスタープラン」に組み込みましたが、現在でも、都市の緑の総合的な指針としての役割を担っています。

しかしながら、前計画策定時から 23 年という年月が経過する中で、緑を取り巻く状況は大きく変化し、ここ数年においては、社会経済情勢の変化などを背景に、2017（平成 29）年に都市緑地法、都市公園法等の緑に関連する法律が改正され、新たに緑の基本計画に定める事項として、「生産緑地の活用の方針」、都市の重要な緑である「都市公園の整備・管理の方針」、「民間活力を活用した公募設置管理制度（Park-PFI）※1 の方針」などを定めることとなりました。

また、SDGｓ※2 の理念を盛り込み、市民との協働を重視した本市の最上位計画となる「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030（2022（令和 4）年 12 月）」が新たに策定されるなど、まちづくりにおける緑を取り巻く状況は、前計画策定時から大きく変化しています。

本市においては、都市公園法等の法律の改正以前から、都市の重要な緑である都市公園の整備を計画的に進めていますが、今後、人口減少が見込まれる中、都市公園の整備・管理については、市民・事業者・行政が「協働」で取り組むことを基本にした新たな方針を定め、必要なリニューアル等の方策を検討することが重要です。

そこで、本市にふさわしい緑のあるべき姿を効率的かつ効果的に推進し、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施するため、『龍ケ崎市緑のまちづくりプラン＜第２次緑の基本計画＞』（以下「本計画」）を策定しました。

※1：2017（平成 29）年の都市公園法改正により新たに設けられた都市公園における民間資金を活用した整備・管理手法。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。

本計画と関連する主な SDGｓの目標

※2：SDGs とは、2015（平成 27）年９月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

２　計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法第４条に規定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として定めるもので、「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030」や「龍ケ崎市都市計画マスタープラン 2017（2017（平成 29）年３月）」等との整合を図りながら、公共施設や民有地の緑化に関する方針等を定め、緑地の保全及び緑化の推進に向けた総合的な施策の展開を図るものです。

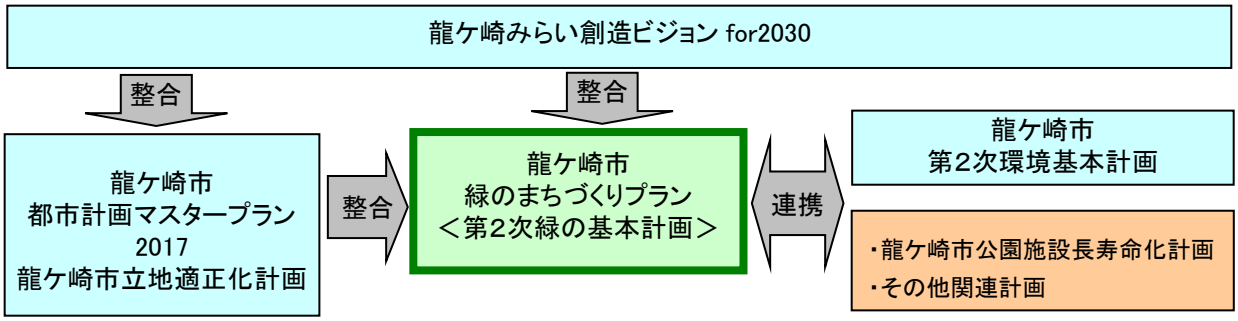

3　計画対象

（1）計画対象範囲

計画対象範囲は、龍ケ崎市全域とします。

（2）計画期間

計画期間は、2023（令和5）年度～2032（令和 14）年度の 10 年間とします。

（3）対象とする緑の範囲

本計画で対象とする「緑」は、次図に示すように、都市公園等として整備・管理されている「施設緑地」と土地利用の規制・誘導で確保される「地域制緑地等」からなる『緑地』とします。

〈計画の対象とする緑地〉

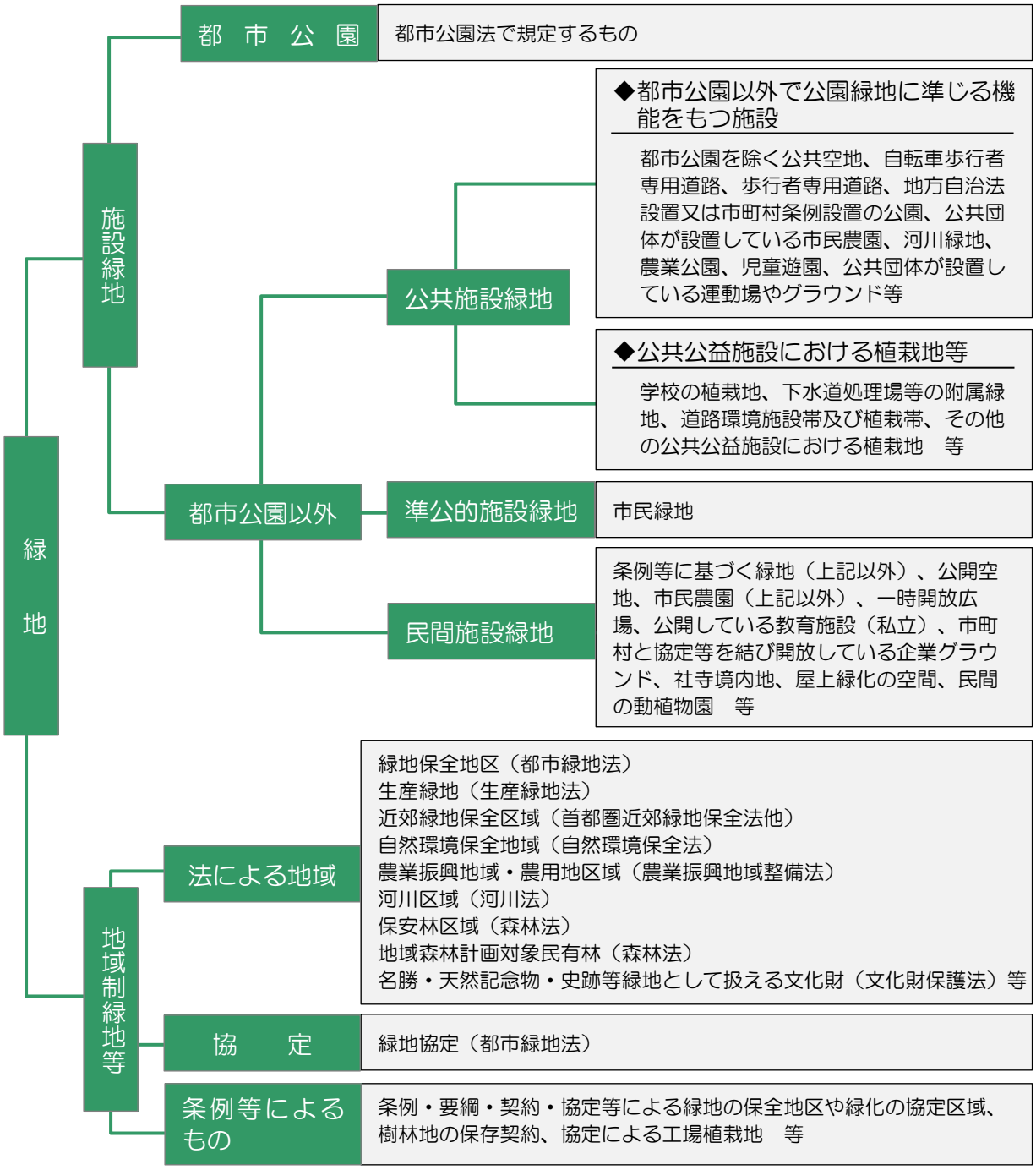

４　計画構成

本計画の構成は以下のとおりです。

第１章　計画策定にあたって
１　計画策定の背景と目的
２　計画の位置づけ
３　計画対象
４　計画構成

計画改定にあたっての背景や計画の目的、期間、対象など、緑のまちづくりプラン＜緑の基本計画＞の基本的事項を整理します。

第２章　龍ケ崎市の緑の現状と課題
１　上位計画等の位置づけの整理
２　本市の緑の現況
３　市民意向の把握
４　本市における緑に係る施策等の取り組み状況
５　緑に係る課題の整理

・既存資料、各種統計データ等から、近年の緑に係る動向、上位関連計画等の位置づけ、本市の概況と緑の現況などを整理します。
・アンケート調査結果から市民の緑に係る意向を把握します。
・本市における緑に係る施策等の取り組み状況を整理します。
・上記を踏まえ、緑に係る課題を整理します。

第３章　緑の将来都市像と基本方針
１　緑の将来都市像と基本方針等の設定
２　施策体系

・本市がめざす緑の将来都市像を設定し、その実現のための取り組みの基本方針や数値目標を示します。

第４章　施策の展開
基本方針１“美しい水と緑”を守り、大切にするまちづくりを推進します
基本方針２“美しい水と緑”を広げるまちづくりを推進します
基本方針３“美しい水と緑”を活かしたまちづくりを推進します
基本方針４　協働による“美しい水と緑”のまちづくりを推進します

基本方針に基づく施策及び具体的な取り組みを示します。

第５章　計画の推進
１　推進体制の構築
２　計画の進行管理

計画の実効性を高めるための推進体制や進行管理を示します。

第２章　龍ケ崎市の緑の現状と課題

１　上位計画等の位置づけの整理

ここでは、近年の緑に係る法改正を踏まえ、本計画の見直しにおける視点を整理するとともに、上位関連計画等との位置づけを整理します。

１-１　近年の緑に係る動向を踏まえた見直しの視点

（１）近年の緑の関わる動向

本計画を見直す視点を整理するため、ここでは、現行計画策定後（2000（平成12）年度以降）の緑地制度の変遷等を整理します。

まず、大きな動向としては、2004（平成 16）年に「都市緑地保全法」が「都市緑地法」に改められ、緑の基本計画の記載事項として、「都市公園の整備の方針に関すること」が位置づけられたことや、緑化地域制度等の創設により、緑化に関する施策の充実が図られたことなどがあげられます。

これにより、「緑の基本計画」は、都市公園の整備を含めた「都市における緑地の保全と緑化の推進に関する総合的なマスタープラン」として位置づけられました。

また、同年、「緑の基本計画」と関連する都市公園法の改正や景観法が制定されています。

次の大きな動向としては、2017（平成 29）年の「都市緑地法」の改正であり、この改正で、緑地の定義に「農地」が明記されたことや、緑の基本計画の記載事項として「都市公園の管理の方針に関すること」と「生産緑地地区内の緑地の保全に関すること」が位置づけられたことなどがあげられます。

また、同年、「都市公園法」も改正されており、公園管理に関しては、民間活力を活用するPark-PFI も創設されています。

これにより、農地の有する緑地機能を活かしたまちづくりや、都市公園の管理運営・維持修繕などの緑のマネジメント的な視点を含めた「緑の基本計画」が求められるようになりました。

〈2000（平成 12）年以降の緑に係る制度の変遷〉

	都市公園（★）及び緑地保全（◆）関連制度	その他（都市計画関連等）
2000 年（H12）		**○都市計画法の改正** ⇒準都市計画区域の導入 ⇒線引きの選択制導入 ⇒都市計画基準に環境の規定追加
2001 年（H13）	**◆都市緑地保全法の改正** ⇒管理協定制度の創設 ⇒緑化施設整備計画認定制度の創設	
2003 年（H15）	**★都市公園法施行令の改正** ⇒都市公園配置基準 ⇒公園施設の弾力化 ⇒占用物件の弾力化等	
2004 年（H16）	**★都市公園法の改正** ⇒借地公園制度 ⇒立体都市公園制度 **◆都市緑地保全法の改正** ⇒緑の基本計画における**都市公園の明確化** ⇒都市緑地法に名称改定 ⇒人工地盤型市民緑地制度の創設 ⇒緑地保全地域制度の創設 ⇒緑化地域制度の創設 ⇒地区計画緑地保全条例制度の創設 ⇒地区計画緑化率条例制度の創設	**○景観法の制定** ⇒景観計画
2008 年（H20）		**○歴史まちづくり法の制定**
2014 年（H26）		**○都市再生特別措置法の改正** ⇒立地適正化計画
2015 年（H27）	**◆都市農業振興基本法の制定** ⇒都市農業（市街地及びその周辺地域で行われる農業）の安定的な継続と都市農業の有する機能の適切・十分な発揮により良好な都市環境を形成するために制定	
2017 年（H29）	**★都市公園法の改正** ⇒公募設置管理制度（Park-PFI）の創設 ⇒PFI 事業の設置管理許可期間の延長 ⇒公園協議会の制度化 ⇒維持修繕基準の法令化 **◆都市緑地法の改正** ⇒**緑地の定義へ農地を明記** ⇒市民緑地認定制度の創設 ⇒緑化保全・緑化推進法人(みどり法人)制度の拡充（緑地管理機構の改称） ⇒緑の基本計画における**都市公園の管理の方針の明確化** **◆生産緑地法の改正** ⇒特定生産緑地制度の創設	**○都市計画法の改正** ⇒田園住居地域の創設
2018 年（H30）	**◆都市農地の賃借の円滑化に関する特別措置法の制定** ⇒市街化区域内の農地のうち、生産緑地の貸借が安心して行える新たな仕組みを創設	

（2）近年の緑の動向を踏まえた見直しの視点

視点1　これまでの取り組みの検証と時代の潮流への対応

◆前計画策定から20年以上が経過し、緑に関わる現状も変化しています。また、近年は気候変動の影響への対策や生物多様性の保全の観点からも、緑のもつ多面的機能の維持・拡大が重要視されています。

◆国においても、都市緑地法の改正により、2004（平成16）年に緑地保全地域制度や緑化地域制度などが新たに創設されており、緑に関わる取り組みの制度の拡充が進められています。

◆本計画においては、これまでの緑の保全・創造・活用などに係る取り組み状況や市民等の緑に関わるニーズを把握するとともに、近年の緑の重要性や本市の緑の現状等を踏まえ、新たな制度の活用や、緑の基本計画で独自に定めることのできる保全配慮地区、緑化重点地区などの活用なども視野におきながら、数値目標や施策について見直していくことが求められます。

都市における緑のもつ主な機能・役割	
環境保全機能	○地球温暖化の原因となる二酸化炭素等を吸収し大気を浄化 ○木陰等の創出によりヒートアイランド現象の緩和 ○生物の生息環境の保全 ○騒音・振動の緩和
防災機能	○水源の涵養や土砂流出防止等、国土保全上の機能 ○災害時の避難所・災害救助活動の拠点等（都市公園・農地等） ○街路樹等による火災の延焼防止
レクリエーション機能	○自然とのふれあいの場 ○リフレッシュの場
景観形成機能	○潤いある生活空間の創出

視点2　公園の緑の保全と活用

◆2004（平成16）年及び2017（平成29）年の都市緑地法の改正により、緑の基本計画に、都市公園の整備・管理に関する方針を位置づけることが可能となりました。

◆人口減少、少子・高齢化などの人口構造の変化、地球温暖化の緩和・適応などの観点からも、緑に求められるニーズ・機能は多様化しており、市民の身近な緑ともなる公園の緑の保全と有効活用は、都市化が進む本市において、今後、特に重要となります。

◆このため、市民等のニーズや災害などにも対応し得る公園として保全・活用していくため、その機能の見直しを図ることが求められます。

◆さらに長く市民に愛され、魅力ある公園としていくため、市民との協働による維持管理やPark-PFIなどの民間活力を活用した公園の管理運営なども視野に入れ、公園の維持管理を見直していくことが求められます。

視点３　都市の緑としての農地の保全と有効活用

◆2017（平成29）年の都市緑地法の改正により、緑の基本計画において、これまであいまいな位置づけであった農地が、緑地として明確化され、今後は農地の有する機能を活用した取り組みを、積極的に緑の基本計画へ位置づけることが可能となりました。

◆山間部をもたない本市において、農地は貴重な緑となることを踏まえ、農業関連施策と連携した農地の保全と有効活用が求められます。

◆生産緑地※1については、2022（令和4）年で生産緑地の都市計画決定から指定期限の30年を迎えました。本市では、市街地内の貴重な緑の保全の観点から、特定生産緑地への指定斡旋に努めてきましたが、一定数の所有者が特定生産緑地※2には指定しなかったことから、今後、宅地化されることが見込まれます。

※１：市街化区域内の農地等について、計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として、生産緑地法の規定に基づいて定めた農地等。生産緑地としての指定期間は30年間で、農地等として維持することを条件に、税の軽減措置が受けられる。
※２：指定から30年を迎える生産緑地について、生産緑地の所有者等の意向を基に、さらに10年間、生産緑地として延長した生産緑地のこと。

視点４　市民・事業者・行政の協働・連携

◆これまでの取り組みにおいては、行動計画の方針の１つに「緑のまちづくりをみんなで取り組む」を掲げ、市民参加を促進するために、緑のまちづくりに関する普及・啓発や連携体制の構築、緑のまちづくりのルールの確立などに取り組んできました。

◆緑に関わる取り組みにおいては、市民・事業者・行政の協働・連携が不可欠であるため、これまでの取り組みの現状を踏まえ、今後の協働・連携の方策（強化等）を検討する必要があります。

1-2　上位関連計画の位置づけの整理

（1）「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030」

龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030 の概要	
目的	本市の目指すまちの姿を市民とともに共有し、時代の変化に対応した持続可能なまちづくりに向けて、ともに歩みを進めるための指針として策定
計画期間	○将来ビジョン：2023（令和５）年１月～2031（令和 13）年３月までのおおむね８年間 ○前期基本計画：2023（令和５）年１月～2027（令和９）年３月までのおおむね４年間
将来に向けた本市のあるべき姿	
まちづくりの基本姿勢	(1) 「自ら考え、行動する」から生まれる「協働」のまちづくり (2) 市民に信頼される「納得性」の高いまちづくり (3) 時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり
目標人口	2030（令和 12）年の目標人口：72,000 人
土地利用構想	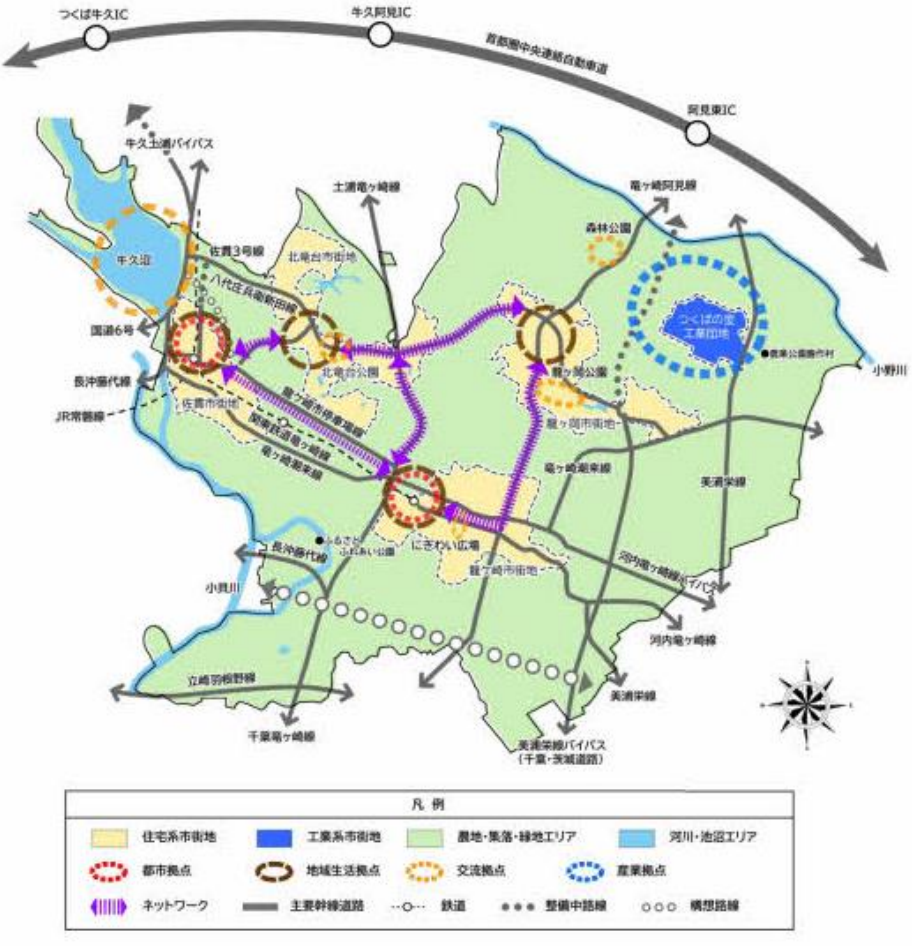

<table>
<tr><th colspan="2">龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030 の概要</th></tr>
<tr><td>政策の柱</td><td>１　子どもや若者が健やかに育ち、一人ひとりの夢や希望を育むまちづくり
２　まちの元気を生み出す産業と交流のあるまちづくり
３　共に支え合い、誰もが健康に暮らせるまちづくり
４　誰もが自分らしく、生きがいを持って暮らせるまちづくり
５　安全・安心が実感できるまちづくり
６　機能的で、利便性が高いまちづくり
７　環境にやさしく、誰もが快適に暮らせるまちづくり
８　市民と共に育む持続可能なまちづくり</td></tr>
<tr><td>本計画に係る主な政策の柱等</td><td>本計画と「特に関連性の高い」政策の柱・施策・施策の展開方向
<table>
<tr><th>政策の柱（番号）</th><th>施策</th><th>施策の展開方向</th></tr>
<tr><td>２</td><td>⑶地域資源を活用した観光まちづくりの推進※1</td><td>②交流の拠点としての牛久沼の有効活用
③大規模公園の活用</td></tr>
<tr><td>４</td><td>⑴誰もが楽しめる生涯スポーツ社会の実現※1</td><td>④スポーツ環境の充実</td></tr>
<tr><td rowspan="2">６</td><td>⑴魅力ある都市拠点の形成※1，3</td><td>③にぎわいのある交流拠点の整備</td></tr>
<tr><td>⑶良好な住環境の維持・創出※2</td><td>①多様なニーズに対応した住宅地の供給と魅力ある住環境形成の促進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">７</td><td>⑵自然環境の保全と環境美化の推進</td><td>①自然環境と里山の保全
②水辺環境の保全
④環境美化の推進</td></tr>
<tr><td>⑶機能的な都市インフラと暮らしを支える生活インフラの維持・整備</td><td>①機能に応じた道路網の整備
②市民に愛される公園の整備・活用・維持</td></tr>
<tr><td rowspan="2">８</td><td>⑴市民主体のまちづくりの推進</td><td>①市民と行政の相互理解・情報共有の強化
②市民自らが考え、行動する、活発な市民活動の促進
③地域における市民活動の活性化</td></tr>
<tr><td>⑸公共施設の「縮充」の推進</td><td>①効果的・効率的な維持管理の推進
②機能（行政サービス）・事業運営の最適化の推進
③施設配置・総量の最適化</td></tr>
</table>
※1：リーディングプロジェクト（魅力創造プロジェクト）
※2：リーディングプロジェクト（未来創造プロジェクト）
※3：リーディングプロジェクト（幸せ創造プロジェクト）</td></tr>
</table>

（2）龍ケ崎市都市計画マスタープラン 2017

龍ケ崎市都市計画マスタープラン 2017 の概要	
目的	時代の変化に的確に対応し、将来にわたって持続可能な活力ある都市として発展していくため、本市の都市づくりの基本的な方針を明らかにするために策定した計画
計画期間	2017（平成 29）年度～2026（令和８）年度（10 年間）
将来都市像	「人が元気 まちも元気 自慢したくなるふるさと 龍ケ崎」
都市づくりの目標	（１）次代に誇れる快適で魅力ある都市づくり （２）地域資源を活かしたにぎわいや活力ある都市づくり （３）健康で、安全・安心に暮らせる都市づくり （４）若者世代に支持される 住んでみたいと感じる都市づくり （５）将来を見据えたコンパクトで持続可能な都市づくり
将来都市構造（水と緑の拠点とネットワークの形成）	◆水と緑の拠点とネットワークの形成方針 ①水と緑の拠点を形成し保全・活用 ②水の連なりや緑の連なりを活かした水と緑のネットワークを形成 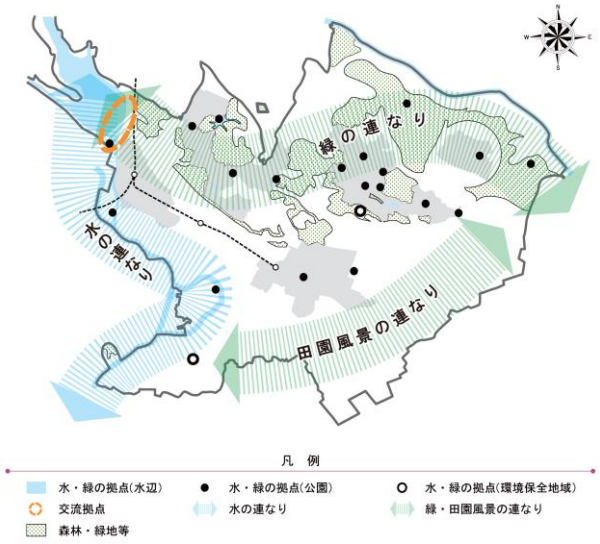 水と緑の拠点ネットワーク図
公園・緑地整備方針	◆都市づくりの方針 1）適切な公園・緑地の維持・活用 2）水と緑のネットワークの形成 公園・緑地整備方針図
景観形成方針	◆都市づくりの方針 1）魅力的な景観の形成 2）自然景観の維持 3）市民との協働による景観形成

（3）龍ケ崎市立地適正化計画（2019（平成 31）年3月）

龍ケ崎市立地適正化計画の概要	
目的	「コンパクトなまちづくり」を推進し、人口減少下にあっても、市民がこれからも安全・安心で快適に暮らし続けることができる「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を図ることを目的として策定した計画
計画期間	2019（令和元）年度～2040（令和 22）年度
まちづくりの方針	将来にわたって快適に暮らし続けられる、魅力と生活利便性の高い多極ネットワーク型コンパクトシティの形成
目指すべき本市の骨格構造	
課題解消のための施策・誘導方針	方針１　地域特性等を踏まえた、拠点地区の形成 方針２　安全で、生活利便性の高いエリアへの緩やかな居住の誘導 方針３　拠点形成や居住誘導と連携した公共交通ネットワークの構築

（4）龍ケ崎市第２次環境基本計画（2017（平成 29）年3月）

龍ケ崎市第２次環境基本計画の概要			
目的	龍ケ崎市環境基本条例第９条に規定する計画で、本市の最上位計画である「第２次ふるさと龍ケ崎戦略プラン」を、環境面から補完する分野別基本計画		
計画期間	2017（平成 29）年度～2026（令和８）年度（10 年間）		
将来の環境像	「かけがえのない自然を未来へ　人や地球にやさしい環境のまち　龍ケ崎」		
本計画に係る主な施策等		目標	施策
	自然環境 基本方針２	目標６ 里山環境が保全され、多様な生態系とともにあるまち	①谷津の保全 ②農地・林地の保全
		目標７ 河川や池沼の自然が保全され、水辺の生態系が軸となったまち	①牛久沼や蛇沼の自然の保全 ②河川・水路の自然の保全
		目標８ 重要種の保護、有害種や特定外来生物への対応が進み、野生動植物と共存するまち	①重要種の保護と特定外来生物等への対応 ②有害な種への対策
	文化環境 基本方針３	目標９ 歴史的環境や自然景観資源の保全と活用が進み、魅力あるまち	①歴史的な景観の保全と活用 ②自然景観の保全と活用
		目標 10 水と緑に親しめる環境の形成が進み、うるおい豊かなまち	①公園緑地の充実 ②街なみの緑の充実 ③自然に親しめる環境の整備と活用

（５）龍ケ崎市公園施設長寿命化計画（2023（令和５）年２月）

<table>
<tr><th colspan="2">龍ケ崎市公園施設長寿命化計画の概要</th></tr>
<tr><td>目的</td><td>本市の公園施設の長寿命化を図るため、計画的に公園施設の維持管理を行っていくために策定する計画</td></tr>
<tr><td>計画期間</td><td>２０２３（令和５）年度～２０３２（令和１４）年度（10 年間）</td></tr>
<tr><td>計画対象公園</td><td>街区公園 95 箇所、近隣公園９箇所、地区公園３箇所、運動公園１箇所、風致公園１箇所、都市緑地 25 箇所、その他９箇所　計 143 箇所</td></tr>
<tr><td>日常的な維持管理の方針</td><td>日常点検と維持管理（清掃・保守・修繕）は、都市公園法第３条の２に定める都市公園の管理基準に適合するよう、担当部署により随時実施して、施設の劣化や損傷を把握する。
清掃等は、担当部署によるもののほか、地域住民や各種団体等によるアダプトプログラムの活用を推進する。</td></tr>
<tr><td>公園施設の長寿命化のための基本方針</td><td>今後は、日常点検や定期点検により常に公園施設の健全度を把握する。管理方法は、公園台帳のデータベース化により情報の一元化を図る。
予防保全型管理は、ライフサイクルコストの縮減効果の見込める施設を中心に分類し、計画的に補修を行い、施設の延命化を図る。
その他の「既に老朽化が進み、補修しても長寿命化が見込めない施設」や「ライフサイクルコストの縮減効果の見込めない施設」は、事後保全型管理に分類し、更新する。
植栽は、現在と同様に、下表のように維持管理を行う。また、高木については、公園の供用開始から 10 年以上が経過し大木化が進んでいることから樹木管理計画を策定して、計画的に剪定等を行っていく。
<table>
<tr><th></th><th>維持管理内容</th></tr>
<tr><td>剪定</td><td>高木：街区公園、近隣公園、地区公園、都市緑地を対象に
約 20 公園/年（５年に１回の剪定を目安）
低木：１回/年</td></tr>
<tr><td>病害虫駆除</td><td>適宜、実施</td></tr>
<tr><td>除草</td><td>年２回</td></tr>
<tr><td>間伐</td><td>高木の剪定とあわせて実施</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

2　本市の緑地の現況

ここでは、基本的な条件として自然・社会条件を整理するとともに、本市の緑地・緑化等の緑の現状を整理します。

2-1　自然条件

（1）地勢概要

◆本市は、茨城県の南部に位置し、東は稲敷市・河内町に、南は利根町、西は取手市および牛久沼を挟んでつくば市・つくばみらい市に、北は牛久市に接しています。

◆東京都心からは 50ｋｍ圏内、成田国際空港と筑波研究学園都市からは、約 20ｋｍの距離にあり、市域の面積は、約 78.6ｋｍ^2 です。

◆北部は関東ローム の堆積する筑波稲敷台地、南部は利根川と小貝川に挟まれた沖積平野に田園地帯が広がっています。西部には白鳥が集う牛久沼があり、自然豊かな環境を保っています。

◆都心からの地理的条件の良さから、竜ヶ崎ニュータウンやつくばの里工業団地などの開発による都市化が進んできました。

〈龍ケ崎市の地形〉

出典：龍ケ崎市第２次環境基本計画

（2）気象

◆本市の年平均気温は、15℃前後と比較的温暖です。年降水量は、その年によって増減はありますが、1,200～1,400mm 程度で、適度な降水量もあり、気象条件に恵まれています。

◆2021（令和３）年の年平均気温は 15.0℃と例年並み、年降水量は 1,720 ㎜と例年よりも多くなっています。

〈年平均気温及び年降水量の推移〉

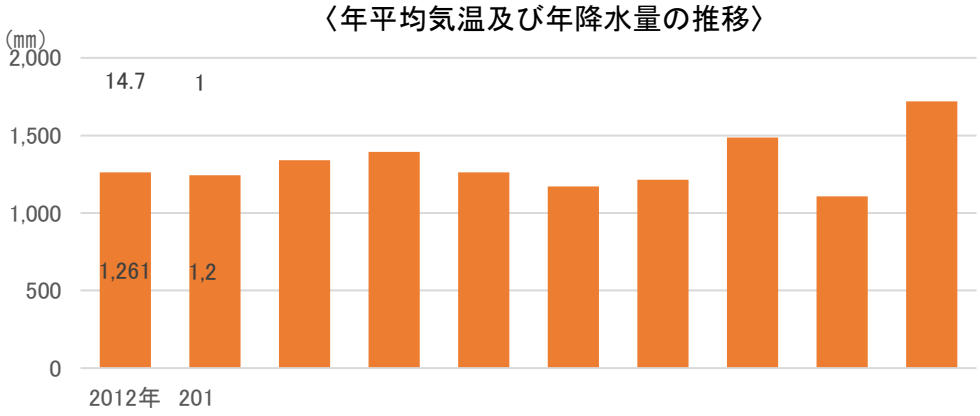

出典：「令和３年版統計りゅうがさき　気象庁」のデータを基に作成

（３）動植物

◆本市に残された台地部の森林、小貝川や牛久沼などの豊かな水辺などは、多様な動植物の生息地となっています。

◆「茨城県版レッドデータブック　＜動物編＞2016 年改訂版、＜植物編＞2012 年改訂版」においては、オオルリハムシ（準絶滅危惧種）の生息地となっているほか、小貝川河川敷などにおいては、アゼオトギリ、コイヌガラシなど絶滅危惧種含む貴重な植物の生息が報告されています。

◆また、牛久沼には、白鳥や水鳥が飛来・生育するほか、タン貝やヨシ等の多様な動植物も生息しています。

（４）河川・湖沼等

◆本市を代表する河川・湖沼としては、取手市との境界を流れる小貝川、北竜台市街地付近の水源から東へ流れる大正堀川、西部に広がる牛久沼などがあげられます。

◆小貝川は、国の一級河川であり、周辺にはかつての洪水による洗堀でできた中沼や、小貝川の短絡工事により昔の流路が三日月状に残った旧小貝川のような特徴的地形が多く見られます。

◆大正堀川は、田園地帯と市街地を交互に抜けて流れる県の一級河川であり、出し山町から野原町にかけて都市排水路が併設されています。

◆湖面積 6.5ｋｍ^{2}の牛久沼は、茨城県内でも霞ヶ浦、涸沼に次ぐ大きさの細長い湖沼であり、小貝川の堆積作用により谷田川及び西谷田川が堰き止められて形成された、平均水深１ｍの浅い湖沼です。古くから農業用水や漁場として利用されているほか、近年では、市民等の自然体験・憩いの場などとしても利用されています。

2-2　社会条件

（1）人口

①　人口・世帯数

◆近年の本市の人口推移は、2010（平成 22）年までは増加傾向、その後、減少傾向に転じています。2020（令和２）年の本市の人口は、76,420 人で、前計画策定当時（2000（平成 12）年：76,923 人）と、あまり変化がありません。

◆年齢別の人口推移をみると、65 歳以上の老年人口が増加しており、2020 年の老年人口の比率は 29.5%です。前計画策定当時（2000（平成 12）年）の老年人口の比率は 12.6%であり、これと比較しても、高齢化が急速に進んでいることがうかがえます。

◆世帯数の推移は、2000（平成 12）年以降、増加傾向が続いており、2020（令和２）年の本市の世帯数は、32,158 世帯です。

〈人口・世帯数の推移〉

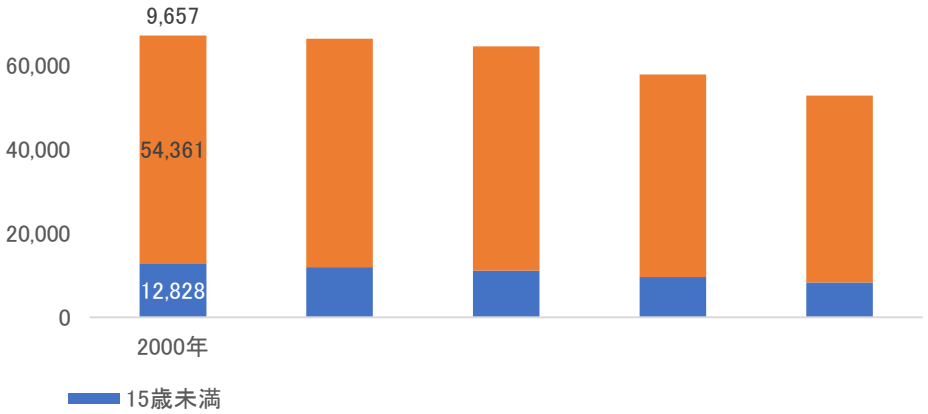

出典：「令和３年版統計りゅうがさき　国勢調査」のデータを基に作成

②　将来人口

◆「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030」においては、2030（令和 12）年の本市の目標人口を、72,000 人としています。

〈本市の人口の将来展望〉

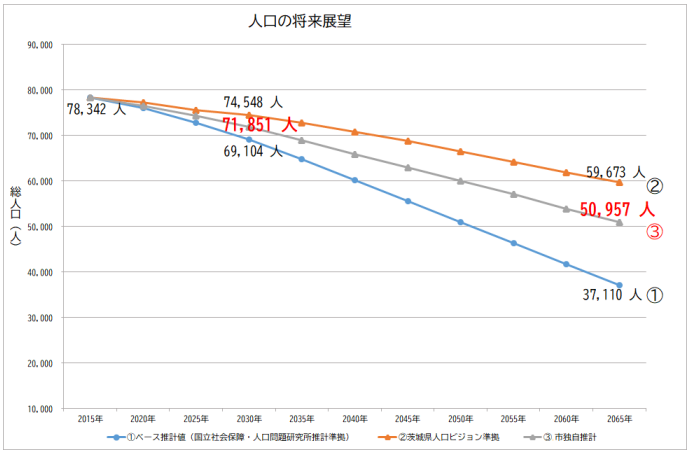

（２）土地利用

◆2021（令和３）年の本市の地目別面積の構成比をみると、農地・山林・池沼等の自然的な土地利用が、市域全体の約６割を占めています。

◆近年は、農地・山林などの自然的な土地利用は減少傾向にあり、対して宅地等の都市的な土地利用が増加傾向にあります。

◆本市は、市全域（7,859ha）が都市計画区域となっており、うち、２割弱（1,371 ha）が市街化区域に指定されています。

◆市街化区域内の約７割が、土地区画整理事業等により計画的に整備されています。

〈2021 年　地目別面積構成比〉

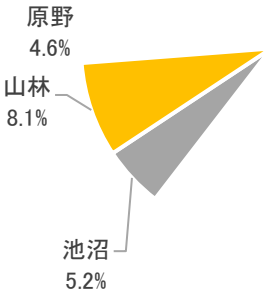

出典：「令和３年版統計りゅうがさき　地目別面積」のデータを基に作成

〈地目別面積の推移〉

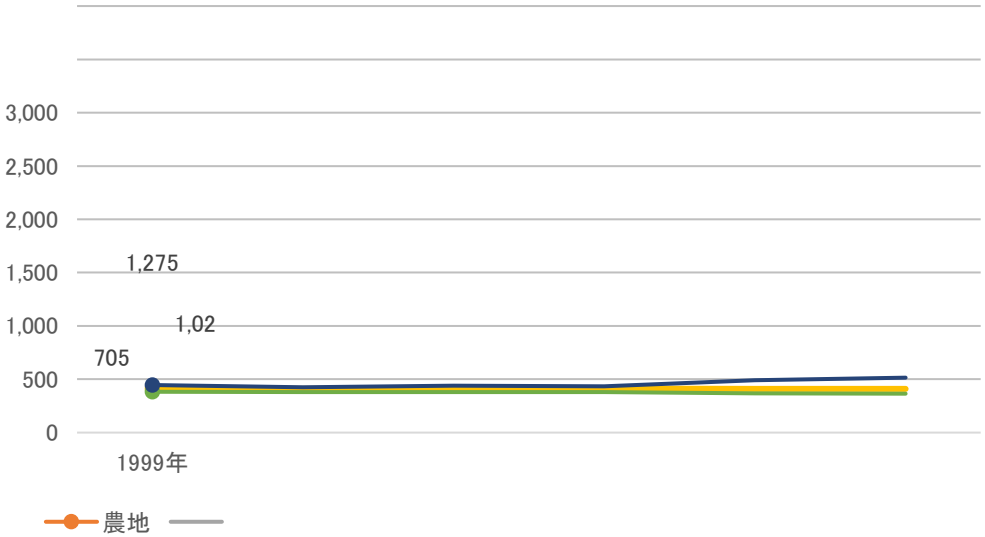

出典：「令和３年版統計りゅうがさき　地目別面積」のデータを基に作成

〈土地利用の現状〉

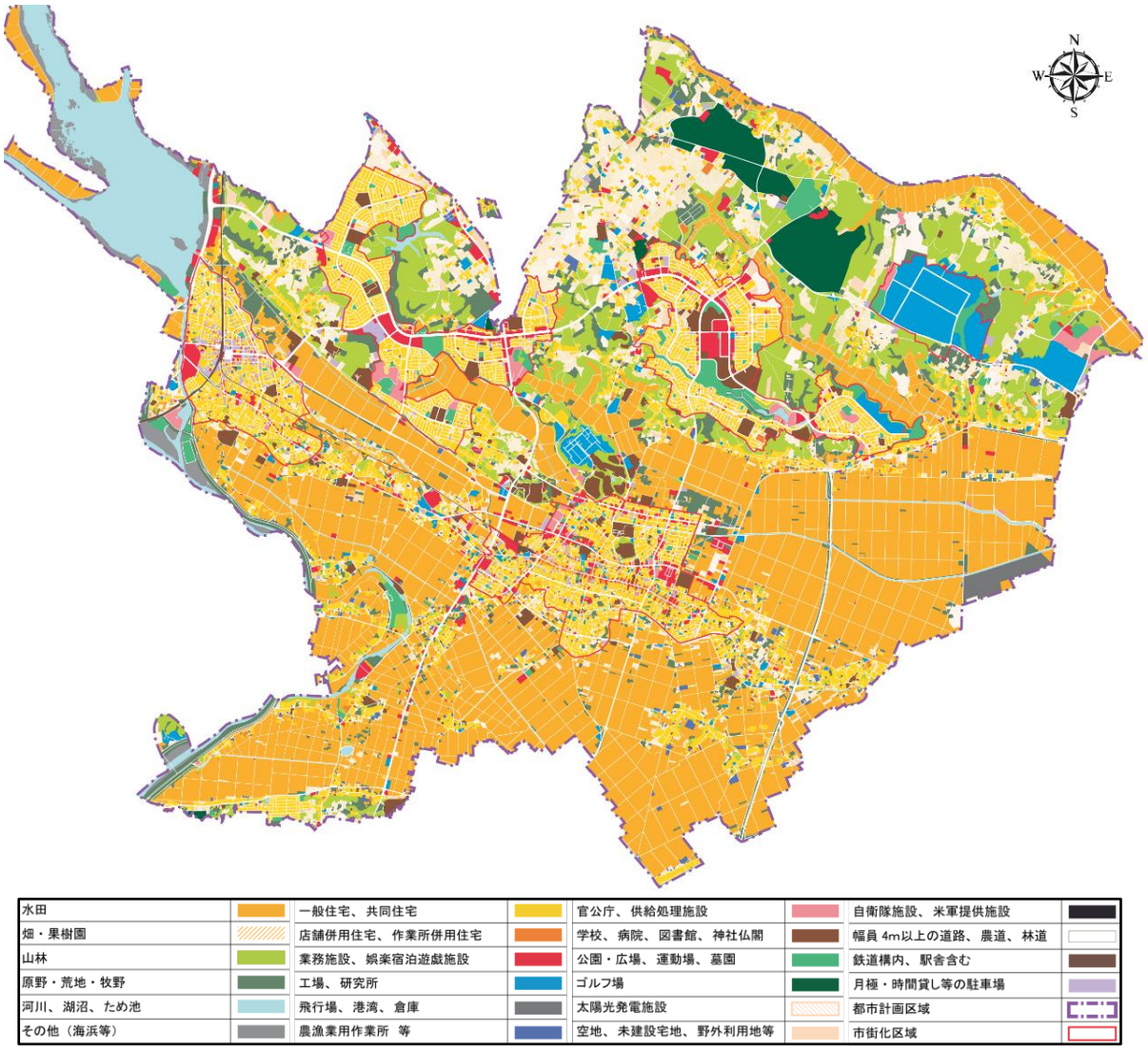

出典：令和２年度　都市計画基礎調査　図面４－２－１土地利用現況図

（３）農地（経営耕地面積）の現状

◆2020（令和２）年の本市の経営耕地面積は、1,950ha であり、近年の推移をみると、2015（平成 27）年までは減少傾向にありましたが、2020（令和２）年には増加に転じています。

◆1995（平成７）年と 2020（令和２）年の経営耕地面積を比較すると、2020（令和２）年には、508ha 減少（約 20%減）しており、うち畑の面積の減少が 315ha と最も多くなっています。

◆経営耕地面積の内訳をみると、田は、2015（平成 27）年までは減少傾向、その後 2020（令和２）年には増加に転じているほか、畑、樹園地は減少傾向にあります。

◆耕作放棄地の面積をみると、近年は、増加傾向にあり、2005（平成 17）年から 2015（平成 27）年の 10 年間で約 2.6 倍となっています。

〈経営耕地面積の推移〉

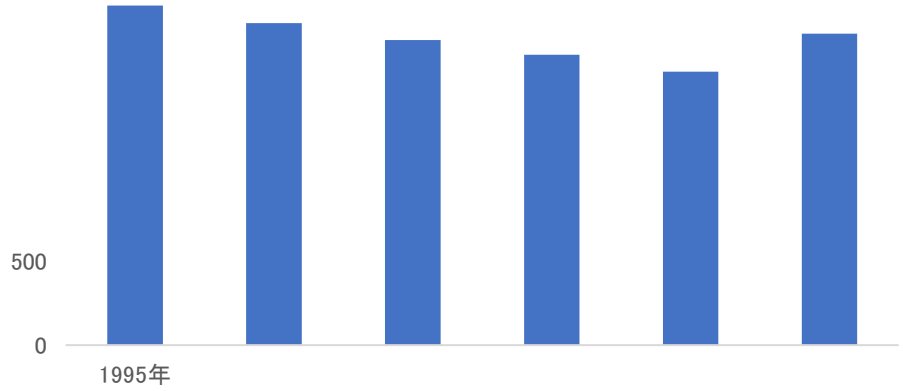

出典：「龍ケ崎市人・農地プラン（令和４年２月）」、「令和３年版統計りゅうがさき」を基に作成

〈耕作放棄地面積の推移〉

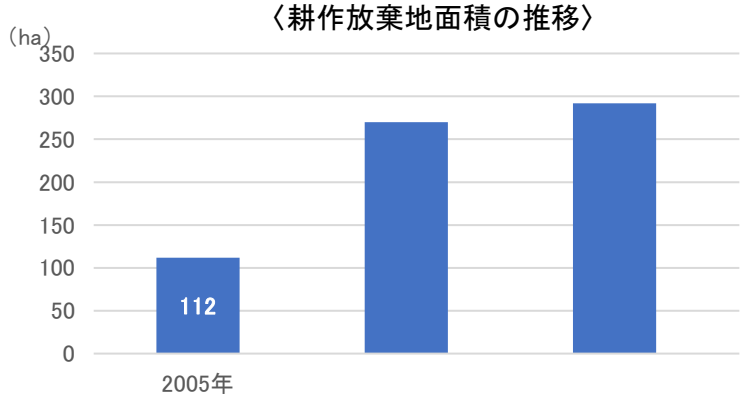

出典：「龍ケ崎市人・農地プラン（令和４年２月）」を基に作成。

（４）公園整備状況

◆現在、市内には計 153 箇所の公園や緑地等があります。

◆都市公園としては、面積が 0.25ha 程度の小規模な街区公園が 95 箇所、2ha から 4ha の近隣公園・地区公園が 12 箇所、運動することを目的とした総合運動公園が 1 箇所、良好な自然的環境を形成する地区として配置する風致公園が 1 箇所整備されているほか、都市景観の向上や樹林地等の保全を目的とした緑地等が 25 箇所あります。

◆都市公園以外には、条例等により設置された公園、児童遊園、運動場やグラウンド等が 19 箇所整備されています。

◆本市を代表する公園としては、蛇沼公園、若柴公園、市民健康の森、龍ヶ岡公園、北竜台公園、龍ケ崎市総合運動公園、龍ケ崎市森林公園などのほか、本市の水辺の象徴である牛久沼のほとりに整備された牛久沼水辺公園などがあげられます。

〈都市公園・公共施設緑地の整備状況〉

			箇所数	面積（ha）
都市公園	基幹公園	街区公園	95	14.93
		近隣公園	9	16.83
		地区公園	3	24.93
		運動公園	1	11.80
		計	108	68.48
	特殊公園	風致公園	1	0.53
	その他の都市公園	都市緑地	24	23.34
		緑道	1	0.01
		計	25	23.35
	都市公園　計		134	92.36
公共施設緑地			19	38.39
公園等　計			153	130.75

出典：令和２年度都市計画基礎調査を基に作成

〈都市公園一覧〉

		No.	名称	面積(ha)	開設年月	備考	
基幹公園	街区公園	a-1	愛戸児童公園	0.18	S46.12.21		都市計画決定の名称
		a-2	出し山第一児童公園	0.21	S50.3.21		
		a-3	出し山第二児童公園	0.23	S51.3.30		
		a-4	姫宮第一児童公園	0.20	S49.3.30		
		a-5	姫宮第二児童公園	0.21	S52.7.1		
		a-6	光順田児童公園	0.15	S53.4.15		
		a-7	野原第一児童公園	0.13	S60.3.5		
		a-8	野原第二児童公園	0.13	S62.4.1		
		a-9	佐貫第一児童公園	0.15	H4.7.7		
		a-10	佐貫第二児童公園	0.33	H4.7.7		
		a-11	佐貫第三児童公園	0.42	H4.7.7		
		a-12	佐貫第四児童公園	0.25	H4.7.7		
		a-13	佐貫第五児童公園	0.20	H4.7.7		
		a-14	長山第三児童公園	0.22	H4.7.8	北竜台 5 号児童公園	
		a-15	長山第二児童公園	0.31	H4.7.8	北竜台 6 号児童公園	
		a-16	長山第一児童公園	0.25	H4.7.8	北竜台 7 号児童公園	
		a-17	松葉第二児童公園	0.15	H4.7.8	北竜台 8 号児童公園	
		a-18	松葉第三児童公園	0.33	H4.7.8	北竜台 9 号児童公園	
		a-19	小柴第一児童公園	0.20	H4.7.8	北竜台 10 号児童公園	
		a-20	平台第一児童公園	0.30	H4.7.8	北竜台 11 号児童公園	
		a-21	平台第二児童公園	0.15	H4.7.8	北竜台 12 号児童公園	
		a-22	中根台児童公園	0.33	H4.7.8	北竜台 13 号児童公園	
		a-23	久保台第一児童公園	0.19	H4.7.8	北竜台 14 号児童公園	
		a-24	久保台第二児童公園	0.33	H4.7.8	北竜台 15 号児童公園	
		a-25	松葉第 1 児童公園	0.23	S57.3.24		
		a-26	小柴第二児童公園	0.25	H4.7.8	北竜台 17 号児童公園	
		a-27	藤ヶ丘第四街区公園	0.17	H11.7.1	龍ヶ岡 6 号街区公園	
		a-28	藤ヶ丘第一街区公園	0.18	H11.7.1	龍ヶ岡 7 号街区公園	
		a-29	藤ヶ丘第五街区公園	0.18	H11.7.1	龍ヶ岡 8 号街区公園	
		a-30	藤ヶ丘第六街区公園	0.20	H11.7.1	龍ヶ岡 9 号街区公園	
		a-31	城ノ内第一街区公園	0.15	H8.11.7	龍ヶ岡 10 号街区公園	
		a-32	城ノ内第二街区公園	0.15	H8.11.7	龍ヶ岡 11 号街区公園	
		a-33	城ノ内第三街区公園	0.27	H12.8.1	龍ヶ岡 12 号街区公園	
		a-34	城ノ内第四街区公園	0.16	H8.11.7	龍ヶ岡 13 号街区公園	
		a-35	城ノ内第五街区公園	0.18	H8.11.7	龍ヶ岡 14 号街区公園	
		a-36	藤ヶ丘第三街区公園	0.34	H11.7.1	龍ヶ岡 15 号街区公園	
		a-37	藤ヶ丘第二街区公園	0.16	H11.7.1	龍ヶ岡 16 号街区公園	
		a-38	松ヶ丘第一街区公園	0.20	H9.5.8	龍ヶ岡 17 号街区公園	
		a-39	松ヶ丘第三街区公園	0.20	H9.5.8	龍ヶ岡 18 号街区公園	
		a-40	松ヶ丘第二街区公園	0.20	H9.5.8	龍ヶ岡 19 号街区公園	
		a-41	白羽第一街区公園	0.20	H11.7.1	龍ヶ岡 20 号街区公園	
		a-42	白羽第二街区公園	0.27	H12.8.1	龍ヶ岡 21 号街区公園	
		a-43	にぎわい広場	0.52	H22.4.30		

		No.	名称	面積(ha)	開設年月	備考	
基幹公園	街区公園	a-44	中央公園	0.14	S43.12.8		
		a-45	松並児童遊園地	0.10	S58.6.20		
		a-46	龍ケ崎市第一児童遊園	0.13	S63.4.1		
		a-47	奈戸岡児童公園	0.25	S60.3.5		
		a-48	中曽根児童公園	0.05	S56.5.1		
		a-49	緑町第一児童公園	0.38	H1.4.1		
		a-50	緑町第二児童公園	0.05	S63.2.22		
		a-51	緑町第三児童公園	0.05	S63.2.22		
		a-52	上大徳児童公園	0.14	S58.6.20		
		a-53	上大徳公園	0.02	H6.10.25		
		a-54	直鮒第一街区公園	0.03	H6.4.21		
		a-55	直鮒第二街区公園	0.01	H6.11.10		
		a-56	高砂第二街区公園	0.35	H24.8.2		
		a-57	下町南公園	0.02	H3.6.21		
		a-58	新町住宅内公園	0.04	S33.6.3		
		a-59	立野公園	0.01	S56.4.28		
		a-60	リバータウン公園	0.02	H6.6.6		
		a-61	マンハイム内公園	0.03	S57.3.23		
		a-62	花丸分譲地内第二街区公園	0.01	S55.3.19		
		a-63	花丸住宅用公園	0.02	S51.3.11		
		a-64	川原代街区公園	0.03	H11.7.1		
		a-65	川原代第二街区公園	0.02	H18.3.27		
		a-66	南中島街区公園	0.12	H9.11.13		
		a-67	川崎はなみづき街区公園	0.08	H12.8.1		
		a-68	川崎さつき街区公園	0.06	H12.8.1		
		a-69	佐貫駅西口公園	0.04	S63.3.30		
		a-70	浅間ヶ浦第一児童公園	0.04	S54.3.1		
		a-71	浅間ヶ浦第二児童公園	0.04	H14.3.29		
		a-72	佐貫浦児童公園	0.08	S50.4.1		
		a-73	佐貫西あじさい街区公園	0.06	H11.10.1		
		a-74	佐貫西つつじ街区公園	0.07	H11.10.1		
		a-75	みつみね公園	0.10	H14.3.29		
		a-76	きたの公園	0.13	H14.3.29		
		a-77	せきば公園	0.15	H14.3.29		
		a-78	文化村児童公園	0.10	S57.9.4		
		a-79	羽黒公園	0.12	H1.4.1		
		a-80	南が丘公園	0.50	H1.4.1		
		a-81	貝塚公園	0.61	H1.4.1		
		a-82	北方公園	0.10	H1.4.1		
		a-83	松葉第四街区公園	0.07	H12.8.1		
		a-84	松葉第五街区公園	0.03	H19.1.26		
		a-85	長山第四街区公園	0.03	H7.9.1		
		a-86	長山第五街区公園	0.03	H13.12.10		
		a-87	長山第六街区公園	0.05	H21.1.30		
		a-88	小柴第三街区公園	0.04	H21.1.30		
		a-89	中根台第二街区公園	0.16	H11.7.1		
		a-90	城ノ内第六街区公園	0.02	H11.7.1		
		a-91	城ノ内第七街区公園	0.03	H11.7.1		
		a-92	城ノ内第八街区公園	0.04	H11.7.1		
		a-93	藤ヶ丘第七街区公園	0.11	H16.1.20		
		a-94	中里第一街区公園	0.20	H23.8.17		
		a-95	白羽第三街区公園	0.05	H21.10.2		
			【小計】	14.93	－	－	
	近隣公園	b-1	蛇沼公園	3.26	H4.7.8	北竜台 2 号公園	都市計画決定の名称
		b-2	若柴公園	2.00	S59.7.1		
		b-3	行部内公園	2.28	H4.7.8	北竜台 4 号公園	
		b-4	貝原塚西公園	1.12	H13.3.30	龍ヶ岡 2 号近隣公園	
		b-5	貝原塚東公園	1.04	H9.5.8	龍ヶ岡 3 号近隣公園	
		b-6	長峰西公園	1.11	H12.8.1	龍ヶ岡 4 号近隣公園	
		b-7	長峰東公園	3.96	H15.6.16	龍ヶ岡 5 号近隣公園	
		b-8	城南スポーツ公園	0.54	S61.4.21		
		b-9	市民健康の森	1.53	H14.3.29		
			【小計】	16.83	－	－	

		No.	名称	面積(ha)	開設年月	備考	
基幹公園	地区公園	c-1	北竜台公園	5.33	H4.7.8		都市計画公園
		c-2	龍ヶ岡公園	8.80	H11.3.15		
		c-3	龍ヶ岡公園	4.46	H11.7.1	河川区域占用部分	
		c-4	つくばの里向陽台公園	6.34	H1.4.1		
		【小計】		24.93	－	－	
	運動公園	e-1	龍ケ崎市総合運動公園	11.80	H14.6.1		都市計画公園
		【小計】		11.80	－	－	
	計			68.48	－	－	
公園 特殊	風致公園	f-1	蛇沼風致公園	0.53	H11.7.1		
	計			0.53	－	－	
その他の都市公園	緩衝緑地	m-1	－		－	－	
	都市緑地	n-1	龍ケ崎市森林公園	12.74	S61.7.20		
		n-2	川原代第二街区公園内緑地1	0.00	H18.3.27		
		n-3	川原代第二街区公園内緑地2	0.00	H18.3.27		
		n-4	川原代第二街区公園内緑地3	0.00	H18.3.27		
		n-5	1号緑地	0.74	H4.7.8		
		n-6	2号緑地	0.10	H4.7.8		
		n-7	3号緑地	0.90	H4.7.8		
		n-8	松葉2丁目緑地	0.04	H11.7.1		
		n-9	7号緑地	0.30	H4.7.8		
		n-10	4号緑地	0.52	H4.7.8		
		n-11	5号緑地	0.92	H4.7.8		
		n-12	6号緑地	0.29	H4.7.8		
		n-13	8号緑地	0.76	H4.7.8		
		n-14	9号緑地	0.09	H4.7.8		
		n-15	10号緑地	0.24	H4.7.8		
		n-16	11号緑地	0.13	H4.7.8		
		n-17	龍ヶ岡1号緑地	0.73	H12.8.1		
		n-18	龍ヶ岡2号緑地	0.89	H12.8.1		
		n-19	龍ヶ岡3号緑地	1.03	H11.7.1		
		n-20	龍ヶ岡4号緑地	0.21	H15.6.16		
		n-21	龍ヶ岡5号緑地	2.21	H23.2.1		
		n-22	龍ヶ岡6号緑地	0.19	H23.2.1		
		n-23	龍ヶ岡7号緑地	0.18	H23.2.1		
		n-24	南が丘緑地	0.14	S61.8		
		【小計】		23.34	－	－	
	緑道	o-1	城ノ内4丁目緑道	0.01	H11.7.1		
	計			23.35	－	－	

出典：令和２年度都市計画基礎調査を基に作成
注：緑の着色部分は、市街化区域内を示す

〈公共施設緑地一覧〉

	No.	名称	面積（ha）	開設年月	備考
公共施設緑地	r-1	龍ケ岡市民農園	0.38	H9.4.27	設置・管理条例
	r-2	ふるさとふれあい公園	8.21	H2.4.1	設置・管理条例
	r-3	小貝川市民運動公園	5.09	S52.6.24	設置・管理条例
	r-4	農業公園豊作村	1.17	H11.4.1	農業公園
	r-5	牛久沼水辺公園	3.00	H18.7.5	県と共同で整備
	r-6	光順田公園	0.01	H7.4.12	
	r-7	花丸分譲地内第一街区公園	0.00	S47.11.10	
	r-8	菅沼住宅公園	0.01	S48.10.10	
	r-9	愛宕山公園	0.49	T13.5.1	
	r-10	久保台２丁目緑地	0.00	H10.3.20	
	r-11	龍ヶ岡８号緑地	0.04	H23.2.1	
	r-12	龍ヶ岡９号緑地	0.26	H23.2.1	
	r-13	龍ケ崎市工業団地運動公園・西大塚川調節池	3.35	H1.4.1	河川区域重複 面積は調整池部分を含まない
	r-14	龍ケ崎市高砂運動広場	0.94		
	r-15	横田川運動公園・馴馬防災調節池	1.79		河川区域重複 面積は調整池部分を含まない

	No.	名称	面積（ha）	開設年月	備考
公共施設緑地	r-16	大正堀川運動公園・大正堀川防災調節池	7.41		面積は調整池部分を含まない
	r-17	羽原川運動公園・羽原川防災調節池	4.95		面積は調整池部分を含まない
	r-18	わかさ街区公園	0.01	R3.9.29	
	r-19	龍ケ崎市北文間運動広場	1.27		
	【小計】		38.39	－	－

出典：令和２年度都市計画基礎調査を基に作成。ｒ-18，ｒ-19 は市都市施設課資料
注：緑の着色部分は、市街化区域内を示す

〈拠点公園位置図〉

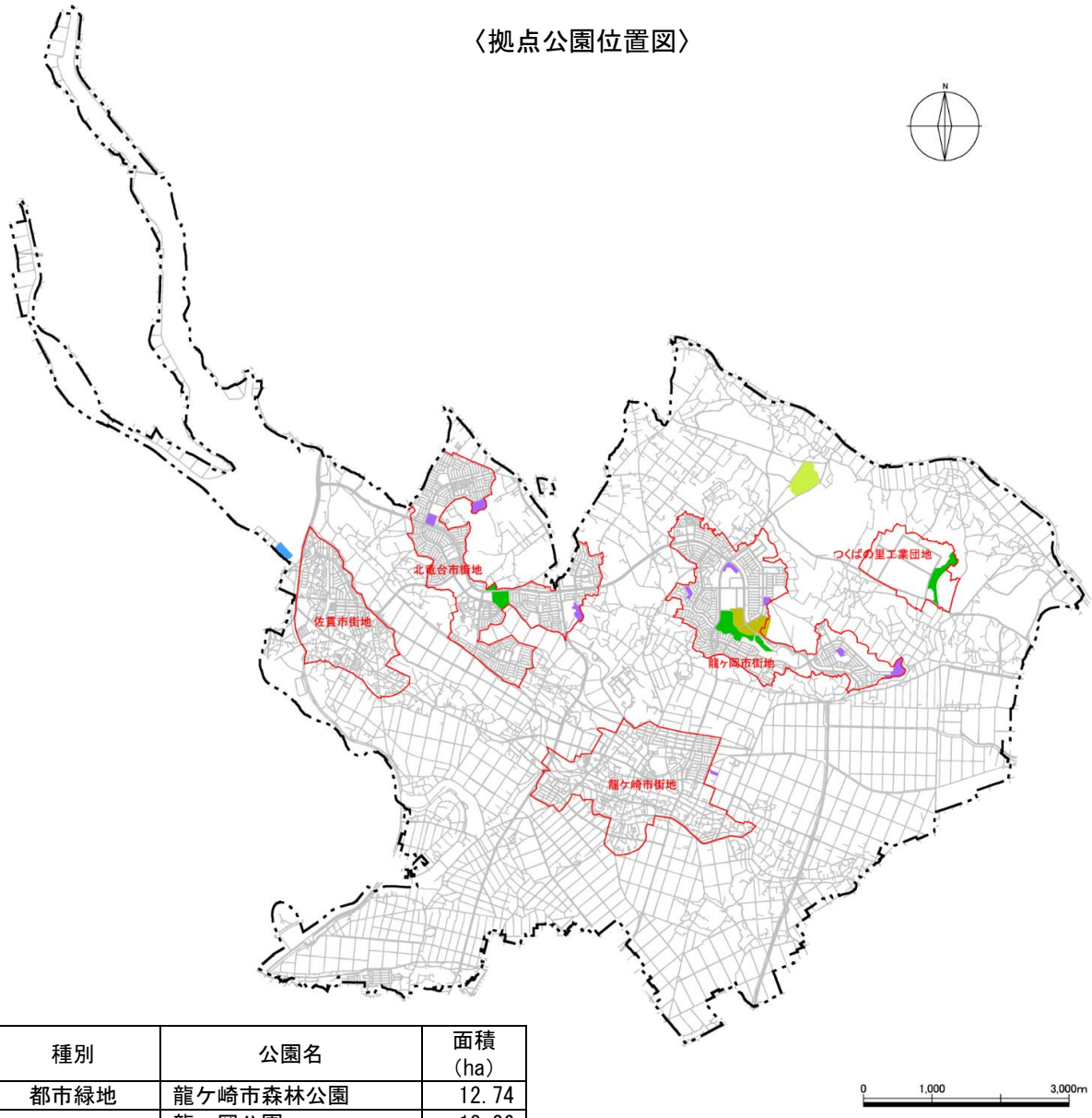

種別	公園名	面積（ha）
都市緑地	龍ケ崎市森林公園	12.74
地区公園	龍ヶ岡公園	13.26
	北竜台公園	5.33
	つくばの里向陽台公園	6.34
近隣公園	蛇沼公園	3.26
	若柴公園	2.00
	行部内公園	2.28
	城南スポーツ公園	0.54
	貝原塚西公園	1.12
	貝原塚東公園	1.04
	市民健康の森	1.53
	長峰西公園	1.11
	長峰東公園	3.96
運動公園	龍ケ崎市総合運動公園	11.80
公共施設緑地	牛久沼水辺公園	3.18

凡　例

都市緑地（龍ケ
地区公園
近隣公園
運動公園（龍ケ
公共施設緑地（

市街化区域
都市計画区域

（4）文化財・景観

◆現在、本市においては、国指定文化財が２件、国選択文化財が１件、県指定文化財が５件、市指定文化財が 20 件、登録文化財が３件、計 31 件が文化財として指定されています。

◆「龍ケ崎のシダレザクラ（県指定）」などの天然記念物は、そのものが緑の要素となっているほか、「多宝塔（国指定）」などの建造物には、周辺の緑と一体的に歴史・文化的景観を呈しているものも見られます。

県指定天然記念物「龍ケ崎のシダレザクラ」
写真出典：龍ケ崎市 HP

◆また、本市南側に広がる美しい田園景観や牛久沼などの水辺景観は、本市を代表する景観となっているほか、旧水戸街道沿いでは、立派な門塀を構える家も多く、宿場町としての面影が残されています。

〈指定文化財一覧〉

指定	名称［場所等］	種別	指定年月日
国	絹本著色十六羅漢像［金龍寺］	絵画	大正 6 年 4 月 5 日
	多宝塔［来迎院］	建造物	平成 18 年 12 月 19 日
国選択	龍ケ崎の撞舞［根町］	無形民俗	平成 11 年 12 月 3 日
茨城県	馴馬城跡［馴馬町］	史跡	昭和 15 年 4 月 5 日
	龍ケ崎のシダレザクラ［般若院］	天然記念物	昭和 28 年 7 月 9 日
	鰐口［安楽寺］	工芸品	昭和 33 年 3 月 12 日
	丸木舟［歴史民俗資料館］	考古資料	昭和 50 年 3 月 25 日
	龍ケ崎の撞舞［根町］	無形民俗	平成 22 年 11 月 18 日
龍ケ崎市	金剛力士立像［桂昌寺］	彫刻	昭和 53 年 3 月 22 日
	仙台領柱［歴史民俗資料館］	歴史資料	昭和 53 年 3 月 22 日
	貝原塚おこど囃子［貝原塚町］	無形民俗	昭和 53 年 3 月 22 日
	道標［若柴町］	史跡	昭和 53 年 3 月 22 日
	十一面観音像［慈眼院］	彫刻	昭和 54 年 3 月 22 日
	蓼太句碑［医王院］	史跡	昭和 54 年 3 月 22 日
	八坂神社本殿［上町］	建造物	昭和 54 年 3 月 22 日
	板碑［金剛院］	考古資料	昭和 54 年 3 月 22 日
	寒山竹［上町］	天然記念物	昭和 55 年 3 月 18 日
	寒山竹［大塚町］	天然記念物	昭和 55 年 3 月 18 日
	竹柏［大統寺］	天然記念物	昭和 56 年 3 月 30 日
	欅［八坂神社］	天然記念物	昭和 56 年 3 月 30 日
	阿弥陀如来三尊像［阿弥陀寺］	彫刻	昭和 57 年 3 月 25 日
	内行花文鏡［歴史民俗資料館］	歴史資料	平成 19 年 2 月 28 日
	矢口家長屋門、筆子塚［大留町］	史跡	平成 26 年 12 月 24 日
	後藤新平筆「自治三訣」［龍ケ崎小学校］	歴史資料	平成 26 年 12 月 24 日
	石造宝篋印塔（伝平国香供養塔）［安楽寺］	工芸品	平成 27 年 11 月 18 日
	4 号機関車［歴史民俗資料館］	歴史資料	平成 28 年 11 月 16 日
	山崎家文書［歴史民俗資料館］	古文書	平成 28 年 11 月 16 日
	龍崎校木造扁額及び龍崎学校扁額［歴史民俗資料館］	歴史資料	令和 4 年 11 月 16 日
登録	旧小野瀬家住宅店舗［上町］	建造物	平成 16 年 2 月 17 日
	旧小野瀬家住宅主屋［上町］	建造物	平成 16 年 2 月 17 日
	旧諸岡家住宅煉瓦門及び塀［上町］	工作物	平成 30 年 5 月 10 日

※絹本著色十六羅漢像［金龍寺］は茨城県立歴史館（水戸市）に寄託。「龍ケ崎の撞舞」は、国選択と茨城県の複数指定

2-3　緑地及び市民等による緑化の現状

（1）緑地の現況

①　緑地の現況量

◆現在（2022（令和４）年度）の本市の緑地の現況量の総量は、3,976.39ha で、市全域（7,859ha）に対し緑地構成比が 50.6%、市街化区域（1,371ha）に対し 8.7%となっています。

◆前計画（1999（平成 11）年度）策定時と緑地構成比を比較すると、市全域では 3.0%（212.21ha）の減少、市街化区域内では 0.1%（1.31ha）の減少となっています。

◆本市の緑地をみると、減少してはいるものの、緑地構成比に大きな変化は見られず、特に市街化区域内においては、前計画（1999（平成 11）年度）策定時とほぼ変化がない状況にあります。

②　施設緑地

◆現在（2022（令和４）年度）の本市の施設緑地全体の面積は、289.38ha で、前計画（1999（平成 11）年度）策定時と比較すると、1.48ha 増加しています。

◆内訳をみると、都市公園（7.78ha 増）と公共施設緑地（6.31ha 増）は、前計画（1999（平成 11）年度）策定時よりも増加していますが、民間施設緑地（12.61ha 減）は、減少しています。

③　地域制緑地

◆現在（2022（令和４）年度）の本市の地域制緑地全体の面積は、3,696.61ha で、前計画（1999（平成 11）年度）策定時と比較すると、204.09ha 減少しています。

◆内訳をみると、減少している主な地域制緑地としては、農業振興地域・農用地区域（171.7ha 減）と地域森林計画対象民有林（34.85ha 減）があげられます。

◆一方、八代富士浅間緑地環境保全地域（2.3ha）が、2005（平成 17）年６月に新たに指定されています。その他については、前計画（1999（平成 11）年度）策定時から、ほぼ変化なしの状況にあります。

〈緑地の現況〉

単位 ha

		前計画（1999 年度）			現況（2022 年度）			
		市街化区域 ①	市街化調整区域 ②	龍ケ崎市全域 ③＝①＋②	市街化区域 ①	市街化調整区域 ②	龍ケ崎市全域 ③＝①＋②	備考
施設緑地	都市公園	69.57	15.01	84.58	76.48	15.88	92.36	a、※1
	公共施設緑地	19.12	12.96	32.08	17.84	20.55	38.39	a、※2
	民間施設緑地	3.55	167.69	171.24	7.01	151.62	158.63	a、54 箇所
	小計　i	92.24	195.66	287.90	101.33	188.05	289.38	
	施設・地域制緑地との重複　ii				9.60		9.60	
	施設緑地現況量（重複分を除く）iii＝i－ii	92.24	195.66	287.90	91.73	188.05	279.78	
地域制緑地	生産緑地	7.9		7.9	6.8	0.0	6.8	a
	牛久沼近郊緑地保全区域		302.0	302.0	0.0	302.0	302.0	b 河川区域と重複
	農業振興地域・農用地区域		2,444.0	2,444.0	0	2,272.3	2,272.3	b
	河川区域	18.2	753.5	771.7	18.5	754.5	773.0	a
	保安林区域（防風保安林）		1.8	1.8	0	1.9	1.9	a，b 地域森林計画対象民有林と重複
	地域森林計画対象民有林		671.6	671.6	0	636.75	636.75	c
	中沼自然環境保全地域		1.2	1.2	0	1.16	1.16	b
	八代富士浅間緑地環境保全地域				0	2.30	2.30	b
	名勝・天然記念物	2.2	2.1	4.3	2.2	2.1	4.3	d
	小計　iv	28.3	4,176.2	4,204.5	27.5	3,973.01	4,000.51	
	施設・地域制緑地との重複　v		303.8	303.8		303.9	303.9	
	地域制緑地現況量（重複分を除く）vi＝iv－v	28.3	3,872.4	3,900.7	27.5	3,669.11	3,696.61	
緑地現況量　合計 vii＝iii＋vi		**120.54**	**4,068.06**	**4,188.60**	**119.23**	**3,857.16**	**3,976.39**	
全体区域面積　viii		1,366.0	6,453.0	7,819.0	1,371.1	6,487.9	7,859.0	e
緑地構成比 ix＝vii／viii		**8.8%**	**63.0%**	**53.6%**	**8.7%**	**59.5%**	**50.6%**	

a：令和２年度　都市計画基礎調査「様式 13-1-1　緑地現況調書」を基に作成
b：令和２年度　都市計画基礎調査「様式 4-5-1　法適用状況調書」を基に作成
c：霞ヶ浦地域森林計画書（霞ヶ浦森林計画区）令和３年 12 月 24 日を基に作成
d：天然記念物として 4 件指定されているが、指定年月日が平成 11 年度以前（前計画策定前）であることから、面積は変更なしとする。平成 15 年度に史跡として「馴馬城跡」が指定されているが地域森林計画対象民有林と重複
e：市街化区域は、令和２度　都市計画基礎調査「様式 4-2-1　土地利用分類別面積・構成比総括調書」、龍ケ崎市全域面積は、「令和 3 年版　統計りゅうがさき」
※1：龍ヶ岡公園 4.46ha 河川区域と重複
※2：龍ケ崎市工業団地運動公園・西大塚川調節池 3.35ha、横田川運動公園・馴馬防災調節池 1.79ha 河川区域と重複
※　龍ケ崎市は全域が都市計画区域
※　前計画の数値は平成９年１月１日時点の値

参考：都市公園等の緑地の現況（詳細）

			前計画（1999 年度）				現況（2022 年度）				
			市街化区域		龍ケ崎市全域		市街化区域		龍ケ崎市全域		備考
			箇所数	面積（ha）	箇所数	面積（ha）	箇所数	面積（ha）	箇所数	面積（ha）	
都市公園	基幹公園	街区公園 ①	55	10.56	60	12.13	89	12.99	95	14.93	
		近隣公園 ②	7	14.62	8	15.17	8	16.28	9	16.83	
		地区公園 ③	3	36.56	3	36.56	3	24.93	3	24.93	
		運動公園 ④					1	11.80	1	11.80	※1
		計 ⑤＝Σ①～⑤	65	61.74	71	63.86	101	66.01	108	68.48	
	特殊公園	風致公園 ⑥							1	0.53	
	その他の都市公園	都市緑地 ⑦	15	7.83	18	20.72	22	10.46	24	23.34	
		緑道 ⑧					1	0.01	1	0.01	
		計 ⑨＝⑦+⑧	15	7.83	18	20.72	23	10.47	25	23.35	
	都市公園 計 ⑩＝⑤+⑨		80	69.57	89	84.58	124	76.48	134	92.36	
公共施設緑地 ⑪				19.12		32.08	11	17.84	19	38.39	
都市公園等 合計 ⑫＝⑩+⑪				**88.69**		**116.66**	**135**	**94.32**	**153**	**130.75**	
令和２年国勢調査人口（人） ⑬				51,344		72,179		62,844		76,420	
人口一人当たりの面積（㎡/人）		都市公園 ⑭＝⑩／⑬		**13.55**		**11.72**		**12.17**		**12.09**	
		都市公園等 ⑮＝⑫/⑬		**17.27**		**16.16**		**15.01**		**17.11**	

出典：令和２年度 都市計画基礎調査 様式 13-1-1 緑地現況調書、令和２年国勢調査を基に作成
※1：運動公園の一部は市街化調整区域に整備されているが、大半は市街化区域内のため、市街化区域内に記載
※ 前計画の数値は平成９年１月１日時点の値

（２）市民等による緑のまちづくりに係る取り組み状況

① 協働による取り組み

◆緑地保全に係る活動としては、「巨樹・古木調査報告書作成事業」、緑化に関わる活動としては、「小貝川、牛久沼流域の環境美化活動」、「芝桜によるたつのこ山美観創出事業」、「文化会館・中央図書館エリア花植え美化活動」、農地保全に係る活動としては、「龍ケ崎グリーン・ツーリズム（アグリツーリズム）のための人材育成と組織化事業」、「「農業って楽しい！」を絵本で子どもたちへ。」、「休耕地を活用したひまわり迷路＆ひまわり油づくり」などが、これまで協働事業提案制度として関係団体等と協働で実施されてきました。

◆現在も団体自らが自立し、自主的に事業を実施しているものもあり、協働による取り組みが継続して進められています。

〈協働事業提案制度の実施状況〉

区分	事業名等	実施団体① 協働事業担当課②	内容	備考
緑地保全	巨樹・古木調査報告書作成事業	①お宝の木発掘委員会 ②環境対策課	・自然環境を専門とする団体と連携し、地域のシンボルとなる巨樹・古木等を発掘し、分かりやすく親しみやすい冊子を作成	行政提案型協働事業
緑化	小貝川、牛久沼流域の環境美化活動	①小貝川・花とふれあいの輪 ②下水道課	・小貝川堤の荒地を花畑に変える活動を通じ、美化意識の醸成とふれあいの輪を広げ、龍ケ崎にふさわしい景観と憩いの場を形成	市民提案型協働事業
	芝桜によるたつのこ山美観創出事業	①たつのこ山芝桜実行委員会 ②施設整備課（都市施設課）	・龍ケ崎市のランドマークともいえる「たつのこやま」に新たな観光資源の一つとして山のすそ野に芝桜を植え込み、美観を創出し、市民はもとより近隣から人を呼び込める観光スポットを形成。	市民提案型協働事業
	文化会館・中央図書館エリア花植え美化活動	①子供とまちを見守る会 ②文化・生涯学習課	・文化会館・中央図書館に至るアプローチと施設玄関周辺を四季の花植えと手入れを行うことで市民の憩いの場、親しめる美しい場所を実現	市民提案型協働事業
農地保全	龍ケ崎グリーン・ツーリズム（アグリツーリズム）のための人材育成と組織化事業	①NPO 法人バイオライフ ②まちづくり推進課（農業政策課）	・グリーンツーリズム（アグリツーリズム）を推進するために、農業技術・宿泊施設などのノウハウを身につけるテキストの作成及び推進協議会等の組織を設置 ・都市部から人を呼び込み、自然体験や農業体験を実施するため、グリーンツーリズムを理解してもらうための講演会や収穫体験などを行うとともに、人材の育成と組織化づくりを目的とした事業を実施	市民提案型協働事業
	「農業って楽しい！」を絵本で子どもたちへ。	①AGRIBATON PROJECT ②コミュニティ推進課	・次世代を担う子どもたちに、まず農業の楽しさを知ってもらうことで、そこから”本当の豊かさとは何か”を伝え、将来の職業の選択肢のひとつに農業を考えてくれる子どもを一人でも多く育てていくことを目的に、そのためのきっかけづくりとして、絵本を制作。制作した絵本について、その周知などの PR 事業を市と協働で実施	市民提案型協働事業
	休耕地を活用したひまわり迷路＆ひまわり油づくり	①NPO 法人バイオライフ ②農業政策課	・地域資源である市内の休耕地を活用し、作物栽培や迷路遊び、加工の楽しさを体感するイベントの開催。 ・ひまわりの種蒔き体験、迷路作り、迷路開放、種収穫体験、油搾り＆調理体験の全５回の参加型イベントを通して、市民のコミュニティづくり、子育て環境の向上、青少年のものづくりへの興味喚起、景観向上、農業振興、地産地消促進といった効果に繋げることを目的とした事業	行政提案型協働事業

出典：龍ケ崎市 HP　「市民活動・地域情報サイト　協働事業提案制度実施状況」を基に作成

② 龍ケ崎市緑化推進協議会・龍ケ崎市民環境会議による取り組み

◆龍ケ崎市緑化推進協議会においては、学校・職場などで募金活動を実施しています。また、その募金を活用し、小中学校・龍ケ崎市駅東口ロータリー内の緑化活動などの支援や、緑の少年団活動事業などを実施しています。

◆龍ケ崎市民環境会議の自然環境部会では、市内にある森林を里山として再生し、動植物が住みやすい自然環境作りに取り組んでいるほか、谷津田の保全活動、里親制度登録による蛇沼公園・若柴公園・谷津田斜面林の環境美化活動などを実施しています。

③ 地区計画等の制度に基づく市民等による緑化

◆現在、地区計画（３地区）や建築協定（７地区）等が定められた区域内の一部では、制度に基づき、住宅や事業所での垣柵化などが進められています。

◆また、「工場立地法」及び「龍ケ崎市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第９条第１項の規定に基づく準則を定める条例」により定められた緑地面積率に基づき、特定工場敷地内の緑地確保が行われています。

3　市民意向の把握

本市では、2021（令和３）年度に、市民を対象とした本計画に係る市民アンケート調査を実施しています。以下に、その調査結果の概要を整理します。

3-1　調査概要

調査対象：市民から 2,000 人を無作為抽出
調査方法：郵送による配布・回収
調査期間：2021（令和３）年 10 月 ～ 11 月
回収結果：

配布数　①	回収数　②	回収率　②/①
2,000 通	767 通	38.4%

3-2　市民意向の概要

アンケート調査は、大きく分けて「龍ケ崎市のみどりについて」、「龍ケ崎市の公園について」、「みどりとの関わりについて」といった、３項目について聞きました。
以下に、調査結果を抜粋します。

■龍ケ崎市のみどりについて

＜みどりに対する満足度＞

「非常に満足」と「満足」で約 34%、「不満」と「非常に不満」で約 11%でした。「普通」の評価が約 48%ですが、全体としては、概ねみどりに対して満足している傾向がみられます。

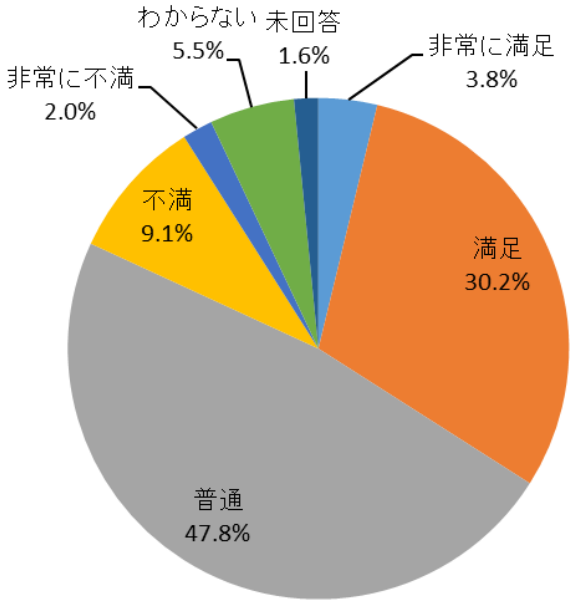

＜印象的（お気に入り）なみどり＞[3 件までの複数回答]

「龍ヶ岡公園などの大規模公園のみどり」、「森林公園などの林地のみどり」、「田畑などの農地のみどり」が上位 3 位までを占め、ある程度まとまったみどりが印象的（お気に入り）に感じているようです。

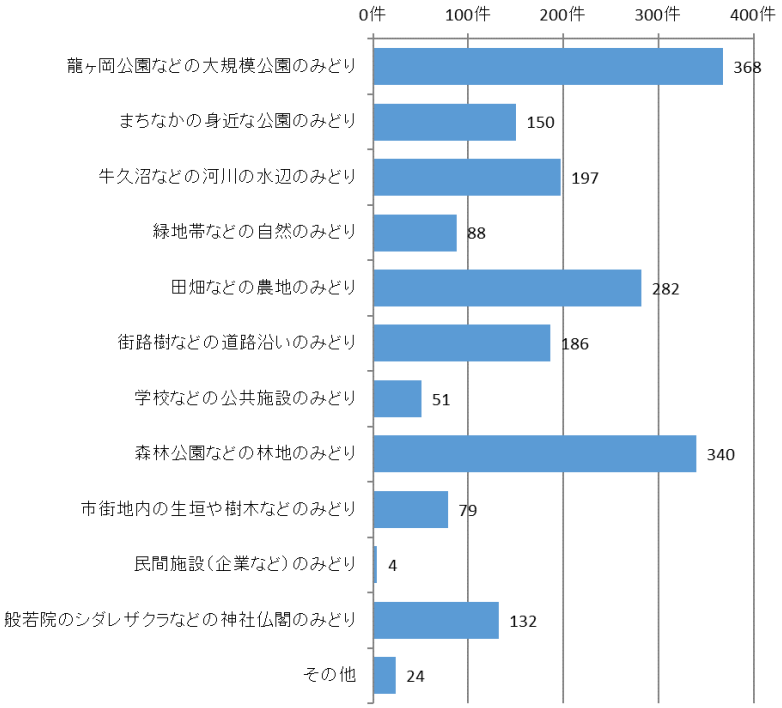

＜今後、増やす・守るべきみどり＞[3 件までの複数回答]

「龍ヶ岡公園などの大規模公園のみどり」、「まちなかの身近な公園のみどり」が 260 件と同数にて、一番多い回答となりました。3 番目には「牛久沼などの河川の水辺のみどり」、4 番目には「街路樹などの道路沿いのみどり」、5 番目には「森林公園などの林地のみどり」といった結果になりました。様々な種類のみどりについて、今後、増やす・守るべきとの回答がありました。

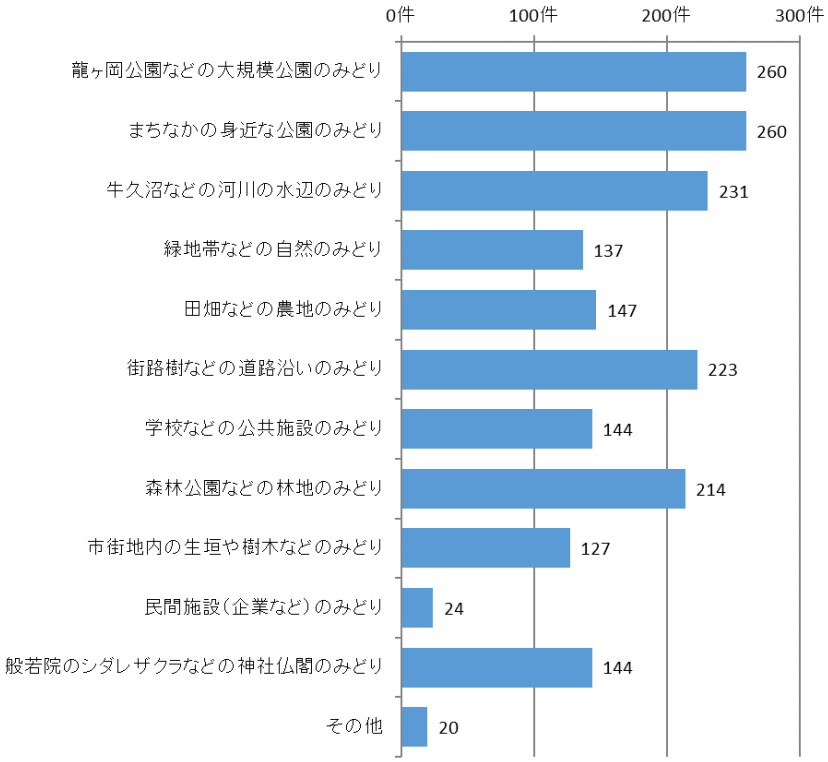

■龍ケ崎市の公園について

＜公園の利用頻度＞

「たまに利用する（年１回以上）」、「ほとんど利用しない（数年に１回程度）」、「全く利用しない」といった、月１回以下の利用頻度は７割弱を占めました。利用頻度が低い状況にあるようです。

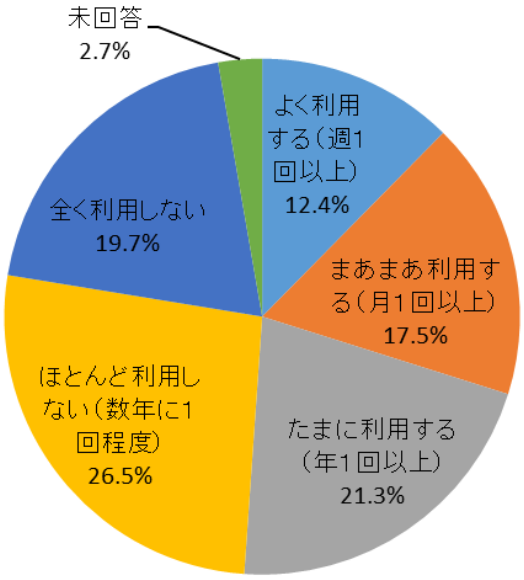

＜利用しない理由＞

利用しない理由としては、「公園でやりたいことが特にないから」といった回答が目立ちました。「子どもが大きくなったから」という回答も多く、公園利用の一つに、子どもの遊び場であることが分かります。

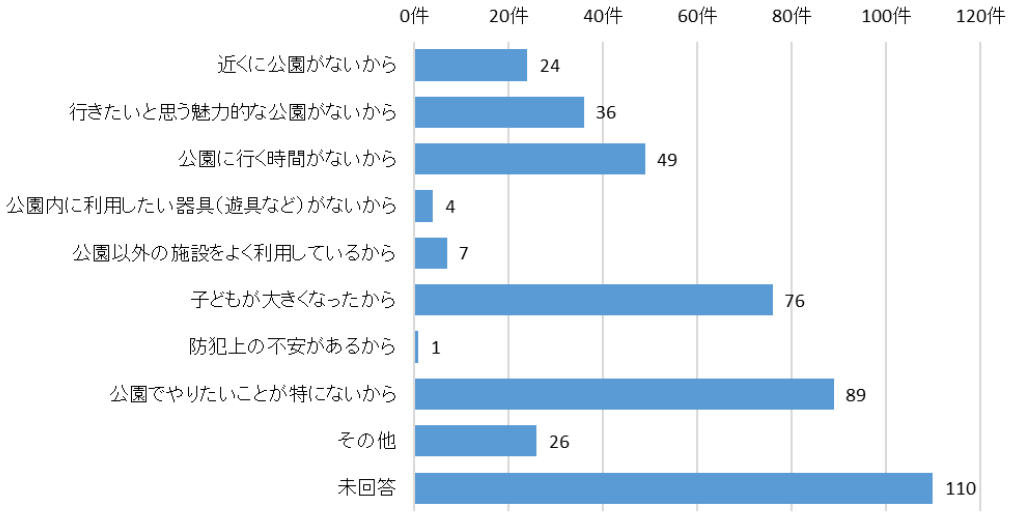

＜普段の公園の利用方法＞

一方で、利用している方は、「散歩やジョギングなどの健康づくり」といった回答が多く、公園が利用者にとって、日々の健康維持や健康増進に欠かせない場所であることが分かります。

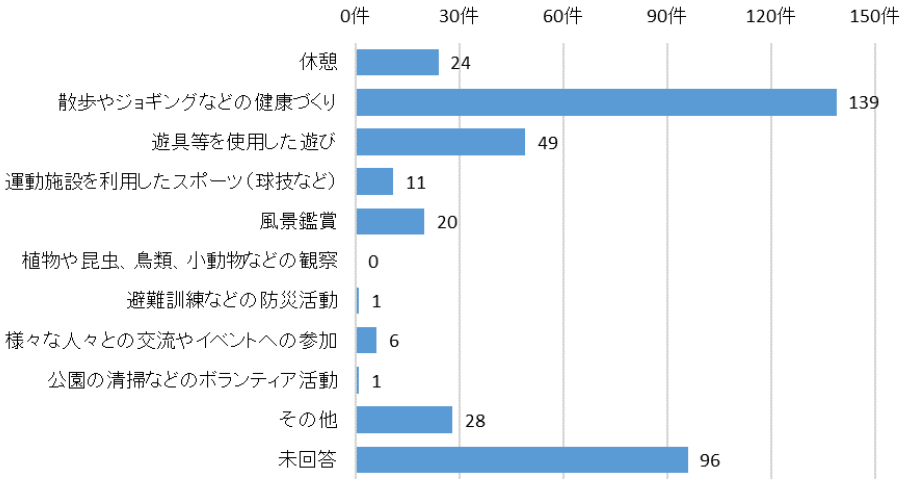

＜公園について不満に思うこと＞[3 件までの複数回答]

「樹木や雑草が適切に管理されていない」という回答が一番多くあり、管理の難しさを感じる結果となりました。一方で、「特に不満はない」という結果も多くありました。

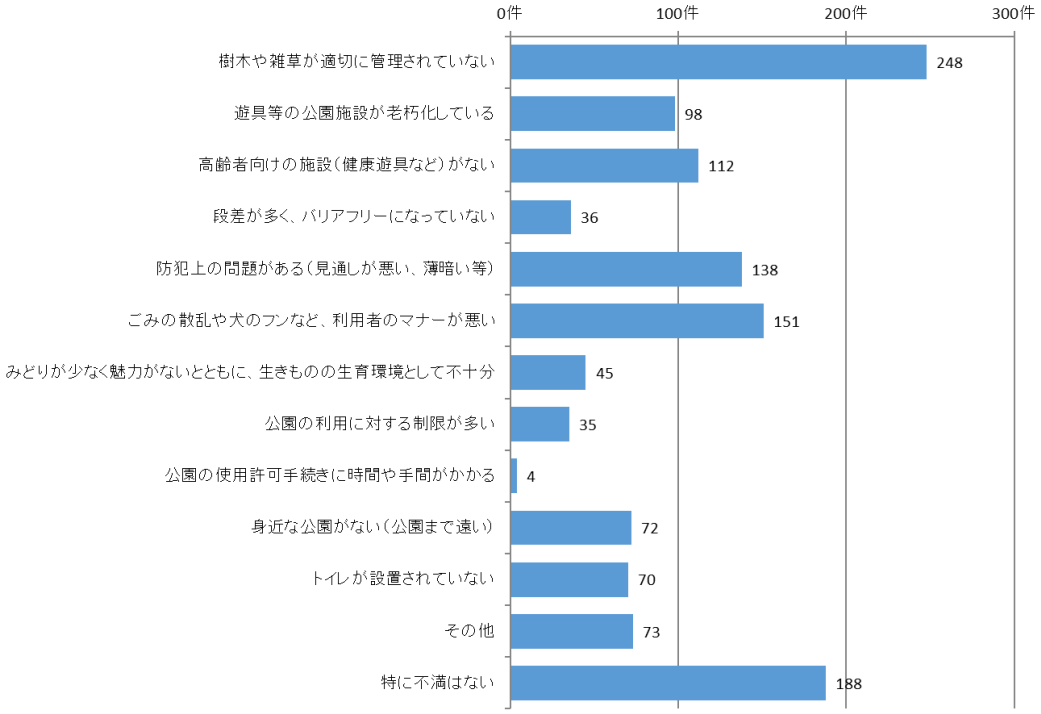

■みどりとの関わりについて

＜みどりに関する活動＞[当てはまるもの全て選択の複数回答]

みどりに関する活動は、「自宅での植木や草花、生垣などの植栽」、次いで「公園や緑地の清掃活動」、「道路の清掃活動」が多い結果となりました。みどりに関する活動については、日常生活で取り入れやすい活動をしている方が多いようです。

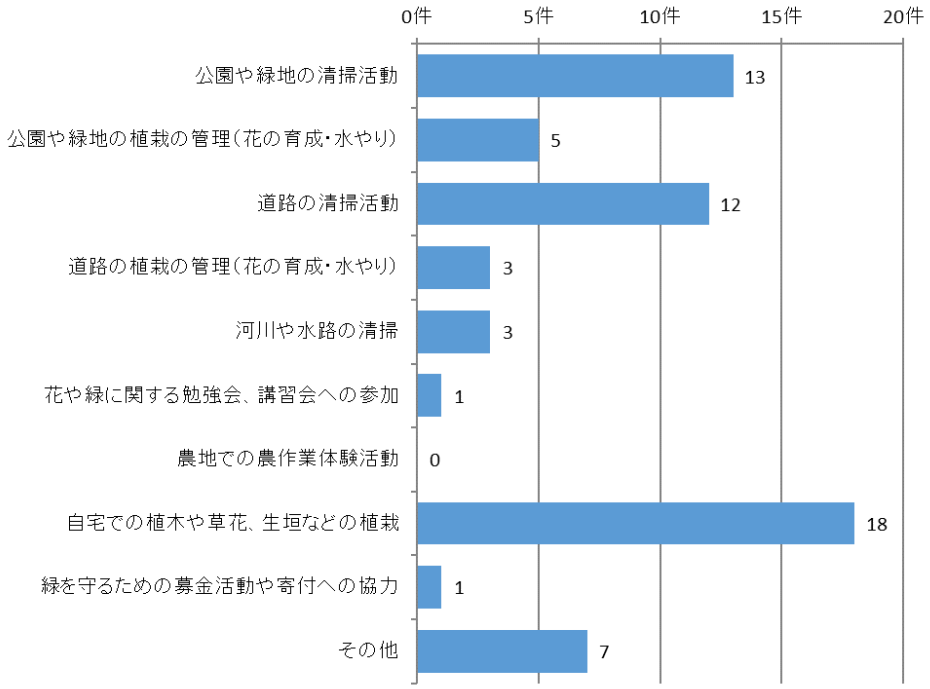

＜みどりに関する活動への参加度＞

「参加している」と「参加していないが、今後参加してみたい」で約 25%を占めました。また、「わからない」が約 36%あり、今後の参加者増に向けては、活動の内容企画・周知方法等の工夫が求められます。

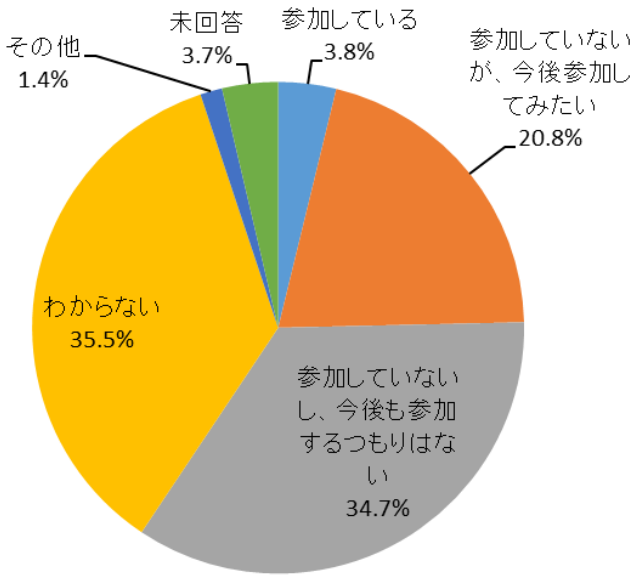

＜必要と考える行政からの支援＞[3 件までの複数回答]

みどりに関する活動を行う上で、必要と考える行政からの支援については、「公園の清掃や、植栽の管理などの活動に必要な資材、報償金の提供」が一番多く、次いで、「公園の清掃や、植栽の管理などの活動場所の確保」、「みどりに関する活動を広く周知するためのＰＲ（ホームページ、パンフレットなど）」、「みどりに関する活動への金銭的な助成」という結果となりました。みどりに関する活動において、必須項目である資金、場所、広報に特化した結果となりました。

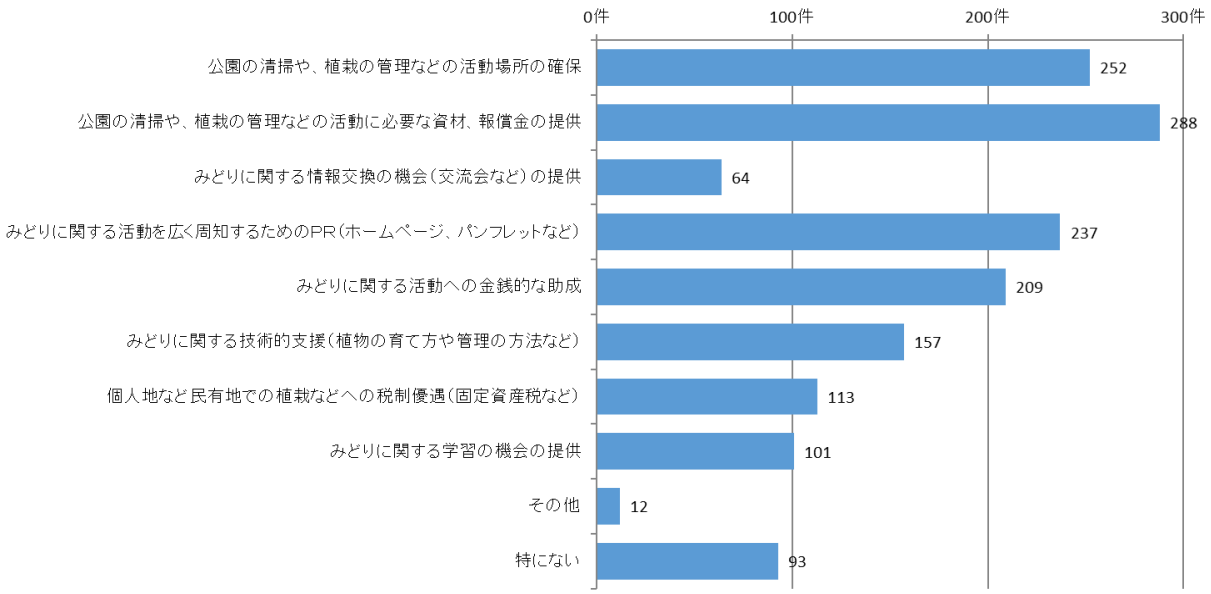

＜みどりに関する活動（公共施設里親制度）に対する認知度＞

８７％の方が「知らない」と回答しました。制度周知等、今後の対応策が必要だと考えられます。

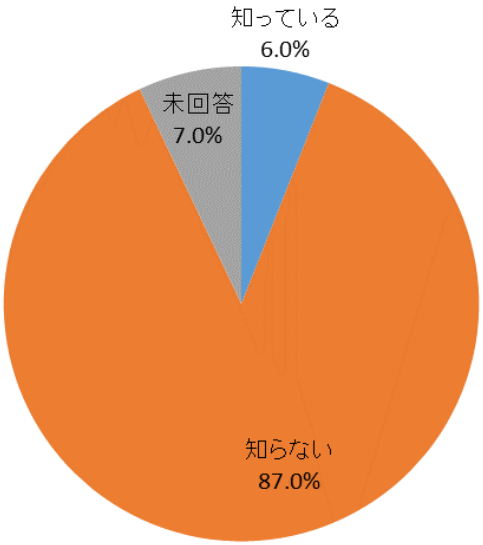

４　本市における緑に係る施策等の取り組み状況

ここでは、現在、本市で実施している緑に係る施策等の取り組み状況について、関係各課へのヒアリング結果や近年の緑の動向を踏まえ、「緑の保全」、「緑の創造」、「緑の活用」、「市民等との協働」に区分して整理します。

４-１　緑の保全に係る取り組み状況

（１）本市の骨格をなす樹林地・河川等の緑の保全について

①　台地部の平地林や段丘の斜面緑地の保全について

◆保安林や地域森林計画対象民有林については、快適な環境形成の機能維持・増進を図っていくため、龍ケ崎市森林整備計画に基づき、森林整備を進めています。

◆本市の八代町に位置する八代富士浅間神社と周辺の湿地については、貴重な自然環境を構成していることから、2005（平成 17）年６月、県から「八代富士浅間緑地環境保全地域」として指定を受けています。

◆その他の樹林地等については、森林がもつ公益的機能を確保するため、枯損の防止や森林保護の取り組みの啓発により、適正な管理を推進しています。

②　牛久沼や小貝川などの水辺の保全について

◆本市を代表する水辺でもある牛久沼は、全体が「牛久沼近郊緑地保全区域（1969（昭和 44）年３月 28 日）」に指定されているほか、中沼については、県から「中沼自然環境保全地域（1974（昭和 49）年３月 30 日）」として指定され、保全を図っています。

◆例年３月に「牛久沼流域清掃大作戦」として、流域における市民参加の清掃活動を実施しているほか、市民ボランティア（No！ポイサポーター）によるポイ捨てごみの回収などが行われています。

◆牛久沼や小貝川などの河川の水質改善のため、本市では、公共下水道事業や農業集落排水事業を計画的に進めてきました。現在（2022（令和４）年３月 31 日現在）の公共下水道の普及率は、84.5%、水洗化率は、93.6%となっています。農業集落排水事業（計画区域 49ha）については、既に整備が完了しており、現在（2022（令和４）年３月 31 日現在）の水洗化率は、74.7%となっています。また、公共下水道等の計画区域外については、合併浄化槽の普及促進を図っています。

（２）一団の優良な農地の保全について

◆農業振興地域内の一団の優良農地については、農用地区域に指定し、農地の保全を図っています。

◆人材育成、農業生産基盤の整備、施設の近代化などに対する支援や農産物の特産化の促進などにより、農業の振興を図り、農地の保全を図っています。

（３）市街地における身近な緑の保全に係る取り組み

① 都市公園等について

◆既存の都市公園等の緑については、計画的な樹木等の剪定等により適切な維持管理を行っています。

◆一部の都市公園等においては、龍ケ崎市アダプトプログラム（公共施設里親制度）を導入しています。

② 市街化区域内の農地について

◆市街化区域内の農地は、生産緑地とそれ以外の農地に分けられます。

◆生産緑地については、生産緑地法の規定により、営農が義務付けされていますが、農業従事者の死亡等により、営農が困難となった生産緑地は、行為の制限が解除され、宅地化されている状況です。なお、生産緑地としての指定期間 30 年を経過する生産緑地については、新たに制定された特定生産緑地制度の啓発を行い、市街化区域内の農地の保全を図っています。

◆それ以外の農地は、農地以外の利用をする場合は、農地転用の届出を行ってもらっています。

③ 名木等の保全について

◆市民等に対し、市内の名木等の保全を促すため、「龍ケ崎のお宝の木　巨樹・古木」を 2013（平成 25）年３月に発刊しています。

◆また、県指定文化財のシダレザクラについては、補助金制度を活用して樹勢回復に努めているほか、市指定文化財の寒山竹（上町・大塚町）・欅（上町八坂神社）・竹柏（大統寺）については、説明板の設置や文化財マップへの掲載などにより周知と保護に努めています。

4-2　緑の創造に係る取り組み状況

（１）民有地の緑化に係る取り組みについて

◆市街化区域内においては、地区計画の制度に基づき、地区計画区域内の一部で垣柵化による緑化を進めています。

◆また、中高層建築物等指導要綱に基づく集合住宅の緑化、工場立地法による工場等の緑地の確保などが進められています。

（２）都市公園等の整備について

◆1999（平成 11）年度以降に、土地区画整理事業が実施された区域では、適切に公園等を配置しています。

◆「住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）」については、居住人口に応じて、配置・整備を行っており、前計画策定時の 1999（平成 11）年７月よりも、市街化区域内の住区基幹公園は、36 箇所（71 箇所→107 箇所）増加しています。

◆また、「都市基幹公園」として、2002（平成 14）年６月に「龍ケ崎市総合運動公園」を、「特殊公園」として、1999（平成 11）年７月に「蛇沼風致公園」を整備しているほか、「その他の都市公園（都市緑地、緑道）」として、７箇所（18 箇所→25 箇所）の整備が進められました。

（３）公共施設等の緑化に係る取り組みについて

① 公共施設等における緑化について

◆市施設においては、既存植栽等の計画的な剪定等を行い、良好な状態で維持・保全を図っています。

◆本市の小・中学校においては、すべての学校で、毎年、夏にグリーンカーテンの設置を実施しているほか、2009（平成 21）年度には、馴柴小学校の校庭の芝生化を実施しています。

◆その他、本市が設置している市営住宅、文化施設、各地域のコミュニティセンター、「つぼみ園」などの福祉施設、保育所などにおいては、それぞれの施設の現状等に応じた施設緑化に取り組んでいます。

② 沿道緑化について

◆市街化区域内の道路の多くは、土地区画整理事業により道路整備が進められ、主要な幹線道路等には、街路樹や植栽帯等が整備されています。

◆整備された街路樹については、毎年、民間事業者への委託や直営作業により、道路の除草や剪定などを実施しています。

◆一部の街路樹には、樹名板が設置されている木もありますが、新たに樹名板の設置はしていない状況にあります。

（４）水と緑のネットワーク化等に係る取り組みについて

◆本市の、水と緑の拠点とネットワーク形成についての基本的な考え方と形成方針は、「龍ケ崎市都市計画マスタープラン 2017」において位置づけています。

◆牛久沼などの護岸整備を検討する際などには、生息する二枚貝類等に配慮した工事等を検討しています。

4-3　緑の活用に係る取り組み状況

（1）都市公園等の有効活用について

◆既存の都市公園等においては、利用者ニーズ等を反映していくため、公園規模に応じて、必要なバリアフリー化を実施しています。

◆「龍ケ崎市総合運動公園」や「龍ケ崎市森林公園」などの都市公園は、地域イベントや健康増進、自然とのふれあいの場などとして活用を図っています。

（2）緑を活用した防災機能について

◆2002（平成 14）年度に整備された運動公園、近隣公園及び街区公園等については、火災や地震などの災害発生時の指定緊急避難場所や、自主防災組織の一時避難場所等に位置づけられています。

◆都市計画道路をはじめとした幹線道路の整備により、災害発生時の避難路や火災時の延焼防止、救援活動の際の交通・輸送路としての活用が図られています。

◆調節池内のオープンスペースに、野球場やサッカー場等のスポーツ施設を整備し、市民に開放しています。

（3）耕作放棄地等の農地の活用について

◆耕作放棄地、遊休農地については、茨城県農地中間管理機構を通して中核農家等への斡旋を行い、その活用を図っています。

（4）地域資源としての緑の活用について

◆市の管理下にある歴史的建造物・遺産等については、保全及び周辺環境の整備を行っています。指定文化財等に説明板の設置を進めているほか、重要な指定文化財の所在については、案内サインを沿道に設置しています。

◆コミュニティセンターの対象区域ごとに「てくてくロード（健康の散歩道）」を指定し、13 コースすべてを歩いた方に「完歩賞」と称し、表彰するなど、ウォーキングを推奨し、市民の健康維持に努めています。

4-4　市民等との協働による取り組み状況

（1）市民との協働による取り組みについて

◆龍ケ崎市アダプトプログラム（公共施設里親制度）による公園等の維持管理、緑の少年団などの活動を推進しているほか、協働事業提案制度により緑化活動が行われています。

◆カブトムシ産卵床を、公園や小学校等の敷地内に設置し、カブトムシが自然に生息できる状況を維持しているほか、2018（平成 30）年度からは、牛久沼の水質浄化を目的として、アカミミガメの除去、2019（令和元）年度からは、二枚貝類の放流に向けた増殖実証実験（モリタニング）などを実施しています。

（2）緑の学習機会について

◆龍ケ崎市の自然環境について学ぶ「こども環境教室」、龍ケ崎市民環境会議による「出前授業・カブトムシの生育調査・水生生物調査」、近隣自治体と連携した「小野川探検隊」などを開催しています。

◆学校教育においては、緑の募金活動や緑の少年団などによる緑に関する学ぶ機会を推進しているほか、学校農園（15 校）や農業体験（7校）を実施しています。

（3）緑に係る情報提供について

◆現在、本市においては、関係各課と連携を図りながら、広報やポスター等により、緑に係る情報の広報・周知を行っています。

（4）緑に係る取り組みの推進体制について

◆庁内においては、関係各課が連携を図りながら緑に係る取り組みを推進し、必要に応じて推進体制等の構築をしています。

◆関係機関等との連携としては、牛久沼の活用について、周辺自治体（取手市、牛久市、つくば市、つくばみらい市、河内町）と広域的なまちづくりを推進することを目的に、牛久沼周辺の 5 市 1 町の首長が構成メンバーとなる「牛久沼周辺首長会議」を開催しています。

◆また、龍ケ崎市緑化推進協議会、龍ケ崎市民環境会議と連携し、学校や公共施設等の緑化、森林（里山）の保全等を行っています。

5　緑に係る課題の整理

ここでは、本市の緑の現況、上位関連計画等の位置づけ、市民意向、本市の緑に係る施策の取り組み状況等を踏まえ、本市の緑に係る課題を整理します。

5-1　緑の保全に関する課題

（1）本市の骨格をなす樹林地・河川等の緑の保全

◆山間部を持たない本市において、台地部の平地林や段丘の斜面緑地、牛久沼や小貝川などの水辺の緑地は、本市の骨格をなす貴重な緑です。

◆市民アンケートにおいても、「森林公園などの林地のみどり（5 位/12 項目）」や「牛久沼などの河川の水辺のみどり（3 位/12 項目）」は、「今後、増やす・守るべきみどり」として、上位の回答を得ています。

◆台地部の平地林や段丘の斜面緑地の大部分を占める保安林や地域森林計画対象民有林については、今後とも、森林整備計画に基づく保全を図るとともに、森林法や「八代富士浅間緑地環境保全地域」の指定により森林・緑地の保全を図る必要があります。

◆牛久沼や小貝川などの水辺の緑地については、「牛久沼近郊緑地保全区域」、「中沼自然環境保全地域」の指定による行為制限によって保全を図るとともに、水質浄化などの関連施策と連携を図りながら、水辺環境の保全を図る必要があります。

◆あわせて、樹林地や水辺の緑地などがもつ公益的機能等の周知・啓発を推進し、保全に対する市民・事業者等の意識の醸成を図っていく必要があります。

（2）一団に広がる優良農地の保全

◆本市の南部に広がる一団の農地は、古くから都市部等への食糧供給の役割を担い、市民生活においては、良好な生活環境の基盤となっているとともに、四季折々に多彩な姿を楽しむことのできる本市の原風景ともなっています。

◆アンケート調査においても、「田畑などの農地のみどり（3 位/12 項目）」は、「本市の印象的なみどり」として、上位の回答を得ています。

◆しかし、近年の本市の農地は、農業従事者の減少や高齢化の進行による担い手の不足、農産物価格の低迷など、農業をとりまく環境の変化により、減少傾向にあります。

◆農地は、農作物を生産する場のほか、雨水を一時的に貯留することや地下に浸透させて地下水をふやすこと、また、生物の生育・生息の場など、多様な機能を有しています。近年は、気候変動の影響などにより、農地の有する機能の重要性が高まっています。

◆2017（平成 29）年の都市緑地法の改正において、あいまいな位置づけであった農地が、緑地として明確化され、今後は農地の有する機能を活用した取り組みを位置づけることが可能となりました。

◆上記を踏まえ、農業活動を支える基盤として、また、市民の生活環境の向上や景観資源として、今後とも、農業振興や法規制等による営農の継続や無秩序な開発の抑制などを図り、一団に広がる優良農地を保全していく必要があります。

（３）市街地における身近な緑の保全

①　都市公園等の緑の適正な維持管理

◆現在、既存の都市公園等の緑については、計画的な樹木等の剪定などによる維持管理が実施されているほか、一部の公園においては、市民等との協働による維持管理（龍ケ崎市アダプトプログラム（公共施設里親制度））を進めています。

◆市民アンケート調査においても、「まちなかの身近な公園のみどり（１位/12 項目）」は、今後、増やす・守るべきみどりとして、第１位の回答を得ています。

◆上記を踏まえ、今後とも、現在の取り組みを継続し、身近な緑として保全を図るとともに、市民等に長く愛される公園としていくため、市民等との協働による維持管理（龍ケ崎市アダプトプログラム（公共施設里親制度））を広げていく必要があります。

◆市民アンケートにおいては、「龍ケ崎市アダプトプログラム（公共施設里親制度）」についての認知度が低い（「知っている」の回答率：6.0%）ことから、まず、情報提供の強化などにより制度などの周知を進め、市民等との協働による維持管理へとつなげていく必要があります。

②　市街化区域内の農地（生産緑地）の保全

◆2022（令和４）年１０月末時点の本市の生産緑地の面積は、6.55ha ですが、農業従事者が死亡する等、営農が困難となった場合は、生産緑地が解除され、宅地化されている状況です。また、2022（令和４）年を迎え、生産緑地の指定から 30 年を経過し、理由の如何を問わず生産緑地の解除を行う事ができるようになりました。

◆上記を踏まえ、既存の生産緑地の保全を図るため、新たに制定された特定生産緑地制度の啓発を図りましたが、数件の生産緑地については、特定生産緑地の指定には至らない現状もみられ、引き続き特定生産緑地制度の啓発を図りつつ、生産緑地の保全を図っていく必要があります。

③　街路樹の適正な維持管理

◆市街化区域内の道路については、主要な幹線道路等に街路樹や植栽帯等が整備されています。市民アンケートにおいても、「街路樹などの道路沿いのみどり（４位/12 項目）」は、「今後、増やす・守るべきみどり」として、上位の回答を得ています。

◆現在、道路に整備された街路樹や植栽帯は、民間事業者への委託や直営作業により、除草、剪定などが行われ適正な維持管理が行われています。

◆上記を踏まえ、今後とも、街路樹の適正管理を継続し、緑豊かな市街地として保全していく必要があります。

④　名木等の保全

◆2013（平成 25）年３月に発刊された「龍ケ崎のお宝の木　巨樹・古木」に掲載されている名木や天然記念物などの樹木等については、地域の歴史・文化・自然などを伝承する貴重な資源であることから、今後とも、所有者等と連携を図りながら保全に努めていく必要があります。

5-2　緑の創造に関する課題

（1）身近な公園の整備

◆本市においては、土地区画整理事業とあわせ、住区基幹公園等の整備を計画的に進めてきました。現在の本市の都市公園の人口一人当たりの面積は 12.09 ㎡と、全国・茨城県と比較しても高い水準にあります。

	本市※	茨城県	全国
都市公園の人口一人当たりの面積	12.09 ㎡/人	10.0 ㎡/人	10.7 ㎡/人

出典：国土交通省　都市公園データベース　R2 年度末 都道府県別一人当たり都市公園等整備現況
※本市のデータは、P26 参照

◆今後は、本市においても、人口減少が予測されていることなどを踏まえ、既存の都市公園の適正な維持管理、有効活用などを基本とし、社会経済情勢の変化等により市民ニーズの変化や高まりなどにより、その必要性が生じた場合などに、新たな公園整備を検討していく必要があります。

（2）公共施設等の緑化の推進

①　公共施設等の緑化の推進

◆現在、本市が設置している公共施設の大半において、施設緑化に取り組んでいます。

◆今後とも、現在の取り組みを継続していくとともに、新たな施設整備を計画する際には、植栽帯の設置や緑を活かした憩い空間の創出等を検討し、公共施設の緑化を推進していく必要があります。

◆一方、国・県・公共交通機関等の施設に対し、今後は、必要に応じ、緑豊かな都市環境を創造していくため、緑化等に係る要請などを実施していく必要があります。

② 沿道緑化の推進

◆交差点付近においては、交通上の安全性を確保するため、見通しを良くする必要があり、街路樹等の整備が難しい現状であるほか、街路樹の成長とともに維持管理の負担が大きくなることが懸念されます。

◆こういった現状等を踏まえ、今後は、道路の新設・改良などを実施する際には、交通上の安全性を確保するとともに、街路樹等の整備が必要であるかの検討を行い、メリハリをつけた沿道緑化を推進していく必要があります。

◆また、必要に応じ、国・県に対し、国道・県道の緑化の充実などを要請していく必要があります。

（3）民有地の緑化の推進

◆現在、市街地においては、地区計画や建築協定が定められた区域内の一部では、制度に基づき、戸建て住宅等の垣柵化、中高層建築物等指導要綱による指導等による集合住宅の緑化、工場立地法、地区計画等による工場等の緑化などが進められています。

◆また、県では、茨城県地球環境保全行動条例に基づき「茨城県緑化判断基準」を定めており、事業者の緑化に関する判断の基準として、目標とする緑地面積比率等を示しています。

◆農村地域においては、農村環境の保全などを実施する農業者や地域住民に対する支援を実施しており、一部地区では、農村地域の緑化などに取り組んでいます。

◆今後は、現在の制度等による取り組みを継続していくとともに、市民・事業者等への身近な緑の創出の必要性についての啓発等を強化し、民有地における緑化を促進していく必要があります。

◆将来的に、緑化に対する市民・事業者の意識が高まった場合、または、新たに土地区画整理事業等を実施する際には、地区計画や緑化重点地区等の指定についても検討していく必要があります。

（4）水と緑のネットワーク化の推進

◆本市の、水と緑の拠点とネットワーク形成についての基本的な考え方と形成方針は、「龍ケ崎市都市計画マスタープラン 2017」において位置づけていることから、この方針等に基づき、水と緑のネットワークを形成していく必要があります。

◆また、今後、牛久沼の活用や河川等の整備を進める際には、生態系や生育環境の維持と保全に配慮した方針を検討し、水と緑のネットワーク化を推進していく必要があります。

5-3　緑の活用に関する課題

（1）既存公園の魅力の向上

①　既存公園のリニューアルによる魅力の向上

◆市民アンケート調査においては、「龍ヶ岡公園などの大規模公園のみどり」と「まちなかの身近な公園のみどり」が、「今後、増やす・守るべきみどり」として、同率第１位の回答を得ています。

◆一方で、公園の利用頻度は、「月１回以下」が 65%以上を占め、利用頻度が低い状況にあり、利用しない理由としては、「公園でやりたいことが特にない」などが主な理由としてあげられています。

◆現在、本市においては、利用者ニーズ等を反映していくため、既存の都市公園の公園規模に応じて、必要なバリアフリー化を実施している状況にありますが、今後は、導入機能等を見直し、市民等が「利用したい・行ってみたい」と思うような公園としての魅力の向上を図ることが必要です。

◆特に、大規模公園については、「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030」の施策の１つである「地域資源を活用した観光まちづくりの推進」において、「大規模公園の活用」が位置づけられており、利用者ニーズとあわせ、それぞれの公園の特徴を活かしたリニューアルを検討し、本市の賑わいを創出する交流拠点としての活用を推進していく必要があります。また、リニューアル時期については、既存公園施設等の老朽化などを踏まえ、優先順位を明確化し、効率的・効果的な再整備を検討していく必要があります。

②　官民連携による公園の魅力の向上

◆現在、本市では、「龍ケ崎市森林公園」の管理運営業務を民間事業者に委託しているほか、「龍ケ崎市総合運動公園」、「ふるさとふれあい公園」、「農業公園豊作村」では、指定管理者制度を導入し、維持管理運営を行っています。さらに龍ケ崎市アダプトプログラム（公共施設里親制度）において、市民参加による公園の維持管理を推進しています。

◆市民のニーズ等に対応したリニューアルを検討し、長く市民に愛される公園としていくとともに、Park-PFI などの民間活力を活用した新たな公園の管理運営手法の導入なども視野に入れ、既存都市公園等の魅力の向上を検討していく必要があります。

（2）防災機能としての緑の活用

◆現在、既存の都市公園等（運動公園、近隣公園及び街区公園等）は、火災や地震などの災害発生時の指定緊急避難場所や、自主防災組織の一時避難場所等に位置づけられているほか、都市計画道路をはじめとした幹線道路は、災害発生時の避難路や火災時の延焼防止、救援活動の際の交通・輸送路となっています。

◆今後とも、都市公園等の緑や幹線道路の街路樹等の適正な維持管理を図り、防災機能の維持・拡充等を検討していく必要があります。

（３）農業との触れ合いの場としての農地の活用

◆市内には、農業体験ができる公設公営のレンタル農園が板橋町と貝原塚町の２箇所にあり、身近な自然に親しみ、農業体験を通して健康的なレクリエーションを行う場として市民等に提供しています。また、学校教育においては、学校農園や農業体験を実施しています。

◆今後とも、農業とのふれあいの場として、既存農地等の有効活用を継続していくとともに、市民の身近な緑ともなっている生産緑地の農地については、保全とあわせ、市民ニーズ等を踏まえながら、活用を検討していく必要があります。

（４）地域資源としての緑の有効活用

◆本市においては、コミュニティセンターの対象区域ごとに、本市の歴史・文化・史跡そして自然などに触れながら楽しむことのできる散策コース「てくてくロード（健康の散歩道）」を設定し、市民等の健康増進に活用しています。

◆各コースにおいては、歴史・文化的資源（天然記念物・名木等）、田園風景、水辺、公園などの緑に係る資源も数多くとりあげられています。

◆また、宿泊施設が整備されている「龍ケ崎市森林公園」や、白鳥や水鳥たちが飛来・生息する「牛久沼」は、本市を代表する観光資源となっています。

◆今後とも、地域資源としての緑の活用を図り、市民の憩いの場・健康増進の場・観光振興の場等としての活用を促進していく必要があります。

◆特に、牛久沼については、2022（令和４）年 12 月に策定された「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030」において、「交流の拠点としての牛久沼の有効活用」がリーディングプロジェクト（魅力創造プロジェクト）として位置づけられており、関係自治体等と連携しながら、牛久沼周辺の活用を促進していく必要があります。

5-4　市民等との協働による緑のまちづくりに関する課題

（１）市民、事業者等との協働による取り組みの推進

◆現在、本市においては、緑地保全、緑化、農地保全等に係る市民との協働による取り組みが行われているほか、龍ケ崎市アダプトプログラム（公共施設里親制度）による公園等の維持管理、ボランティアや NPO 団体等による緑化活動などが実施されています。

◆市民アンケートにおいても、「公園の清掃や、植栽管理などの活動に必要な資材、報償金の提供（1 位/10 項目）」や「公園の清掃や植栽の管理などの活動場所の確保（2 位/10 項目）」が、「必要と考える行政からの支援」として、上位の回答を得ています。

◆今後も、多くの市民等が参加できる協働による取り組みを継続して実施し、緑の保全の意識啓発につなげていくとともに、公園等の維持管理、樹林地・水辺等の保全活動を行う団体等に対し、支援等の拡充を検討していくことが必要です。

（２）緑の学習機会の拡充

◆現在、本市においては、子ども環境教室や、龍ケ崎市民環境会議による出前授業・カブトムシの生育調査・水生生物調査、近隣自治体と連携した「小野川探検隊」などが開催されています。

◆学校教育では、緑の募金活動や緑の少年団等による緑の学習機会を提供しているほか、学校農園や農業体験などが実施されています。

◆こういった緑の学習機会を継続・拡充し、市民や次代を担う子ども達等に対し、緑の保全に関する意識の啓発を行っていく必要があります。

（３）緑に係る情報提供の強化

◆現在、本市では広報やポスターにより、緑に係る情報提供を行っています。

◆市民アンケートにおいて、「みどりに関する活動を広く周知するための PR（ホームページやパンフレットなど）（3 位/10 項目）」が、「必要と考える行政からの支援」として、上位の回答を得ています。

◆市民等への啓発等を進めていくため、今後は、これまでの広報やポスターを用いた情報提供に加え、ホームページやプッシュ型アプリ（スマートフォンアプリ「マチイロ※」等）の活用などにより、市民等に対する情報提供の強化を図る必要があります。

※：「マチイロ」とは、民間の広告代理店が作成・運営しているスマートフォン用の無料アプリ。市では、広報龍ケ崎「りゅうほー」を、より多くの市民に見てもらえるよう、このアプリでも配信し、視聴可能である。

（４）庁内及び関係機関等との連携強化

①　庁内連携の継続

◆現在、庁内においては、必要に応じて、緑に係る推進体制等を構築している状況です。

◆近年、脱炭素に向け地球温暖化の緩和・適応に係る取り組みが重要視されるなか、緑に係る重要性も高まっていることから、今後とも、適切な庁内連携を推進していく必要があります。

②　関係機関等との連携強化

◆牛久沼の広域的な活用にあたっては，周辺自治体と広域的なまちづくりを推進することを目的に、2017（平成 29）年７月から、牛久沼周辺の５市１町の首長が構成メンバーとなる「牛久沼周辺首長会議」を開催しています。

◆今後は、牛久沼の広域的な事業の展開に向け、周辺自治体との連携強化を図るとともに、国・県との連携などを検討していく必要があります。

第３章　緑の将来都市像と基本方針

１　緑の将来都市像と基本方針等の設定

ここでは、緑の将来都市像及び将来都市像を実現するための基本方針等を設定します。

１-１　緑の将来都市像の設定

（１）緑のまちづくりの基本理念

◆本市の最上位計画である「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030」においては、「将来に向けた本市のあるべき姿」と「まちづくりの基本姿勢」として、以下を掲げています。

龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030	
将来に向けた本市のあるべき姿	
まちづくりの基本姿勢	○「自ら考え、行動する」から生まれる「協働」のまちづくり ○市民に信頼される「納得性」の高いまちづくり ○時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり

◆上記を踏まえ、「協働」による緑への取り組み、市民等との意見交換等による「信頼・納得性」からの緑に対する愛着、時代の変化に対応した「住みよさ」の実現を念頭に、本計画における「緑のまちづくり」の基本理念を、以下のとおりとします。

緑のまちづくりの基本理念
★市民・事業者・行政が「協働」で取り組む緑のまちづくり 緑の重要性について、市民等の意識の醸成を図るとともに、市民・事業者・行政の協働による緑の保全・創造・活用に係る取り組みを推進します。 **★市民に長く愛され、誰もが住みやすいと感じる緑のまちづくり** うるおいある生活環境、地域住民の意向等を踏まえた既存公園の魅力の向上、人口減少・ニーズの多様化等の時代の変化への対応など、「市民等の愛着」や「住みやすさ」を追求した緑のまちづくりを推進します。

（２）緑の将来都市像の設定

◆本市の最上位計画である「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030」の「将来に向けた本市のあるべき姿」では、「笑顔が続く　幸せが続く　住み続けたくなる　龍ケ崎」を市民等とともに創造していくことを掲げています。

◆また、本計画との整合を図る必要のある「龍ケ崎市都市計画マスタープラン2017」に掲げられた５つの都市づくりの目標の実現において、住みよさ（良好な生活環境）、地域資源・防災機能ともなる「緑」は、重要な要素となっています。

◆さらに、「龍ケ崎市第２次環境基本計画」においては、環境像を「かけがえのない自然を未来へ　人や地球にやさしい環境のまち　龍ケ崎」とし、本市の自然（緑）を、次代へと継承していくことを掲げています。

◆上記、緑のまちづくりの基本理念及び上位関連計画を踏まえ、本計画においては、緑の将来都市像を、以下のとおり設定します。

緑の将来都市像
“美しい水と緑”の四季彩（しきさい）都市・龍ケ崎 ★「“美しい水と緑”」とは、本市の緑を総称し、以下を実現していくこと表現しています。 緑の保全：牛久沼や小貝川等の水辺空間、台地部の平地林や段丘の斜面緑地、広大な水田地域などの「本市を代表する緑」や「まちなかの身近な緑」など、既存の緑を守り・大切にしていくこと 緑の創造：公共施設・住宅地・事業所等における緑化、計画的な沿道緑化・公園整備などにより、新たな緑を広げ、緑豊かな住みよい環境を創造していくこと 緑の活用：緑のもつ多面的機能を活かし、市民の憩いの場・防災機能などとして本市の緑を有効活用し、市民生活を、より安全で豊かにしていくこと 協　　働：市民・事業者・行政の協働による緑の保全・創造・活用を推進すること ★「四季彩都市」とは “美しい水と緑”が、市民・事業者・行政との協働により実現される中で、市民の日常的な暮らしや産業経済活動といった都市活動が四季折々の風情に彩られ、ひいては、市民をはじめとして、来訪者や観光客等がやすらぎを感じることができる都市の形成をめざします。

※本計画においては、基本的に、これまでの緑の将来都市像を継承することとし、”美しい水と緑“の表現等において、部分的に見直しを行っています。

■「“美しい水と緑”の四季(しき)彩(さい)都市・龍ケ崎」の空間像

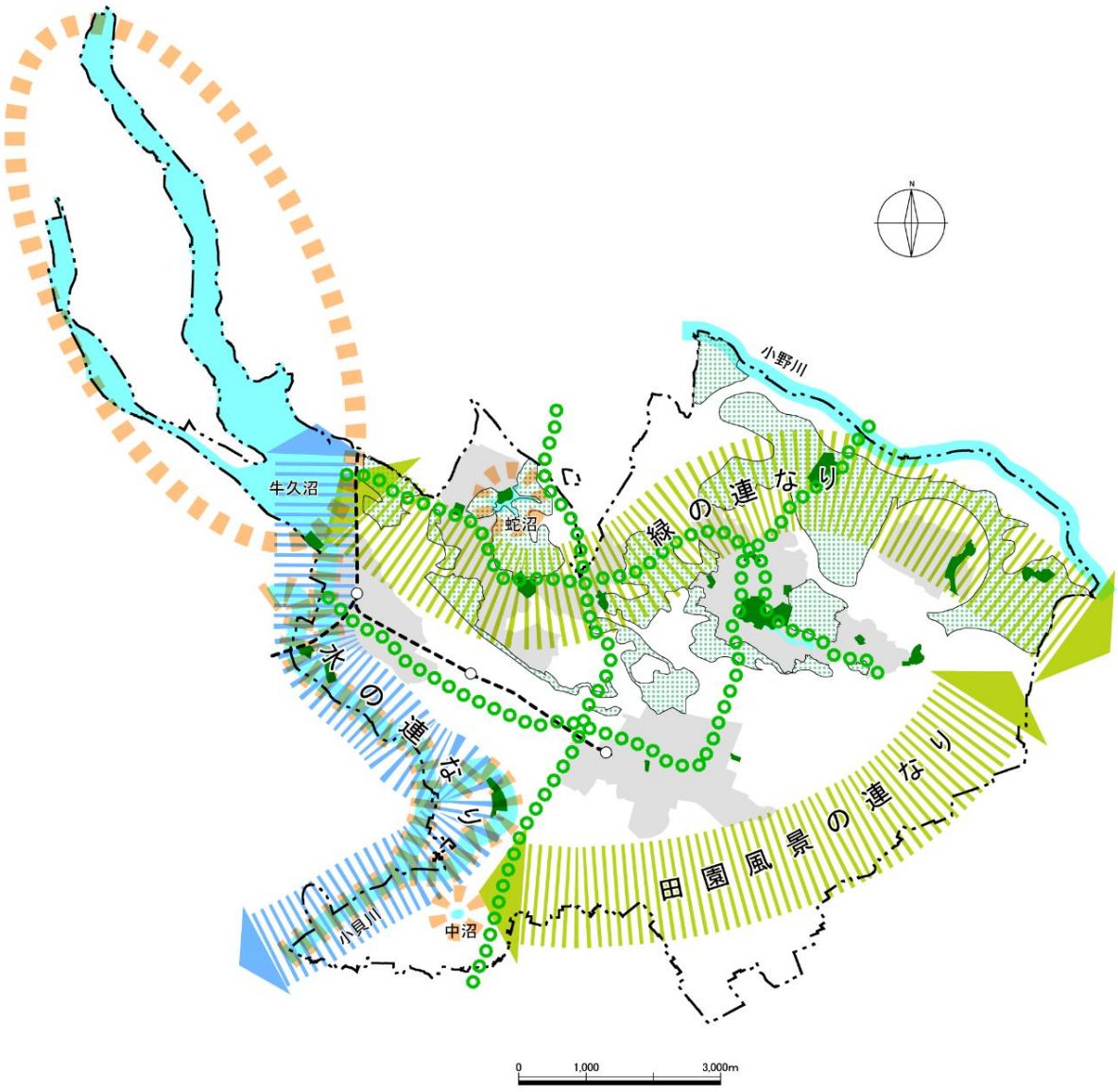

1-2　緑のまちづくりプランの基本方針及び目標値の設定

緑の将来都市像を実現していくため、４つの基本方針を設定します。

基本方針１　緑の保全　“美しい水と緑”を守り、大切にするまちづくりを推進します

◆牛久沼や小貝川等の水辺空間、台地部の平地林や段丘の斜面緑地、低地部に広がる田園などは、本市を代表する緑となっています。

◆また、市街地においては、公園・街路樹等が身近な緑となっているほか、市街地の貴重な緑として農地（生産緑地）なども残されています。

◆これらの既存の緑は、市民等の暮らしにおいて、良好な生活環境を提供する基盤となっており、一度、消失すると、再生するには、長い年月を要する貴重な資源です。

◆このため、今後とも、既存の緑の保全を図り、後世へ継承していくため、「“美しい水と緑”を守り、大切にするまちづくり」を推進します。

■数値目標

指標	現時点（2022 年度）	目標値（2032 年度）
樹林地の面積（森林整備計画対象民有林）	636.75ha	現状維持
優良農地の面積（農振農用地）	2,284.3ha	現状維持
耕作放棄地の解消	40ha	32ha
水辺清掃イベント等の参加者数※	2,456 人	2,580 人
都市公園及び公共施設緑地面積	130.7ha	131.6ha

※現時点（2022 年度）の数値は 2023（令和５）年３月末の推計値を計上

基本方針２　緑の創造　“美しい水と緑”を広げるまちづくりを推進します

◆本市においては、土地区画整理事業などにより、計画的な公園整備や街路樹等を設置した道路整備が進められたほか、地区計画等の導入などにより、市街地部の身近な緑の拡充などが図られてきました。

◆住みよい、快適な生活環境を保つ上で重要な役割を担っている公共施設等の緑化、住宅や事業所等における緑化については、今後も地区計画等の制度の適切な運用等を図り、身近な緑の拡大・質の向上に努めます。

◆また、街路樹等による沿道緑化、公園の整備、水と緑のネットワーク化等については、将来的な人口減少、市民ニーズ等を踏まえながら計画的な整備等を進め、「“美しい水と緑”を広げるまちづくり」を推進します。

■数値目標

指標	現時点（2022 年度）	目標値（2032 年度）
散策路等整備距離（新規）	―	20 ㎞

基本方針３　緑の活用　“美しい水と緑”を活かしたまちづくりを推進します

◆本市の緑のもつ多面的機能を活かし、市民等の憩いや自然・農業とのふれあいの場としての活用、防災機能の強化などを図り、市民生活をより安全で豊かにしていきます。

◆具体的には、公園のリニューアルによる魅力の向上、避難場所としての公園等の活用、市民農園等としての農地の活用、地域資源・観光資源として牛久沼などの活用を図り、「“美しい水と緑”を活かしたまちづくり」を推進します。

■数値目標

指標	現時点（2022 年度）	目標値（2032 年度）
公園リニューアル実施数	―	１箇所
農業体験の参加者数※	647 人	680 人

※現時点（2022 年度）の数値は 2023（令和５）年３月末の推計値を計上

基本方針４　協　働　協働による“美しい水と緑”のまちづくりを推進します

◆本市の緑を守り、育んでいくためには、市民・事業者・行政の協働による取り組みが不可欠であり、協働による取り組みを進めていくためには、市民・事業者等に対する緑に係る啓発を推進し、緑の重要性などに対する意識の向上が必要です。

◆このため、緑に係る情報提供の強化、緑の学習機会の拡充、市民等との協働による取り組みの継続、公園等の維持管理や樹林地・水辺等の保全活動を行う市民・団体等への支援の拡充、各主体との連携体制の強化などを図り、「協働による“美しい水と緑”のまちづくり」を推進します。

■数値目標

指標	現時点（2022 年度）	目標値（2032 年度）
情報発信回数	２回/年	４回/年
龍ケ崎市アダプトプログラム（公共施設里親制度）登録団体数	91 団体	100 団体
こども環境教室等の参加者数	174 人	190 人

2　施策体系

緑の将来都市像及び基本方針を踏まえ、本計画の施策体系は、以下のとおりとします。

将来都市像	基本方針	施策	具体的な取り組み
“美しい水と緑”の四季彩都市・龍ケ崎	**基本方針１ 緑の保全** “美しい水と緑”を守り、大切にするまちづくりを推進します	施策１ 本市の骨格をなす樹林地・河川等の保全	（１）森林整備計画に基づく樹林地の保全 （２）水質改善、水量確保等による水辺環境の保全 （３）法規制等による保全
		施策２ 一団に広がる優良農地の保全	（１）農業振興による農地の保全 （２）農業基盤整備の推進 （３）法規制等による農地の保全 （４）耕作放棄地等の解消
		施策３ 市街地における身近な緑の保全	（１）都市公園等の適正な維持管理 （２）市街化区域内の農地（生産緑地等）の保全 （３）街路樹等の適正な維持管理 （４）名木等の保全
	基本方針２ 緑の創造 “美しい水と緑”を広げるまちづくりを推進します	施策４ 新たな公園等の整備	（１）市民ニーズ等を踏まえた新たな公園・公共施設緑地の整備などを検討
		施策５ 公共施設等の緑化の推進	（１）公共施設等の緑化の推進 （２）街路樹等による計画的な沿道緑化の推進
		施策６ 民有地の緑化の推進	（１）住宅地における緑化などの推進 （２）事業所等における緑化などの推進 （３）農村集落等における緑化などの推進 （４）緑化重点地区等の検討
		施策７ 水と緑のネットワーク化の推進	（１）拠点となる公園・水辺等を結ぶ道路の沿道緑化・散策路の整備 （２）河川等の水辺の緑化 （３）牛久沼の水辺交流拠点の整備
	基本方針３ 緑の活用 “美しい水と緑”を活かしたまちづくりを推進します	施策８ 既存公園の魅力の向上	（１）既存公園のリニューアルによる魅力の向上 （２）官民連携による公園の整備・管理運営の検討
		施策９ 防災機能としての緑の活用	（１）避難場所等として指定されている公園の防災機能の維持・拡充 （２）避難路等として指定されている道路の防災機能の維持・拡充 （３）新たな避難場所・避難路等としての公園・道路・緑地等の活用の検討
		施策 10 農業体験の場等としての農地の活用	（１）既存の市民農園等の有効活用の推進 （２）生産緑地の有効活用の検討
		施策 11 地域資源としての緑の活用	（１）「てくてくロード（健康の散歩道）」等における緑の活用促進 （２）牛久沼の活用促進 （３）景観資源としての緑の活用
	基本方針４ 協　働 協働による“美しい水と緑”のまちづくりを推進します	施策 12 協働による緑のまちづくりの普及・啓発	（１）緑に係る情報提供の強化 （２）緑の学習機会の拡充 （３）市民等との協働による取り組みの推進 （４）龍ケ崎市アダプトプログラム（公共施設里親制度）の拡充
		施策 13 緑のまちづくり推進体制の構築	（１）庁内連携の推進 （２）関係機関等との連携の強化

第４章　施策の展開

基本方針１ 緑の保全 “美しい水と緑”を守り、大切にするまちづくりを推進します

施策体系

施策	具体的な取り組み
施策１ 本市の骨格をなす樹林地・河川等の保全	（１）森林整備計画に基づく樹林地の保全 （２）水質改善、水量確保等による水辺環境の保全 （３）法規制等による保全
施策２ 一団に広がる優良農地の保全	（１）農業振興による農地の保全 （２）農業基盤整備の推進 （３）法規制等による農地の保全 （４）耕作放棄地等の解消
施策３ 市街地における身近な緑の保全	（１）都市公園等の適正な維持管理 （２）市街化区域内の農地（生産緑地等）の保全 （３）街路樹等の適正な維持管理 （４）名木等の保全

施策１　本市の骨格をなす樹林地・河川等の保全

◆山間部を持たない本市において、台地部の平地林や段丘の斜面緑地、牛久沼や小貝川などの水辺の緑地は、本市の骨格をなす貴重な緑です。

◆今後とも、関連計画等と整合を図りながら、樹林地や河川等の水辺環境の保全を図るとともに、樹林地や水辺の緑地などがもつ公益的機能の重要性に対する市民・事業者等の意識の醸成を図り、市民等との協働による保全を推進していきます。

具体的な取り組み
（１）森林整備計画に基づく樹林地の保全 ◆龍ケ崎市森林整備計画に基づき、保安林や地域森林計画対象民有林の適正な維持管理を推進し、本市の骨格となる樹林地の保全を図ります。 ◆龍ケ崎市民環境会議（自然環境部会）で取り組んでいる谷津田里山整備等と連携し、樹林地等の保全を図ります。 ◆市民・事業者等への樹林地等がもつ公益的機能などの周知・啓発を推進し、保全に対する市民・事業者等の意識の醸成を図り、協働による保全に努めます。 （２）水質改善、水量確保等による水辺環境の保全 ◆公共下水道の計画的な整備、農業集落排水への接続の促進、合併浄化槽の普及促進などを図り、牛久沼や河川等の水質改善による水辺環境の保全を図ります。 ◆市民等との協働による水辺の清掃活動などを促進し、美しい水辺環境の保全を図ります。

具体的な取り組み
◆元来の生態系を保全していくため、特定外来生物等の駆除に努めます。 ◆市民・事業者等への水辺の緑地がもつ公益的機能などの周知・啓発を推進し、保全に対する市民・事業者等の意識の醸成を図り、協働による保全に努めます。 （３）法規制等による保全 ◆森林法、首都圏近郊緑地保全法、県の環境保全地域制度に基づく届出制度、都市計画区域における区域区分（線引き）などにより、樹林地や水辺等の無秩序な開発などを抑制します。

施策２　一団に広がる優良農地の保全

◆本市の南部に広がる一団の農地は、古くから都市部等への食糧供給の役割を担うとともに、市民生活においては、良好な生活環境の基盤であり、四季折々に多彩な姿を楽しむことのできる本市の原風景ともなっています。

◆また、農地は、農作物を生産する場としての機能のほか、雨水の涵養・貯留などの多様な機能を有しており、近年は、気候変動の影響などにより、農地の有する機能の重要性が高まっています。

◆今後は、農業活動を支える基盤として、また、良好な生活環境の維持や景観資源として、農業振興による営農の継続、法規制等による無秩序な開発の抑制などを図り、一団に広がる優良農地の保全を推進します。

具体的な取り組み
（１）農業振興による農地の保全 ◆人材育成、農産物のブランド化、農業の効率化、食育・地産地消の推進などの農業振興を推進し、一団の優良農地等の保全を図ります。 （２）農業基盤整備の推進 ◆本市の農業の中心的役割を担う経営体（担い手）を育成するために、大塚上地区の基盤整備（区画整理）、用排水路の整備など、農業生産基盤の整備を推進します。 （３）法規制等による農地の保全 ◆農業振興地域内の一団の優良農地等については、農用地区域への指定を進め、保全を図ります。 （４）耕作放棄地等の解消 ◆耕作放棄地等については、茨城県農地中間管理機構（農地バンク）を通じた、中核農家等への斡旋を推進し、耕作放棄地の解消を図ります。

施策３　市街地における身近な緑の保全

◆市街地における身近な緑としては、公園、市街地内に残された農地（生産緑地等）、街路樹等があげられます。

◆公園等の緑は、市民に最も身近な緑となることから、市民等との協働による適正な維持管理に努め、保全を図ります。

◆また、市街地に残された農地（生産緑地等）については、減少傾向にあることから、市街地内に残された貴重な緑として保全に努めます。

◆街路樹等については、緑豊かな市街地を形成していることから、適正管理に努めます。

具体的な取り組み
（１）都市公園等の適正な維持管理 ◆既存の都市公園等の樹木等については、「龍ケ崎市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な剪定、除草、間伐等による維持管理を推進します。 ◆市民に長く愛される公園としていくため、「龍ケ崎市アダプトプログラム（公共施設里親制度）」の周知を図り、市民等との協働による維持管理を推進します。 （２）市街化区域内の農地（生産緑地等）の保全 ◆生産緑地の所有者等に対し、新たに制定された特定生産緑地制度の啓発などを図り、市民等の身近な緑として、生産緑地の保全などに努めます。 （３）街路樹等の適正な維持管理 ◆主要な幹線道路に整備された街路樹や植栽帯については、民間事業者への委託や直営作業による除草、剪定などによる適正な維持管理を継続します。 （４）名木等の保全 ◆名木等の樹木等については、地域の歴史・文化・自然などを伝承する貴重な資源として、所有者等と連携を図りながら保全に努めます。 ◆文化財として指定されている天然記念物等については、補助金制度の活用や巡視を通した保全・保存を推進します。

基本方針２ 緑の創造　“美しい水と緑”を広げるまちづくりを推進します

施策体系

施策	具体的な取り組み
施策４ 新たな公園等の整備	（１）市民ニーズ等を踏まえた新たな公園・公共施設緑地の整備などを検討
施策５ 公共施設等の緑化の推進	（１）公共施設等の緑化の推進 （２）街路樹等による計画的な沿道緑化の推進
施策６ 民有地の緑化の推進	（１）住宅地における緑化などの推進 （２）事業所等における緑化などの推進 （３）農村集落等における緑化などの推進 （４）緑化重点地区等の検討
施策７ 水と緑のネットワーク化の推進	（１）拠点となる公園・水辺等を結ぶ道路の沿道緑化・散策路の整備 （２）河川等の水辺の緑化 （３）牛久沼の水辺交流拠点の整備

施策４　新たな公園等の整備

◆現在の本市の都市公園の人口一人当たりの面積は 12.09 ㎡と、全国・茨城県と比較しても高い水準にあります。

◆今後は、本市においても、人口減少が予測されていることなどを踏まえ、公共施設の縮充※等を図る必要があることから、既存の都市公園の適正な維持管理、有効活用などを基本とし、新たな公園等の必要性が生じた場合に、公園・公共施設緑地の整備を検討していきます。

※公共施設の縮充：公共施設の面積や施設コストを縮小・削減しつつも、施設機能は充実させていくこと

具体的な取り組み
（１）市民ニーズ等を踏まえた新たな公園・公共施設緑地の整備などを検討 ◆社会経済情勢の変化等に伴う市民ニーズの変化や高まりなどにより、その必要性が生じた場合などに、新たな公園・公共施設緑地の整備を検討していきます。

施策５　公共施設等の緑化の推進

◆現在、本市が所管している公共施設等の大半において、施設緑化に取り組んでいるほか、主要な幹線道路には、街路樹や植栽等が整備されています。

◆市民・事業者等に対する率先した行動として、今後とも、公共施設等の緑化を推進していくとともに、必要に応じて街路樹等による沿道緑化を推進していきます。

具体的な取り組み
（１）公共施設等の緑化の推進 ◆現在、施設緑化に取り組んでいる市所管の公共施設等については、緑化を継続していくとともに、取り組みが実施されていない公共施設等については、周辺の緑の状況などを勘案しながら、施設緑化を検討します。 ◆学校においては、グリーカーテンの設置を継続していきます。 ◆新たな施設整備を計画する際には、植栽帯の設置や緑を活かした憩い空間の創出等を検討し、公共施設の緑化を推進します。 ◆必要に応じ、国・県・公共交通機関等の施設に対し、緑化等に係る要請などを行い、緑豊かな都市環境を創出していきます。 （２）街路樹等による計画的な沿道緑化の推進 ◆道路の新設・改良などを実施する際には、交通上の安全性を確保するとともに、街路樹等の整備の必要性・可能性の検討を行い、メリハリをつけた計画的な沿道緑化を推進します。 ◆必要に応じ、国・県に対し、国道・県道の緑化の充実などを要請し、沿道緑化を推進していきます。

施策６　民有地の緑化の推進

◆本市においては、地区計画や建築協定制度、工場立地法等により住宅地や事業所等の民有地における緑化を進めています。

◆今後は、現在の制度などによる取り組みを継続していくとともに、市民・事業者等への身近な緑の創出の必要性についての啓発などを強化し、民有地における緑化を推進していきます。

具体的な取り組み
（１）住宅地における緑化などの推進 ◆市民等に対し、緑の重要性等を啓発し、自宅での緑化の推進を図ります。 ◆地区計画の制度の適正な運用に努めるとともに、建築協定、街づくり協定等の制度の活用を図り、住宅地での緑化の推進を図ります。 （２）事業所等における緑化などの推進 ◆市内事業者に対し、「茨城県緑化判断基準」等の啓発などを行い、事業所内における緑化の推進を図ります。 ◆工場等においては、工場立地法等に基づく、緑地面積の確保などを指導し、緑化の推進を図ります。

具体的な取り組み
（３）農村集落等における緑化などの推進 ◆田園風景の一部ともなり、農村の歴史・文化を受け継ぐ農家の屋敷林等の重要性についての啓発などを行い、屋敷林の保全や農家における緑化などの推進を図ります。 ◆農地・農業用水等の資源や農村環境保全などを行う農業者等に対し支援を行い、農村集落の緑化の推進を図ります。 （４）緑化重点地区等の検討 ◆緑化に対する市民等の意識が高まった場合には、地区計画や緑化重点地区等の指定を検討していきます。

施策７　水と緑のネットワーク化の推進

◆水や緑は、そのまとまりや、つながりによる面的な広がりを形成することで、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、延焼遮断としての防災機能の向上、良好な景観の形成、散歩やサイクリングを楽しめる空間の形成など、住みやすく快適な環境の創出が期待できます。

◆今後は、上位関連計画等との整合などを図りながら、牛久沼などの水辺と、緑の拠点となる公園等の緑の連続性の確保などに努め、水と緑のネットワーク化を推進します。

具体的な取り組み
（１）拠点となる公園・水辺等を結ぶ道路の沿道緑化・散策路の整備 ◆「龍ケ崎市都市計画マスタープラン 2017」における「水と緑の拠点とネットワーク形成」の基本的な考え方と形成方針などを踏まえ、拠点となる公園や水辺を結ぶ道路等の沿道緑化・散策路整備などを検討します。 （２）河川等の水辺の緑化 ◆河川等の連続した水辺の緑地等を創出していくため、龍ケ崎市アダプトプログラム（公共施設里親制度）の周知などを行い、市民等との協働による水辺の緑化の推進を図ります。 ◆牛久沼の護岸整備や河川整備などを実施する際には、生態系に配慮した工法などを検討し、水域と水辺との連続性の確保に努めます。 （３）牛久沼の水辺交流拠点の整備 ◆牛久沼トレイル※など、牛久沼の持つ特徴を活かした広域的な取り組みについて、周辺自治体や民間事業者等との連携を視野に実現を目指し、将来的には、必要に応じ、水辺の交流拠点としての整備を検討していきます。 ※牛久沼トレイル：牛久沼の周囲 20 キロメートルをウォーキング、ランニング、サイクリングなどで自然を感じながら散策・周遊すること。

基本方針３ 緑の活用　“美しい水と緑”を活かしたまちづくりを推進します

施策体系

施策	具体的な取り組み
施策８ 既存公園の魅力の向上	（１）既存公園のリニューアルによる魅力の向上 （２）官民連携による公園の整備・管理運営の検討
施策９ 防災機能としての緑の活用	（１）避難場所等として指定されている公園の防災機能の維持・拡充 （２）避難路等として指定されている道路の防災機能の維持・拡充 （３）新たな避難場所・避難路等としての公園・道路・緑地等の活用の検討
施策 10 農業体験の場等としての農地の活用	（１）既存の市民農園等の有効活用の推進 （２）生産緑地の有効活用の検討
施策 11 地域資源としての緑の活用	（１）「てくてくロード（健康の散歩道）」等における緑の活用促進 （２）牛久沼の活用促進 （３）景観資源としての緑の活用

施策８　既存公園の魅力の向上

◆本市においては、龍ヶ岡公園、北竜台公園、龍ケ崎市森林公園などの特色のある大規模な公園から、市民等にとって最も身近な公園となる街区公園まで、数多くの公園が整備されていますが、市民アンケートにおいては、公園の利用頻度が低い状況にあります。

◆今後は、現在の公園のリニューアルを計画的に実施し、市民等が「利用したい・行ってみたい」と思うような公園として魅力の向上を図ります。

◆特に、大規模な公園については、利用者ニーズとあわせ、それぞれの公園の特徴を活かしたリニューアルを検討するとともに、民間活力を活用した管理運営手法等の検討を行い、本市の賑わいを創出する観光交流拠点としての活用を推進していきます。

具体的な取り組み
（１）既存公園のリニューアルによる魅力の向上 ◆既存公園のリニューアルを実施する際には、市民ニーズ等を踏まえ、長く愛される公園としていきます。 ◆龍ヶ岡公園、北竜台公園、龍ケ崎市森林公園などの大規模で特色のある公園は、本市の賑わいを創出する観光交流拠点として、特色を活かしたリニューアルを進め、公園の魅力向上を図ります。 ◆近隣公園については、近隣住民等の活動拠点として、地域に根付いた公園としての魅力向上を図ります。

具体的な取り組み
◆街区公園等の小規模な公園については、地域住民にとって最も身近な公園となることから、遊具等の更新の際には、地域の年齢構造の変化など、地域の実状を踏まえた整備を推進します。 ◆リニューアル時期などについては、龍ケ崎市公園施設長寿命化計画に基づき、既存公園施設の老朽化などを踏まえ、優先順位を明確化しながら効率的・効果的な整備を推進します。 ※拠点となる各公園のリニューアル方針については、下記参照 （2）官民連携による公園の整備・管理運営の検討 ◆龍ヶ岡公園、北竜台公園、龍ケ崎市森林公園などの大規模で特色ある公園については、公園リニューアルとあわせ、Park-PFI などの新たな民間活力の導入を検討します。 ◆将来的には、官民で連携した公園整備・管理が行えるよう整備方針を確立し、魅力向上に繋がる公園整備の取り組みを推進していきます。

〈拠点となる公園※のリニューアル方針〉

※拠点となる公園は、「龍ケ崎市都市計画マスタープラン 2017」の「水と緑の拠点ネットワーク図」に位置づけられた公園（水・緑の拠点（公園））を抽出

■大規模で特色ある３公園のリニューアル方針

龍ヶ岡公園（地区公園）	
公園概要	開設：1999/3/15　　所在地：中里 3-1 面積：13.26ha(うち河川占用部分 4.46ha) 施設内容：標高 41m（地上 23m）の「たつのこやま」、管理棟、野外ステージ（たつのこステージ）、大型遊具、駐車場等
特徴	◆公園内には、本市のランドマークとなる「たつのこやま」や大型遊具（まいりゅうのしっぽ）、野外ステージなどがあり、休日には多くの家族連れでにぎわっています。 ◆総合運動公園及び親水空間として利用されている破竹川調節池に隣接していることから、一体的な利用により、憩い・遊び・スポーツ・自然散策などを楽しむことができる本市の一大スポットとなっています。 ◆また、子育て支援センター（さんさん館）とも隣接していることから、屋内での子ども達の遊び場なども確保でき、子ども達を安心して、のびのびと遊ばせることのできる環境にあります。 写真出典:市 HP ◆地域イベントが開催されているほか、市民との協働により、「たつのこやま」を新たな観光資源として活用していくため、「たつのこやま」のすそ野に芝桜を植え込む美観づくりの取り組みが進められています。 ◆龍ケ崎市アダプトプログラム（公共施設里親制度）に登録された団体により、公園内の清掃・美化活動などが実施されています。

龍ヶ岡公園（地区公園）	
特徴	◆地震などで水道管が破損し、水道水の供給ができなくなった時に、100 トンの飲料水・消火用水を確保することができる「飲料水兼用耐震性貯水槽」が設置されています。
リニューアル方針	◆本市のランドマークとなる「たつのこやま」があり、隣接する施設と一体的に憩い・遊び・スポーツ・自然散策などを楽しむことのできる本市の一大スポットともなっていることから、観光交流拠点として整備を推進します。 ◆特に、本公園においては、本市のランドマークとなる「たつのこやま」、大型遊具（まいりゅうのしっぽ）、広い芝生広場、野外ステージ（たつのこステージ）が整備されていることから、市外からの利用も含めた交流・憩い・遊びの空間としての活用を促進します。 ◆地域イベントをはじめ、市民との協働による「たつのこやま」の美観づくり、隣接する施設と連続したウォーキングやジョギング空間の創出、遊具の拡充など、様々なレクリエーションが楽しめる環境の整備を進めます。 ◆リニューアルの際は、市民ニーズ等への対応を図るとともに、官民連携事業も視野に入れ、民間のノウハウなどを活かした公園の魅力の向上を検討します。

北竜台公園（地区公園）	
公園概要	開設：1992/7/8　　所在地：小柴 1-10-4 他 面積：5.33ha 施設内容：野球場、菖蒲池、梅園、ユリノキ・メタセコイア・ケヤキの大木、200 本以上の桜、円柱モニュメント、トイレ、駐車場等
特徴	◆本公園は、ニュータウン北竜台地区にある自然の起伏を生かした公園です。 ◆中央にはユリノキ・メタセコイア・ケヤキといった大木や、公園のシンボルであるストラータ（円柱のモニュメント）があり、その周りを 200 数本の桜が囲んでいます。 ◆公園東側には野球場、公園を横切る県道（通称「白鳥通り」）の下をくぐると、花しょうぶやせきしょうなどが咲き、カワセミが訪れる菖蒲池と、100 本以上の梅の木が植樹された梅園があり、季節ごとにその自然を鑑賞する人々が訪れます。 ◆蛇沼へ抜ける道も整備されており、ウォーキングなどを楽しむ人たちも多く見られます。また、企業主催の健康増進イベントなども開催されています。 ◆龍ケ崎市アダプトプログラム（公共施設里親制度）に登録された団体により、公園内の清掃・美化活動などが実施されています。
リニューアル方針	◆四季を通して様々な顔を見せる自然豊かな本公園は、本市の観光交流拠点として整備を推進し、市外からの利用も含めた自然観賞・交流・憩い空間としての活用を促進します。 ◆来園者に潤いと安らぎをもたらす自然資源などの適正な保全管理などに努めます。

北竜台公園（地区公園）	
リニューアル方針	◆リニューアルの際は、市民ニーズ等への対応を図るとともに、官民連携事業も視野に入れ、民間のノウハウなどを活かした公園の魅力の向上を検討します。

龍ケ崎市森林公園（都市緑地）	
公園概要	開設：1986/7/20　　所在地：泉町 1966 他 面積：12.74ha 施設内容：管理棟、ログハウス、キャビンハウス、シャワー棟、大型遊具等
特徴	 ◆本公園は、龍ケ崎市が誇る、自然をそのまま生かした広大な公園で、森林浴やアウトドア、バードウォッチングなどを楽しむ人たちが多く見られます。 ◆花見のスポットともなっており、春にはたくさんの花見客でにぎわいます。 ◆龍の姿をかたどったせせらぎ水路、公園内を周遊する形でアスレチック遊具などが整備されており、子どもたちの自然とのふれあい・遊びの場となっています。 ◆野鳥観察場、キャンプ場としてテントサイトやログハウス、バーベキュー設備が整備されていますが、ログハウスなどは老朽化しています。 ◆龍ケ崎市アダプトプログラム（公共施設里親制度）に登録された１団体により、公園内の清掃・美化活動などが実施されています。
リニューアル方針	◆市内外に誇る豊かな自然樹林を活かし、市外からの利用も含めたアウトドアを楽しむことのできる観光交流拠点としての整備を推進します。 ◆近年は、新型コロナウイルスの影響からアウトドアに対する注目度が高まっていることから、老朽化しているキャンプ場などの施設の再整備とあわせ、従来のキャンプやバーベキューが手ぶらで気軽に楽しむことができるなど、日帰りから宿泊まで多様な選択肢ができるアウトドアの環境を整備します。 ◆親子連れが１日、自然を満喫し、のびのびと遊ぶことができるようアスレチック施設などの充実を図ります。 ◆森林公園の緑は、市民にとって、本市の印象的（お気に入り）な緑の代表ともなっており、本公園の要となる自然樹林などについては、適正な保全管理に努めます。 ◆リニューアルの際は、市民ニーズ等への対応を図るとともに、官民連携事業も視野に入れ、民間のノウハウなどを活かした公園の魅力の向上を検討します。

■その他の拠点となる公園のリニューアル方針

公園名（種別）	公園概要	リニューアル方針
にぎわい広場 （街区公園） 	開設：2010/4/30 所在地：市 4110 他 面積：0.52ha 施設内容： 広場、遊具、野外ステージ、ベンチ等	◆2010（平成 22）年度に開設された公園で、毎月、商工会主導で開催される「まいんバザール」の開催場所となっています。 ◆イベント開催などの賑わい・交流場として活用を促進していくため、機能充実に努めます。
蛇沼公園（近隣公園） 	開設：1992/7/8 所在地：長山 8-20 面積：3.26ha 施設内容： 望沼台、野鳥観察舎、多目的広場（複合遊具等）、芝生広場、木道、トイレ、駐車場等	◆茨城の自然 100 選に選出された「蛇沼」を望み、手付かずの自然林を残して開設された「蛇沼公園」は、自然林を活かした近隣住民等の自然散策・憩いの場としての公園整備を推進するとともに、生態系、自然環境の保全に努めます。
若柴公園（近隣公園） 	開設：1984/7/1 所在地：松葉 6-1 面積：2.00ha 施設内容： テニスコート、遊具、芝生広場、トイレ、駐車場等	◆テニスコートを備えた緑豊かな「若柴公園」は、市民が安心安全に利用できるよう、施設の適切な管理運営を行い、近隣住民等のスポーツ・レクリエーションの拠点としての機能充実を図ります。
行部内公園 （近隣公園） 	開設：1992/7/8 所在地：久保台 1-20-2 面積：2.28ha 施設内容： 広場、ストーンサークル、ベンチ、トイレ等	◆公園内には、行部内貝塚があり、縄文中期から後期（4,500 から 3,500 年前）に集落が営まれていた場所としての歴史をもちます。 ◆現在は、古代遺跡をイメージしてストーンサークルが建てられていることなどを踏まえ、地域の歴史伝承や広大な広場を活用した近隣住民等の憩いの場となる公園整備を推進します。

公園名（種別）	公園概要	リニューアル方針
貝原塚西公園 （近隣公園） 	開設：2001/3/30 所在地：藤ケ丘 6-21 面積：1.12ha 施設内容： 広場、遊具、ベンチ、トイレ等	◆「貝原塚西公園」及び「貝原塚東公園」は、てくてくロード沿い（八原地区「市民健康の森を中心に健康的なコミュニティをはぐくむコース」）に位置する公園で、健康遊具などが整備されています。 ◆近隣住民等の健康増進・レクリエーション活動の拠点となる公園整備を推進します。
貝原塚東公園 （近隣公園） 	開設：1997/5/8 所在地：松ケ丘 2-11 面積：1.04ha 施設内容： 広場、遊具、バスケットゴール、ベンチ、トイレ等	
長峰西公園 （近隣公園） 	開設：2000/8/1 所在地：白羽 2-11 面積：1.11ha 施設内容： 広場、遊具、ベンチ、トイレ、駐車場等	◆白羽地区の中央部にあり、多目的に使用できる広場等が整備され、自治会等のイベントなどに利用されています。 ◆近隣住民等のレクリエーション活動の拠点となる公園整備を推進します。
長峰東公園 （近隣公園） 	開設：2003/6/16 所在地：白羽 3-21-2 面積：3.96ha 施設内容： 広場、遊具、月見台、ベンチ、トイレ等	◆「長峰東公園」は、縄文から古墳時代の噴墓や住居跡があった「長峰遺跡」と「長峰城」の上に整備された経緯があり、土塁跡等の形跡を見ることができることから、地域の歴史伝承、近隣住民等のレクリエーション活動の拠点となる公園整備を推進します。
城南スポーツ公園 （近隣公園） 	開設：1986/4/21 所在地：市 1572 他 面積：0.54ha 施設内容： 広場、テニスコート、バスケットゴール、遊具、ベンチ、トイレ等	◆テニスコート３面、バスケットゴールを有する「城南スポーツ公園」は、近隣住民等のスポーツや憩いの場となっていることから、スポーツ・レクリエーションの拠点となる公園整備を推進します。

公園名（種別）	公園概要	リニューアル方針
市民健康の森 （近隣公園） 	開設：2002/3/29 所在地：中里 1-1-4 面積：1.53ha 施設内容： 散策路、ドッグラン、トイレ、駐車場等	◆龍ケ崎済生会病院に隣接し、自然林を活かした散歩コースや、愛犬と戯れることができるドッグラン施設がある「市民健康の森」は、施設等の適切な管理運営を図り、地域コミュニティの一端を担うような公園となるよう努めます。
つくばの里向陽台公園 （地区公園） 	開設：1989/4/1 所在地：向陽台 4-2 面積：6.34ha 施設内容： 菖蒲池、ききょう池、せせらぎ水路、桜広場、散策路、トイレ、駐車場等	◆龍ケ崎市つくばの里工業団地内に整備された自然豊かな公園であり、自然散策や花見などが楽しめます。 ◆豊かな自然については、工業団地内の緑としての機能の維持保全のため適正管理に努めるとともに、工業団地内の従業者等の憩い・リフレッシュの場としての環境整備を推進します。
龍ケ崎市総合運動公園 （運動公園） 	開設：2002/6/1 所在地：中里 3-2-1 面積 11.08ha 施設内容： ニューライフアリーナ龍ケ崎（総合体育館）、流通経済大学龍ケ崎フィールド（陸上競技場）、TOKIWA スタジアム龍ケ崎（野球場）等	◆体育館、野球場、陸上競技場などからなる龍ケ崎市総合運動公園、様々なスポーツを市民が安心安全に利用できるよう、施設の機能強化整備を図ります。 ◆市民がスポーツを楽しめる環境整備を推進します。
ふるさとふれあい公園 （公共施設緑地） 	開設：1990/4/1 所在地：高須町 4145 面積：8.21ha 施設内容： 野外ステージ、バーベキューエリア、多目的広場（サッカー・野球・イベント等）、ゲートボール場（6面）、グラウンドゴルフ・ディスクゴルフ場、アトリエ等	◆豊かな自然のなかで創作活動やスポーツ、バーベキューなどのアウトドアなどを楽しむことのできる「ふるさとふれあい公園」は、市民等の自然体験・スポーツ交流拠点として、機能充実に努めます。

公園名（種別）	公園概要	リニューアル方針
小貝川市民運動公園 （公共施設緑地） 	開設：1977/6/24 所在地：川原代町字関33-1 面積：5.09ha 施設内容： 野球場、多目的広場、駐車場等	◆広大な敷地の中に野球場と２つの多目的広場を有する「小貝川市民運動公園」は、野球、サッカー、ゲートボール等のスポーツはもとより、消防団等の防災訓練の場として活用されています。 ◆市民等のスポーツ・イベントなどの開催の場として機能充実に努めます。
農業公園豊作村 （公共施設緑地） 	開設：1999/4/1 所在地：板橋町 440 番地 面積：1.17ha 施設内容： 総合交流ターミナル、レンタル農園（30 ㎡/区画、144 区画）、湯ったり館（人工温泉、宿泊施設等）、天然芝の運動広場、温室、駐車場等	◆「農業公園豊作村」は農業公園として整備され、豊かな自然のなかで自然散策や農業体験などを楽しむことのできる公園となっていることから、自然・農業体験の交流拠点として機能充実に努めます。
牛久沼水辺公園 （公共施設緑地） 	開設：2006/7/5 所在地：佐貫町付近 面積：3.00ha 施設内容： 白鳥を間近で見ることができるふれあいスペースやせせらぎ、多目的グラウンド、トイレ、駐車場等	◆茨城観光百選に選出された「牛久沼」を望む「牛久沼水辺公園」は、カモや白鳥などが優雅に沼地を泳ぐ姿を視ることができます。 ◆広大な芝生広場での地域イベントをはじめ、様々なレクリエーションが取り組める環境の整備を進めるとともに、様々な動植物が共存できる環境整備に努めます。

公園概要の出典：令和２年度都市計画基礎調査、龍ケ崎市公園施設長寿命化計画、市 HP 等を基に作成

施策９　防災機能としての緑の活用

◆現在、既存の公園や延焼遮断帯となる街路樹等が整備された道路等は、災害発生時の避難場所や市民等の避難路、救援活動を行う際の交通・輸送路等として活用されています。

◆今後とも、公園や街路樹等の緑の有する防災機能の有効活用を図ります。

具体的な取り組み
（１）避難場所等として指定されている公園の防災機能の維持・拡充 ◆現在、指定緊急避難場所等に指定されている公園等については、適正な維持管理を推進します。 ◆「龍ケ崎市地域防災計画」と整合を図りながら、必要に応じ、既存公園等の防災機能の拡充を検討します。 （２）避難路等として指定されている道路の防災機能の維持・拡充 ◆現在、避難路等に指定されている道路の街路樹等については、適正な維持管理を推進します。 ◆「龍ケ崎市地域防災計画」と整合を図りながら、必要に応じ、既存避難路等の防災機能の拡充（延焼を抑制する沿道緑化等）を検討します。 （３）新たな避難場所・避難路等としての公園・道路・緑地等の活用の検討 ◆「龍ケ崎市地域防災計画」を踏まえ、新たな避難場所や避難路等の指定が必要な場合には、既存の公園・道路・緑地等の活用を検討します。

施策 10　農業体験の場等としての農地の活用

◆市内には、公設公営の市民農園が板橋町と貝原塚町の２箇所整備されており、市民等が身近な自然に親しみ、農業体験ができる場として、農地が活用されています。また、学校教育においては、学校農園や農業体験を実施しています。

◆今後とも、農業とのふれあいの場として、既存農地等の有効活用を推進していきます。

具体的な取り組み
（１）既存の市民農園等の有効活用の推進 ◆既存の市民農園、学校教育において農業体験などが実施されている農地等については、今後とも、自然とのふれあいや農業体験の場として、継続した有効活用を推進していきます。 （２）生産緑地の有効活用の検討 ◆市民等の身近な緑ともなっている生産緑地の農地については、市民ニーズ等を踏まえながら、活用を検討していきます。

施策 11　地域資源としての緑の活用

◆本市においては、コミュニティセンターの対象区域ごとに、本市の歴史・文化・史跡そして自然などに触れながら楽しむことのできる散策コースを設定し「てくてくロード（健康の散歩道）」として、市民等の健康増進に活用しています。

◆各コースにおいては、歴史・文化的資源（天然記念物・名木等）、田園風景、水辺、公園などの緑に係る資源も数多くとりあげられているほか、牛久沼などは本市を代表する観光資源ともなっています。

◆今後とも、地域資源としての緑の活用を図り、市民の憩いの場・健康増進の場・観光振興の場等としての活用を促進していきます。

具体的な取り組み
（1）「てくてくロード（健康の散歩道）」等における緑の活用促進 ◆「てくてくロード（健康の散歩道）」に指定されている道路に植栽された街路樹等については、緑豊かな歩行空間として、適正な維持管理を図ります。 ◆「てくてくロード（健康の散歩道）」沿いにある公園や名木等の緑資源については、適正な維持管理を図り、地域資源としての有効活用を図ります。 ◆必要に応じ、案内板や休憩用のベンチ等の設置を検討します。 （2）牛久沼の活用促進 ◆牛久沼トレイルなど、牛久沼の持つ特徴を活かした広域的な取り組みについて、周辺自治体や民間事業者等との連携を視野に実現を目指し、牛久沼の活用促進を図ります。 （3）景観資源としての緑の活用 ◆本市を代表する台地部の平地林、段丘の斜面緑地、牛久沼や小貝川などの水辺、本市南部に広がる一団の農地等は、維持・保全を推進し、自然景観や田園風景などの景観資源としての活用を図ります。

基本方針４ 協働　協働による “美しい水と緑”のまちづくりを推進します

施策体系	
施策	具体的な取り組み
施策 12 協働による緑のまちづくりの普及・啓発	（１）緑に係る情報提供の強化 （２）緑の学習機会の拡充 （３）市民等との協働による取り組みの推進 （４）龍ケ崎市アダプトプログラム（公共施設里親制度）の拡充
施策 13 緑のまちづくり推進体制の構築	（１）庁内連携の推進 （２）関係機関等との連携の強化

施策 12　協働による緑のまちづくりの普及・啓発

◆協働による緑のまちづくりを推進していくためには、市民等の緑に係る意識の醸成が必要不可欠です。

◆今後は、市民等の緑に係る意識の醸成を図るため、市民等への情報提供の強化や緑の学習機会の拡充などによる緑に係る取り組みの普及・啓発を推進し、市民・事業者・行政の協働による「緑のまちづくり」を展開していきます。

具体的な取り組み
（１）緑に係る情報提供の強化 ◆従来の広報やポスターによる情報発信等に加え、ホームページやプッシュ型アプリ（スマートフォンアプリ「マチイロ」等）の活用などにより、市民等に対する情報提供の強化を図ります。 （２）緑の学習機会の拡充 ◆現在、実施している子ども環境教室や、龍ケ崎市民環境会議による出前授業・カブトムシの生育調査・水生生物調査、近隣自治体と連携した「小野川探検隊」などの学習機会を継続していきます。 ◆学校教育における緑の募金活動、緑の少年団等の活動、農業体験などを継続していきます。 ◆各種イベントなどと連携した緑の学習機会の拡充を検討します。 ◆「中沼自然環境保全地域」、「八代富士浅間緑地環境保全地域」においては、県から委嘱されている自然保護指導員などと連携を図り、市民等への自然保護に関する指導・啓発活動を推進します。 （３）市民等との協働による取り組みの推進 ◆緑地保全、緑化、農地保全などに係る市民等との協働による取り組みを推進し、緑の保全意識の啓発を図ります。 ◆龍ケ崎市緑化推進協議会や龍ケ崎市民環境会議（自然環境部会）などにおける緑に係る取り組みを支援し、市民等との協働による取り組みを推進します。

具体的な取り組み
（４）龍ケ崎市アダプトプログラム（公共施設里親制度）の拡充 ◆龍ケ崎市アダプトプログラム（公共施設里親制度）に関する市民等の認知度を高め、制度への参加を促し、市民等との協働による緑のまちづくりを推進します。 ◆龍ケ崎市アダプトプログラム（公共施設里親制度）への登録団体等、公園等の維持管理、樹林地・水辺等の保全活動を行う団体等に対する支援を継続するとともに、必要に応じ、その支援の拡充を検討します。

施策 13　緑のまちづくり推進体制の構築

◆近年、脱炭素に向け地球温暖化の緩和・適応に係る取り組みが重要視されるなか、緑に対する重要性も高まっていることから、庁内においては、必要に応じ、適切な連携を推進していきます。

◆広域的な連携が必要となる場合には、関係自治体や関係機関等との連携を強化していきます。

具体的な取り組み
（１）庁内連携の推進 ◆新たな公共施設や公園・道路等の整備など、関係各課との調整が必要となる緑に係る事案が生した場合などには、適宜、適切な庁内連携を推進していきます。 （２）関係機関等との連携の強化 ◆牛久沼の活用など、広域での検討が必要となる際には、関係自治体との連携強化を図るほか、必要に応じ、国・県等との連携を検討していきます。

第５章　計画の推進

１　推進体制の構築

◆本計画を、より実効性のあるものにするために、市民や事業者等が、自発的に緑に係る取り組みを推進できる仕組みを構築し、市民・事業者・市との協働による「緑のまちづくり」を推進していきます。

〈推進体制イメージ〉

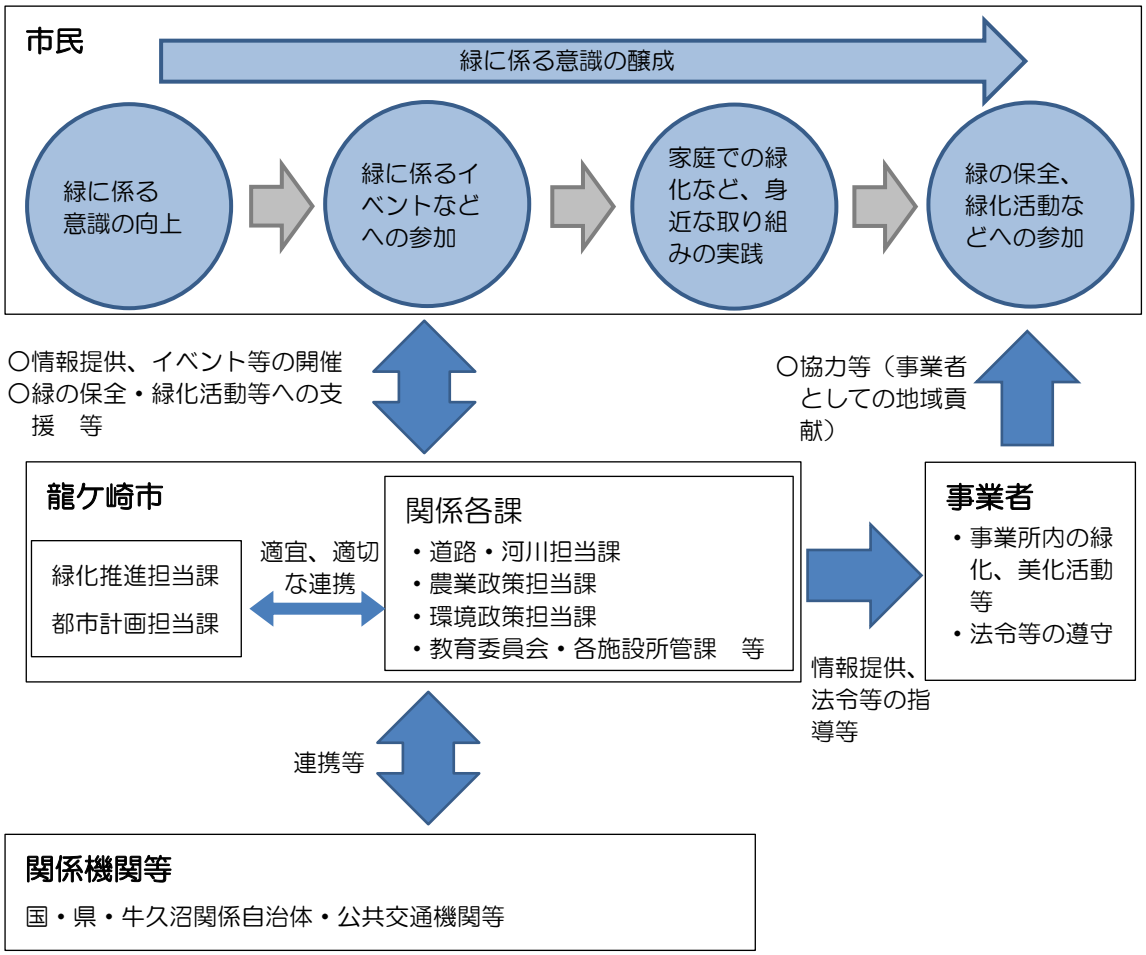

2　計画の進行管理

2-1　PDCA サイクルによる計画の進捗管理

◆本計画の実効性を確保していくために、「計画策定：Plan」～「実行：Do」～「取り組み内容の評価：Check」～「見直し：Action」の PDCA サイクルの仕組みを用い、継続的改善を促します。

〈PDCA サイクル〉

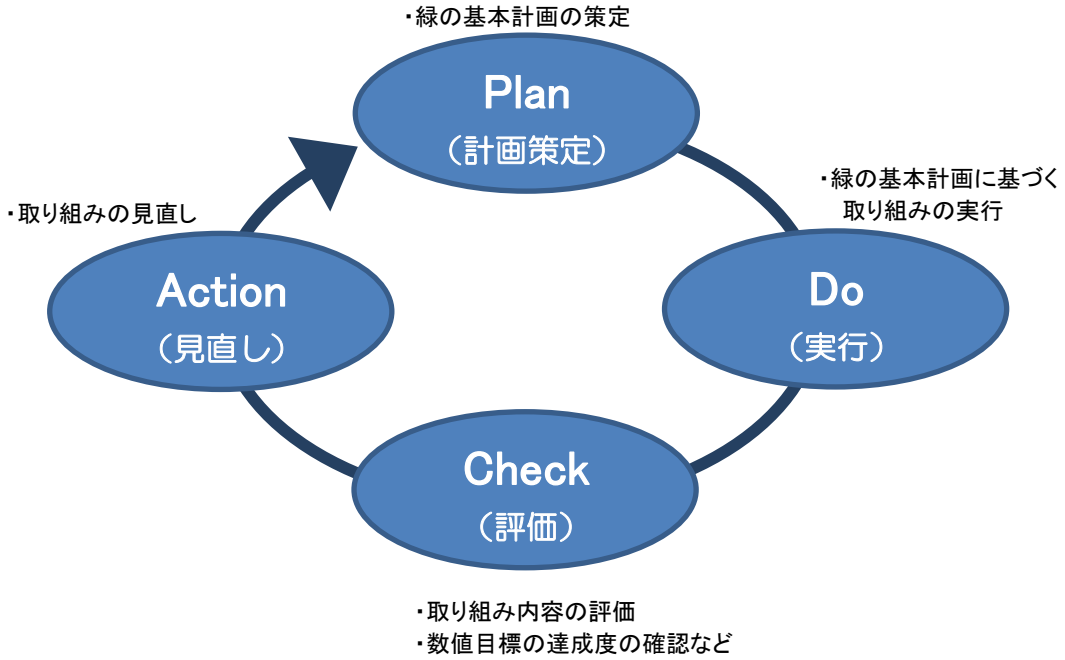

2-2　計画の見直し

◆本計画で掲げる施策などは、着実に推進しますが、本計画の中間年度や社会情勢に大きな変化が生じた場合などには、適宜、計画の見直しを行います。

龍ケ崎市緑のまちづくりプラン
＜第２次緑の基本計画＞

2023（令和５）年３月

発　　行　龍ケ崎市
編　　集　都市整備部　都市施設課
郵便番号　〒301-8611
住　　所　茨城県龍ケ崎市 3710 番地
電　　話　0297-64-1111（代表）
E-mail　toshishisetsu@city.ryugasaki.lg.jp

龍ケ崎市 RYUGASAKI CITY

資料４

龍ケ崎市都市計画マスタープランの進捗評価について

都市計画マスタープランの評価について

◆評価箇所について

第２章　全体構想

４　都市づくりの方針（分野別）

体系	
1	拠点整備の方針（コンパクトシティ形成の方針）
2	土地利用の方針
3	道路整備の方針
4	公共交通網形成の方針
5	公園・緑地整備の方針
6	公共施設等整備の方針
7	住環境整備の方針
8	安全・安心なまちづくりの方針
9	景観形成の方針

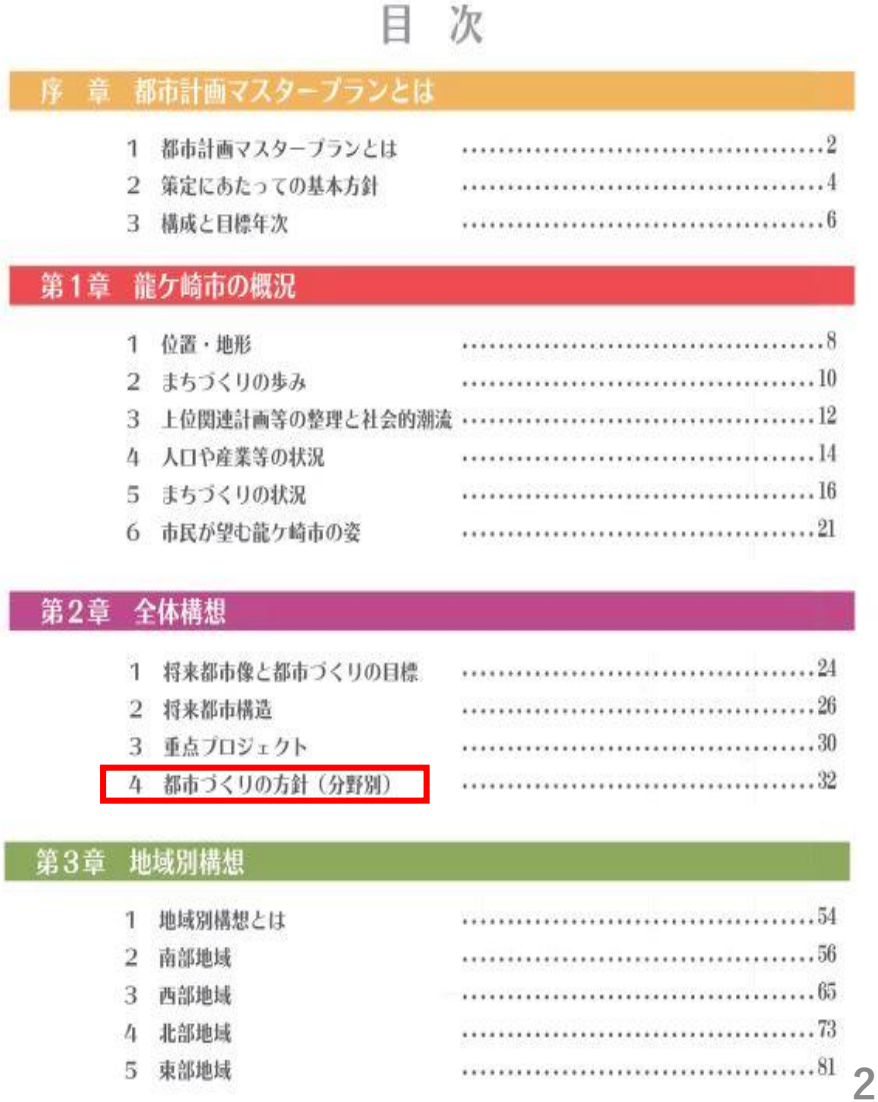

目　次

序　章　都市計画マスタープランとは

1　都市計画マスタープランとは ……2
2　策定にあたっての基本方針 ……4
3　構成と目標年次 ……6

第１章　龍ケ崎市の概況

1　位置・地形 ……8
2　まちづくりの歩み ……10
3　上位関連計画等の整理と社会的潮流 ……12
4　人口や産業等の状況 ……14
5　まちづくりの状況 ……16
6　市民が望む龍ケ崎市の姿 ……21

第２章　全体構想

1　将来都市像と都市づくりの目標 ……24
2　将来都市構造 ……26
3　重点プロジェクト ……30
4　都市づくりの方針（分野別） ……32

第３章　地域別構想

1　地域別構想とは ……54
2　南部地域 ……56
3　西部地域 ……65
4　北部地域 ……73
5　東部地域 ……81

1.拠点整備の方針（コンパクトシティ形成の方針）

現行プラン記載内容

方針①　生活を支える地域生活拠点と魅力を生み出す都市拠点の形成
方針②　活力と雇用を生みだす産業拠点の充実
方針③　にぎわいのある交流拠点の整備

取組実績・状況

◆龍ケ崎市立地適正化計画の策定
◆図書館北竜台分館設置
◆新保健福祉施設整備推進
◆関東鉄道竜ヶ崎線竜ヶ崎駅機能強化
◆佐貫3号線延伸事業推進
◆つくばの里工業団地地区計画策定
◆つくばの里工業団地南側エリア拡張実施
◆牛久沼感幸地構想策定

残された課題

◆新都市拠点開発エリア事業促進
◆県道龍ケ崎市停車場線シンボルロード化
◆JR常磐線龍ケ崎市駅駅前空間整備
◆牛久沼の道の駅整備

総括

「多極ネットワーク型コンパクトシティ」が大きな命題となっているのに対し、立地適正化計画の策定により、コンパクトシティ実現に向けた方向性を示したほか、佐貫３号線延伸や工業団地拡張事業など、概ね方針に沿ったまちづくりが順次図られている。一方で、課題として残ったものについては、具体の動きに至っていないものや、事業自体の再検討を行う必要があるものなど、今後、新たなプラン策定にあたり、見直しを行うことが求められる。

2.土地利用の方針

現行プラン記載内容

方針①　安全で暮らしやすい住宅地の維持・創出
方針②　地域に応じた特色のある商業・業務地の形成
方針③　社会のニーズに対応できる工業地等の充実
方針④　集落地の生活環境の維持・向上
方針⑤　豊かな森林・水辺・農地等の保全・活用

取組実績・状況

◆都市計画法による区域区分制度や地区計画等の適切な運用
◆龍ケ崎市立地適正化計画の策定
◆工業団地拡張、企業誘致の実施
◆コミュニティバス運行計画再編
◆乗合タクシー目的地拡大
◆第2次緑の基本計画策定着手

残された課題

◆密集市街地の改善
◆各都市機能誘導区域の利便性向上

総括

立地適正化計画の策定、第2次緑の基本計画策定着手など、「都市的快適性と自然環境が調和した土地利用」について、具体の取組に至っており、今後計画の推進が求められる。このほか工業地や集落地の充実・向上においても一定の取組が行われており、方針に沿ったまちづくりが図られているものの、密集市街地の改善が大きな課題として残っている。

3.道路整備の方針

現行プラン記載内容

方針①　機能に応じた道路網の整備
方針②　市民との協働による道路の管理

取組実績・状況

◆県道美浦栄線バイパス整備促進
◆佐貫３号線延伸事業推進
◆路面標示、ストップマット等の設置
◆公共施設里親制度の活用・支援

残された課題

◆都市計画道路の見直し検討
◆県道龍ケ崎市停車場線シンボルロード化
◆密集市街地の狭隘道路解消
◆自転車活用推進

総括

道路整備については、広域的な道路ネットワークや幹線道路の整備推進に積極的に取り組んだ。加えて、安全で快適な道路整備についても一定の取組が行われている。しかしながら、この方針の課題として掲げていた都市計画道路の見直しや、自転車の活用推進については、具体の道筋を示すには至らなかった。

4.公共交通網形成の方針

現行プラン記載内容

方針①　公共交通機関の充実
方針②　公共交通の利用環境の向上

取組実績・状況

◆コミュニティバス運行計画再編
◆乗合タクシー目的地拡大
◆関東鉄道竜ヶ崎線竜ヶ崎駅機能強化
◆ノンステップバス導入推進
◆交通系ICカード導入推進

残された課題

◆新たな広域バス体系確立
◆JR常磐線龍ケ崎市駅駅前空間整備
◆自転車利用促進

総括

　自家用車に変わる移動手段となる公共交通については、様々な補助事業や制度の拡充を図るなど、利便性向上のための取組が大いに図られている。
　一方で、自転車利用促進については、条例制定による安全面等の一定の規制が図られているものの、交通政策としての具体の取組は行われていない。
　本方針は、多極ネットワーク型コンパクトシティの実現のためにも、引き続き積極的な取組が求められる。

5.公園・緑地整備の方針

現行プラン記載内容

方針①　適切な公園・緑地の維持・活用
方針②　水と緑のネットワークの形成

取組実績・状況

◆第2次緑の基本計画策定着手
◆牛久沼感幸地構想策定
◆森林公園サウンディング調査実施
◆公共施設里親制度の活用・支援
◆公園遊具更新
◆公共施設への防災貯留型トイレ設置

残された課題

◆牛久沼の親水空間としての活用
◆蛇沼・中沼（周辺）の活用
◆公園の避難空間としての整備

総括

緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施するため、第2次緑の基本計画策定に着手しているほか、地域ニーズに応じた公園遊具等の整備を計画的に行うなど、概ね方針に沿ったまちづくりが図られている。

水辺の活用や、避難空間としての公園整備など、課題として残る部分については、緑の基本計画で策定される内容も踏まえ、今後の着実な事業推進が求められる。

6.公共施設等整備の方針

現行プラン記載内容

方針①　公共施設再編成の推進
方針②　教育環境の向上
方針③　複合型の保健福祉施設の整備
方針④　市民ニーズに対応した各施設の計画的な維持管理等

取組実績・状況

◆新学校給食センター整備推進
◆龍ケ崎市公共施設跡地活用方針策定
◆図書館北竜台分館設置
◆愛宕中、城南中の統合
◆新保健福祉施設整備推進
◆各施設の個別施設計画策定

残された課題

◆跡地活用の推進（旧城南中学校等）
◆下水道管路施設耐震化
◆市営斎場の広域連携検討
◆市営霊園整備検討

総括

「縮充」の観点から公共施設等のマネジメントに積極的に取り組んでおり、教育環境の向上に配慮した学校の統合など、施設が担うべき必要性の高い機能を確保しつつ、施設配置・総量の最適化に向けた取組が推進されている。

公共施設のマネジメントは、継続性を持って中長期の視点で取り組んでいくことが重要であることから、「実効性のある計画策定」と「着実な実行」の両輪により取り組んでいくことが求められる。

7.住環境整備の方針

現行プラン記載内容

方針①　良好な住環境の形成と良質な住宅の供給
方針②　空家等の対策
方針③　災害に強い住宅地への改善

取組実績・状況

◆地区計画、建築協定の活用
◆住宅取得補助金の継続的な交付
◆空家バンク創設
◆耐震関連補助事業実施

残された課題

◆新たなまちづくりのルール策定
◆空家等対策の更なる推進
◆若者・子育て世代の更なる定住促進
◆密集市街地の狭隘道路解消

総括

良好な住環境の維持・向上のために、地区計画や建築協定の活用を行っているが、住宅地において新たなまちづくりのルールを定めるには至らなかった。

若者・子育て世代に対しては、定住促進のための政策が行われており、利用者からも一定の評価を得ているため、引き続き、財源確保を図るとともに、定住促進につながる効果的な制度の在り方を検討していく。

また、空家等の対策については、適正管理や空家バンク制度を軸に、関係機関との連携や補助金などの各種事業により対策が図られている。一方で空家等の発生抑制については市民に対しての周知・啓発を拡充するなど、引き続き、粘り強い対応が求められる。

密集市街地については、狭隘道路解消に向けた抜本的な対策が求められる。

8.安全・安心なまちづくりの方針

現行プラン記載内容

方針①　災害に強いまちづくり
方針②　犯罪が発生しにくい環境づくり

取組実績・状況

◆龍ケ崎市国土強靭化計画策定
◆耐震関連補助事業実施
◆開発許可制度の適切な運用
◆急傾斜地崩壊対策事業の促進
◆防災情報発信ツールの拡充
◆防犯カメラ、防犯灯の設置推進

残された課題

◆狭隘道路解消
◆ライフライン施設の耐震化促進
◆災害時トイレ対策の充実

総括

防災については、災害に強いまちづくりの観点から、龍ケ崎市国土強靭化計画を策定し、このほか防災対策拠点の機能強化や土砂災害警戒区域に対してハード・ソフト両面から対策を講じるなど、様々な取組を行っている。

また、防犯対策についても、防犯カメラ、防犯灯の設置や修繕、防犯パトロールの充実など、積極的な取組を進めた。

9.景観形成の方針

現行プラン記載内容

方針①　魅力的な景観の形成
方針②　自然景観の維持
方針③　市民との協働による景観形成

取組実績・状況

◆都市計画法による区域区分、開発許可制度、都市緑地法や農地法等の適切な運用
◆地区計画、建築協定等の活用
◆公共施設里親制度の活用・支援
◆茨城県屋外広告物条例による景観形成
◆太陽光条例の適切な運用

残された課題

◆景観行政団体への移行
◆森林景観の保全
◆里親の高齢化、後継者不足

総括

市街地の景観については、地区計画制度や建築協定、茨城県屋外広告物条例等により、自然景観については都市計画法による区域区分や開発許可制度、都市緑地法や農地法等により、良好な景観形成・維持に努めた。

また、近年立地が進んでいる太陽光発電設備についても条例を適切に運用しており、更なる適正管理を行うための条例改正を検討している。

ただし、景観形成の総合的な指針となる景観計画策定のための景観行政団体移行までは至らなかった。

第２章　全体構想

１　将来都市像と都市づくりの目標…… 24

１－１　将来都市像（目指すべきまちの姿）… 24

１－２　都市づくりの目標…… 24

１－３　将来人口（推計人口と目標人口）…… 25

２　将来都市構造…… 26

２－１　広域構造…… 26

２－２　骨格構造…… 27

３　重点プロジェクト…… 30

３－１　龍ケ崎の魅力を高める都市拠点の形成……30

３－２　龍ケ崎らしい魅力ある景観の形成……31

４　都市づくりの方針（分野別）…… 32

４－１　拠点整備の方針
（コンパクトシティ形成の方針）…… 32

４－２　土地利用の方針…… 35

４－３　道路整備の方針…… 38

４－４　公共交通網形成の方針…… 40

４－５　公園・緑地整備の方針…… 42

４－６　公共施設等整備の方針…… 44

４－７　住環境整備の方針…… 47

４－８　安全・安心なまちづくりの方針…… 49

４－９　景観形成の方針…… 51

① 将来都市像と都市づくりの目標

１－１ 将来都市像（目指すべきまちの姿）

本市の最上位計画である「ふるさと龍ケ崎戦略プラン」では、本市の目指すべきまちの姿を次のように定めています。

「人が元気　まちも元気　自慢したくなるふるさと　龍ケ崎」

人の元気がまちの元気につながり、愛着と誇りが生まれ、ついつい自慢したくなる。
本市では、このようなまちの姿を目標に掲げ、「いつまでも住み続けたい」、「いつかは住んでみたい」と思ってもらえるような、誇れる、そして、自慢したくなる「ふるさと龍ケ崎」を目指しています。

１－２ 都市づくりの目標

この将来都市像の実現を都市計画の観点から目指していくため、本プランでは、次の５つの都市づくりの目標を掲げます。

（１）次代に誇れる快適で魅力ある都市づくり

牛久沼や台地上の緑等の豊かな自然環境を守り、活かしながら、子どもから高齢者までだれもが住みよいと感じる、都市的快適性とゆとりを兼ね備えた魅力ある都市づくりを進めます。

（２）地域資源を活かしたにぎわいや活力ある都市づくり

本市の産業を支えてきた商工業や農業、豊富な歴史資源や伝統行事、恵まれた自然環境等の地域資源を活かしながら、さらなるにぎわいや活力を生みだし、産業の活性化につながる土地利用や市街地の整備を進めます。

（３）健康で、安全・安心に暮らせる都市づくり

大規模な自然災害等の発生に備え、市民の安全を確保していくため、都市基盤の整備や防災・減災機能の充実を図るとともに、市民の健やかで幸せな生活を支援する公共施設等の充実を進めます。

（４）若者世代に支持される 住んでみたいと感じる都市づくり

若者世代の定住を促進するため、子育て環境や日常生活が便利であることはもちろんのこと、眺めの良さや街なみの美しさを考慮した魅力ある自然景観・市街地景観づくりを進めます。

（５）将来を見据えたコンパクトで持続可能な都市づくり

本格化している人口減少社会の到来や都市の低炭素化※13 の要請等、社会環境の変化に適切に対応していくため、各拠点への都市機能の集約と各拠点間の連携を基本とした、将来的にも快適な暮らしが続けられる都市づくりを目指します。

※13 低炭素化：地球温暖化の原因と言われる二酸化炭素の排出量をできるだけ抑えるため、自然エネルギーの活用やエネルギー利用の効率化等を進めながら、経済発展を図る社会づくりを行うこと。

1－3　将来人口（推計人口と目標人口）

（1）推計人口

本市の人口は、昭和 50 年代後半からニュータウン開発等により順調に増加してきましたが、平成 22（2010）年の 80,334 人をピークに減少に転じました。

平成 27 年度に策定した「人口ビジョン」による本市の推計人口は、自然増減※14 と社会増減※15 がともに減少傾向であることを踏まえて、平成 37（2025）年には 75,756 人、平成 52（2040）年には 66,733 人、平成 72（2060）年には 51,479 人になると予測しています。

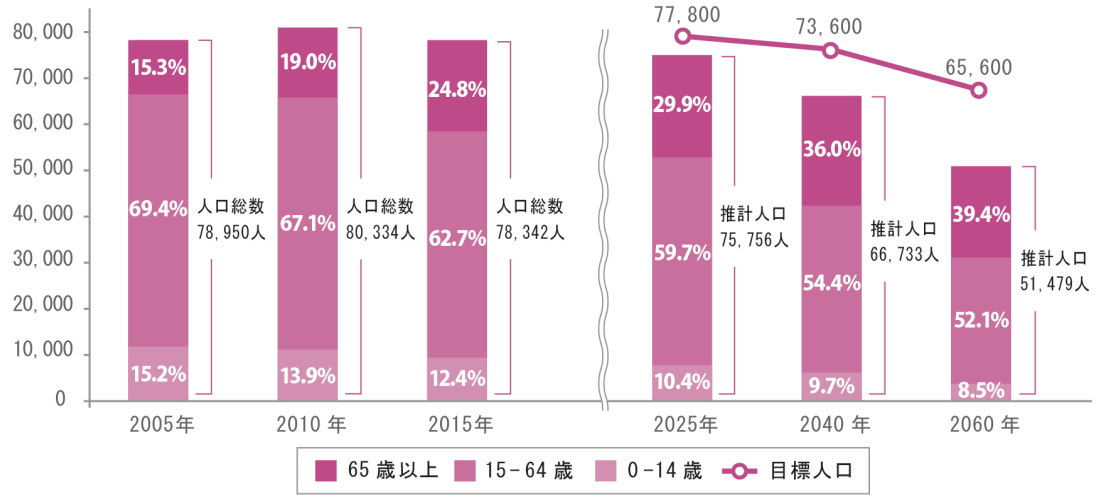

資料：2005年～2015年は国勢調査より作成

＊2005年～2015年の人口総数は、年齢不詳人口も含みます。
＊年齢区分の割合は、小数点第二位を四捨五入しているため、合計値が100.0%とならない場合があります。

（2）目標人口

「ふるさと龍ケ崎戦略プラン」では、「若者・子育て世代が安心して結婚・子育てできる環境の創出」や「住んでみたいと感じるまちづくりの推進」等を今後のまちづくりの方向性として掲げ、それに基づく施策を積極的に展開していくことで、急速に進むと予測される人口減少の抑制を目指した新たな「目標人口」を定めています。

本プランは、将来都市像の実現に向けて、都市計画の側面から「ふるさと龍ケ崎戦略プラン」を補完する計画として、一体的に推進していく必要があることから、本プランにおける目標人口は、「ふるさと龍ケ崎戦略プラン」との整合を図り、77,800 人（平成 37 年・2025 年）の維持を目指していくこととします。

目標人口：77,800 人（平成 37 年（2025 年））

※ 14 自然増減：出生や死亡による人口の増減のこと。
※ 15 社会増減：転入や転出による人口の増減のこと。

② 将来都市構造

2－1 広域構造

つくばエクスプレスの開通等により、県南地域の都市構造が大きく変化しています。JR 常磐線沿線都市の多くは、人口減少が顕著化していることに加えて、中心市街地の衰退が深刻な問題となっており、定住促進や交流人口※16 の増加に向けて、地域の活気や活力を創出するための取組が求められています。

このような中、本市は、首都東京や成田国際空港、筑波研究学園都市と近接しているという位置的な強みや本市周辺に位置する首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の整備効果を十分に活かして、周辺自治体との連携を図りながら、本市自体の魅力を向上させ、稲敷地域における拠点都市として、持続可能な都市圏の形成を目指します。

■広域都市構造図

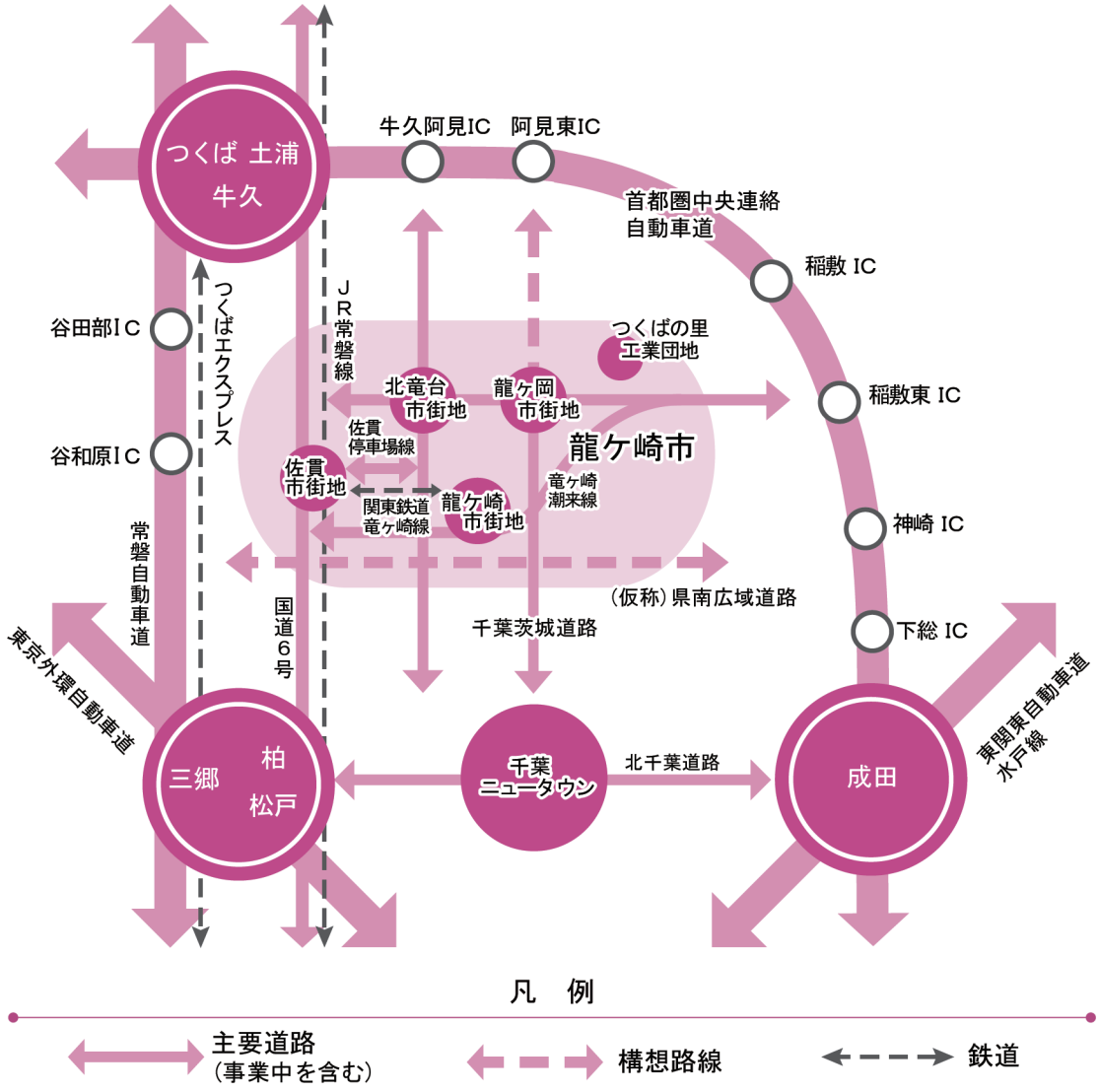

※16 交流人口：その地域に訪れる（交流する）人数のこと。

2－2 骨格構造

（1）各種拠点と生活圏の形成

1）基本的な考え方

本市の市街地は、龍ケ崎市街地、佐貫市街地、北竜台市街地及び龍ヶ岡市街地の４つの住宅系市街地と工業系市街地であるつくばの里工業団地から構成される分散型の都市構造を有しています。

それぞれの住宅系市街地の中心地区を地域生活拠点、つくばの里工業団地とその周辺を産業拠点、牛久沼周辺を交流拠点と位置づけ、地域の特性に応じた必要な機能の集積や各拠点間の連携を図りながら、地域生活拠点を中心としたそれぞれの生活圏※17を形成することで、多極ネットワーク型のバランスの良い都市づくりを推進します。

さらに、龍ケ崎市街地及び佐貫市街地の地域生活拠点を市全体の都市拠点と位置づけ、魅力的で機能性の高い拠点地区の形成を推進します。

2）形成方針

①地域生活拠点の機能強化を図るとともに地域生活拠点を中心とした生活圏を形成します。

- 地域生活拠点では、商業・サービス・公共公益施設等の集積を図り、日常生活に必要な機能を身近に確保するとともに、周辺地域からのアクセス性の向上を図り一体性を確保することで、地域生活拠点を中心とした生活圏を形成します。

②魅力的で機能性の高い都市拠点を形成します。

- 都市拠点では、鉄道駅や市役所等を中心に、本市の魅力向上やにぎわいの創出、交流人口の増加に資する魅力的で機能性の高い市全体の拠点としての都市機能の集積を図ります。

③産業拠点及び交流拠点を形成します。

- つくばの里工業団地周辺地区では、本市の産業を支える拠点として操業環境の充実を図るとともに区域拡張を検討します。また、雇用の確保等につながる新たな企業等の誘致を推進します。
- 牛久沼周辺地区を交流拠点と位置づけて、豊かな水辺環境を活用した交流機能や観光機能の集積を図ります。

④人口減少社会に対応した多極ネットワーク型のまちづくりを目指します。

- 各拠点の形成を推進するとともに拠点間のネットワーク性の向上を図ることにより、都市機能の集約と連携を基本とした多極ネットワーク型の一体感のある都市づくりを進めます。

※17 生活圏：買い物や通学、レクリエーション、医療等、日常生活の中で行動する場所、範囲のこと。

■骨格構造図

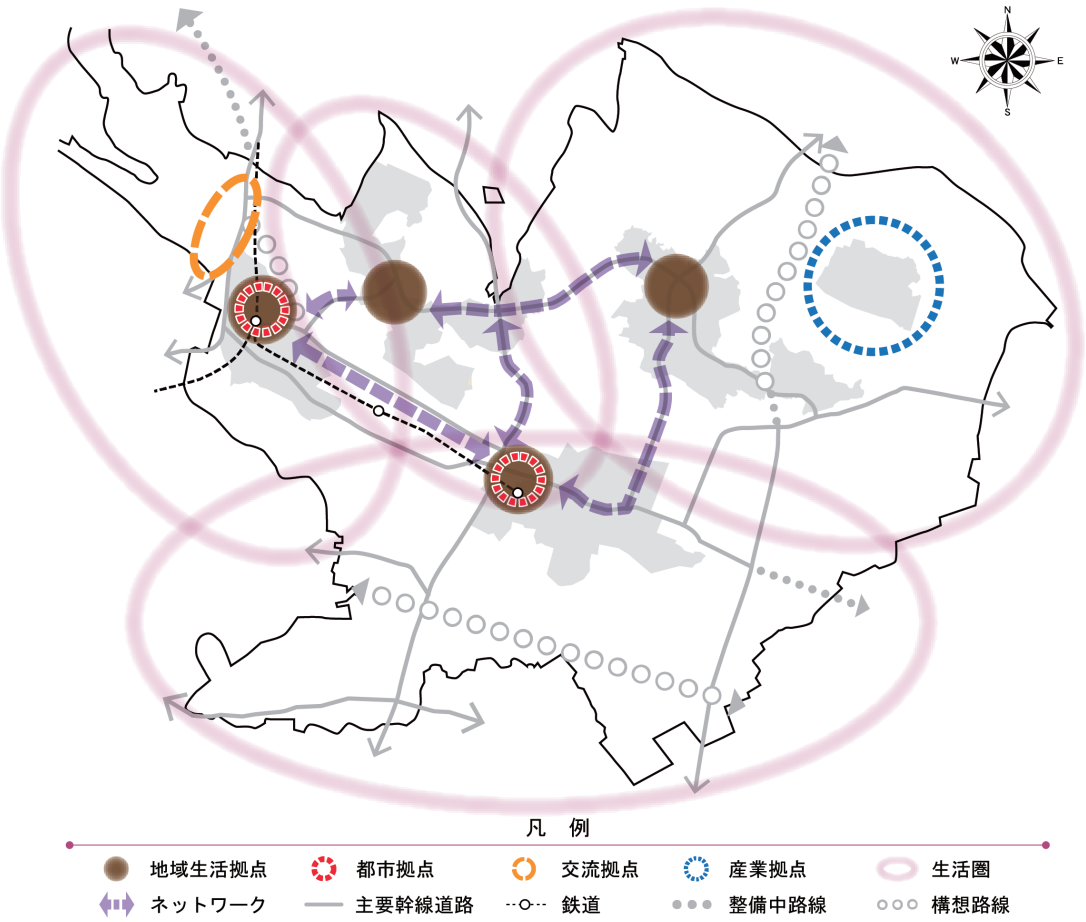

（2）水と緑の拠点とネットワークの形成

1）基本的な考え方

牛久沼に代表される水辺、稲敷台地の緑、低地に広がる水田等で構成される豊かな自然環境は、市民アンケートでも最も満足度が高く、「龍ケ崎らしさ」を示す本市の重要な魅力ある資源です。

自然環境は、一度失われるとその回復は非常に困難なものとなることから、今後とも本市の貴重な豊かな水や緑の環境を守り育みながら、将来にわたって継承していくことが必要です。

水や緑は、そのまとまりやつながりによる面的な広がりを形成することで、ヒートアイランド現象※18 等による都市の熱環境の改善や生物多様性の確保、治水や保水等による防災性の向上、良好な景観の形成、快適なレクリエーションの場の創出、散歩やサイクリングを楽しめる空間の形成等、住みやすく快適な環境の創出が期待できることから、本市の水や緑の拠点を中心とした水と緑のネットワークの維持・形成を進めます。

※ 18 ヒートアイランド現象：夏の都市部で、アスファルトやビルからの輻射熱や冷房・車の排気熱等の影響により、周辺地域よりも気温が高くなる現象のこと。

2）形成方針

①水と緑の拠点を形成し保全・活用します。

- 牛久沼周辺は、自然環境の良さとともに広域交通の利便性の高さを活かし、多くの人が集い自然に親しむことのできる交流拠点としての整備を行います。
- 牛久沼の他、旧小貝川や蛇沼、中沼等の特徴のある水辺や、規模の大きな公園を水と緑の拠点と位置づけ、自然と触れ合える憩いの場や交流の場としての活用を図ります。

②水の連なりや緑の連なりを活かした水と緑のネットワークを形成します。

- 牛久沼や小貝川等の水の連なり、台地上や斜面等に続く緑の連なり、田園風景の連なり等を未来に引き継ぐ貴重な資源として保全するとともに、拠点周辺や拠点間を結ぶ道路の沿道や河川の緑化等を進め、散歩やサイクリングを楽しめる散策路を整備し、水と緑のネットワークを形成します。

■水と緑の拠点ネットワーク図

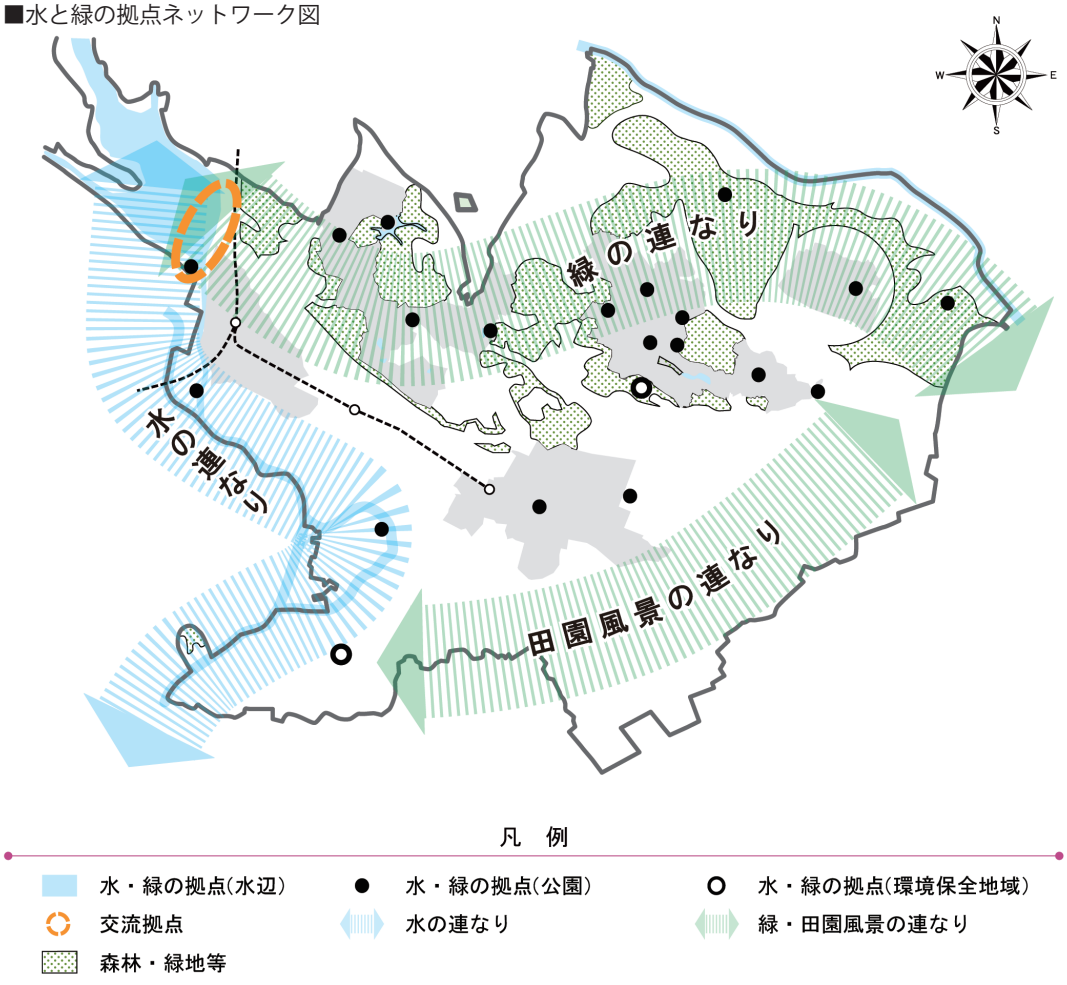

3 重点プロジェクト

今後の人口減少や急速に進む高齢化等、本市を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら持続可能な都市づくりを進めていくためには、集約と連携を基本とした「コンパクトなまちづくり」を基本としながら、若者世代を中心に本市に人を呼び込むための施策展開が重要となります。

そのためには、都市づくりの観点からも将来的な都市構造のあり方を見据えながら、商業やサービス、行政機能といった都市機能が集積された魅力的で機能性の高い都市拠点の形成を進めるとともに、龍ケ崎らしいゆとりある都市環境づくりを進めていく必要があります。

本プランでは、「龍ケ崎の魅力を高める都市拠点の形成」と「龍ケ崎らしい魅力ある景観の形成」を重点プロジェクトと位置づけ、将来的にも魅力ある「選ばれるまち」であり続けるための土台となるよう重点的な取組を推進します。

3－1 龍ケ崎の魅力を高める都市拠点の形成

（1）龍ケ崎市街地における都市拠点の形成

関東鉄道竜ヶ崎駅や市役所を中心に、商業施設や公共公益施設等の都市機能の集積を図り、本市全体を対象とした都市拠点の形成を推進します。

竜ヶ崎駅北地区については、都市拠点の一翼を担う「新都市拠点開発エリア」と位置づけ、本市全体の活性化や魅力向上に寄与するシンボル性の高い拠点地区の形成を目指して、新たな土地利用の検討を進めます。

重点取組事項	■市役所や文化会館等の既存の公共施設の利便性・機能性の向上 ■健康・福祉等にかかる複合施設の設置 ■新都市拠点開発エリアにおける新たな土地利用 ■まちなか再生の取組による訪れたくなるまちづくり ■竜ヶ崎駅周辺の機能向上

■参考：新都市拠点開発エリアのイメージ

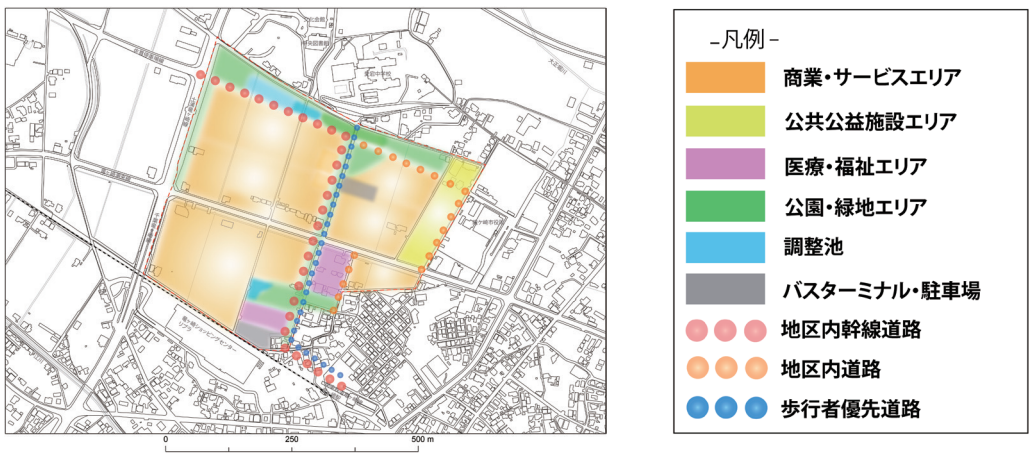

（2）佐貫市街地における都市拠点の形成

ＪＲ常磐線佐貫駅を中心に、「常磐線佐貫駅周辺地域整備基本構想」に基づき、広域交通への結節点としての機能を強化するとともに、商業や公共機能の強化、シンボル空間創出による地域ブランディング※19の中心として、利用者の回遊性が増すような、駅前にふさわしい魅力とにぎわいのある都市拠点の形成を推進します。

重点取組事項	■佐貫駅東口ロータリーの改修 ■商業、行政機能、子育て支援機能の拡充 ■都市計画道路佐貫３号線の延伸 ■常磐線佐貫駅の駅名改称 ■県道佐貫停車場線の活用推進（シンボルロード化）と国道６号方面へのアクセス道路の整備検討

■参考：佐貫駅前空間整備のイメージ

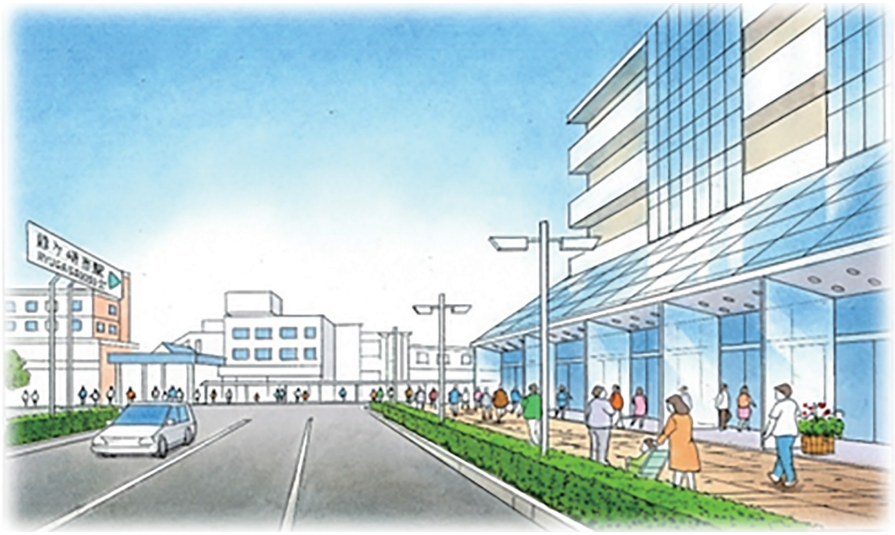

3－2 龍ケ崎らしい魅力ある景観の形成

本市への定住促進や交流人口増加、地域活性化に向けた施策の一つとして、若者や子育て世代が「住んでみたい」と思えるようなまちであり続けることができるよう、市民との協働を基本に、街なみの美しさやおしゃれなイメージを創造し、地域特性に応じた龍ケ崎らしい魅力ある景観形成を推進します。

重点取組事項	■本市独自の景観行政を推進するための景観行政団体※20への移行 ■市民との協働を基本とした景観計画等の策定 ■屋外広告物掲示の適正化

※19 地域ブランディング：「龍ケ崎市」という地域のブランド（イメージ）を創り、高める活動や場所のこと。
※20 景観行政団体：景観法により定義される景観行政を司る行政機構のこと。政令指定都市・中核市以外の市町村は、知事と協議した上で、景観行政団体となることができる。

4 都市づくりの方針（分野別）

4－1 拠点整備の方針（コンパクトシティ形成の方針）

（1）基本的な考え方

今後の人口減少や高齢化の進行に的確に対応しながら、持続可能な都市づくりを進めていくため、各市街地に拠点地区の形成を進めるとともに、各市街地間のネットワーク性の向上を図ることにより、必要な機能を補完しあう多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指します。

（2）現況と課題

- 本格的な人口減少社会が到来し、都市機能を集約化するとともに、それらを公共交通機関によりネットワーク化して、連携を図るコンパクトなまちづくりが求められています。本市でも、龍ケ崎らしい都市機能の集約と各拠点間の連携が課題となります。
- 人口減少社会に対応した都市構造への転換を図りながら、本市全体を活性化させるためのにぎわい創出や交流人口増加に向けた土地利用を図っていく必要があります。
- 本市の豊かな自然環境を活かした観光・交流の場の創出が求められています。
- 市民アンケートやワークショップ等では、新都市拠点の開発やJR常磐線佐貫駅周辺の魅力の向上等、通勤や買い物等により本市に訪れる人や、本市に住みたいと思う人の増加に寄与する新しいまちづくりを求めている人が多く、これらに対応した基盤整備が必要です。
- 市内の生産・流通系の用地は、ほぼ飽和状態にあるため、景気動向や企業の進出意向等を的確に見極めながら、つくばの里工業団地拡張の実現に向けた検討を進めていく必要があります。

（3）都市づくりの方針

1）生活を支える地域生活拠点と魅力を生み出す都市拠点の形成

- ４つの住宅系市街地のそれぞれの中心地区を地域生活拠点と位置づけ、商業・サービス機能や公共公益施設等の維持・集積を図り、日常生活に必要な機能が身近に確保されたまちづくりを推進します。
- さらに、龍ケ崎市街地及び佐貫市街地の地域生活拠点を都市拠点と位置づけ、市全体の魅力向上やにぎわいの創出、交流人口増加に資する魅力的で機能性の高い拠点地区を形成します。
- 都市機能等を各拠点に集約し、各拠点間や周辺地域との連携を図ることにより、人口減少社会に合ったコンパクトな都市構造（多極ネットワーク型コンパクトシティ）の実現を目指します。

- 龍ケ崎市街地の都市拠点の一翼を担う「新都市拠点開発エリア」については、周辺の文化・行政施設や既存商業施設、関東鉄道竜ヶ崎駅等との連絡性や一体性に十分配慮しながら、さまざまな機能を集積し、市の中心となる拠点の形成を図ります。
- 関東鉄道竜ヶ崎駅周辺については、鉄道とバスとの交通結節点として、機能の強化や駅前空間の充実を図ります。
- JR 常磐線佐貫駅周辺については、県道佐貫停車場線のシンボルロード化や幹線道路整備を進め、JR 常磐線佐貫駅の交通結節点としての機能を強化するとともに、地域活性化に向けた業務機能等の誘導を図り、魅力ある駅前空間を形成します。

2）活力と雇用を生みだす産業拠点の充実

- つくばの里工業団地及びその周辺を産業拠点と位置づけ、周辺の緑豊かな環境との調和に配慮した操業環境の維持・機能強化を図ります。
- 圏央道の開通等、アクセス性の向上により予想される立地需要の高まりに対応するため、企業の進出意向等を見極めながら計画的な区域の拡張を検討するとともに、定住人口・交流人口の増加や雇用の確保に資する企業等の誘致を推進します。

3）にぎわいのある交流拠点の整備

- 本市の貴重な地域資源である牛久沼及びその周辺を交流拠点と位置づけ、交流人口の増加とにぎわい創出のための整備を図ります。
- 豊かな水辺環境や良好な景観を活かした道の駅を整備するとともに、道の駅を核とした観光機能の強化を図り、新たな交流環境を創出します。

■拠点整備方針図

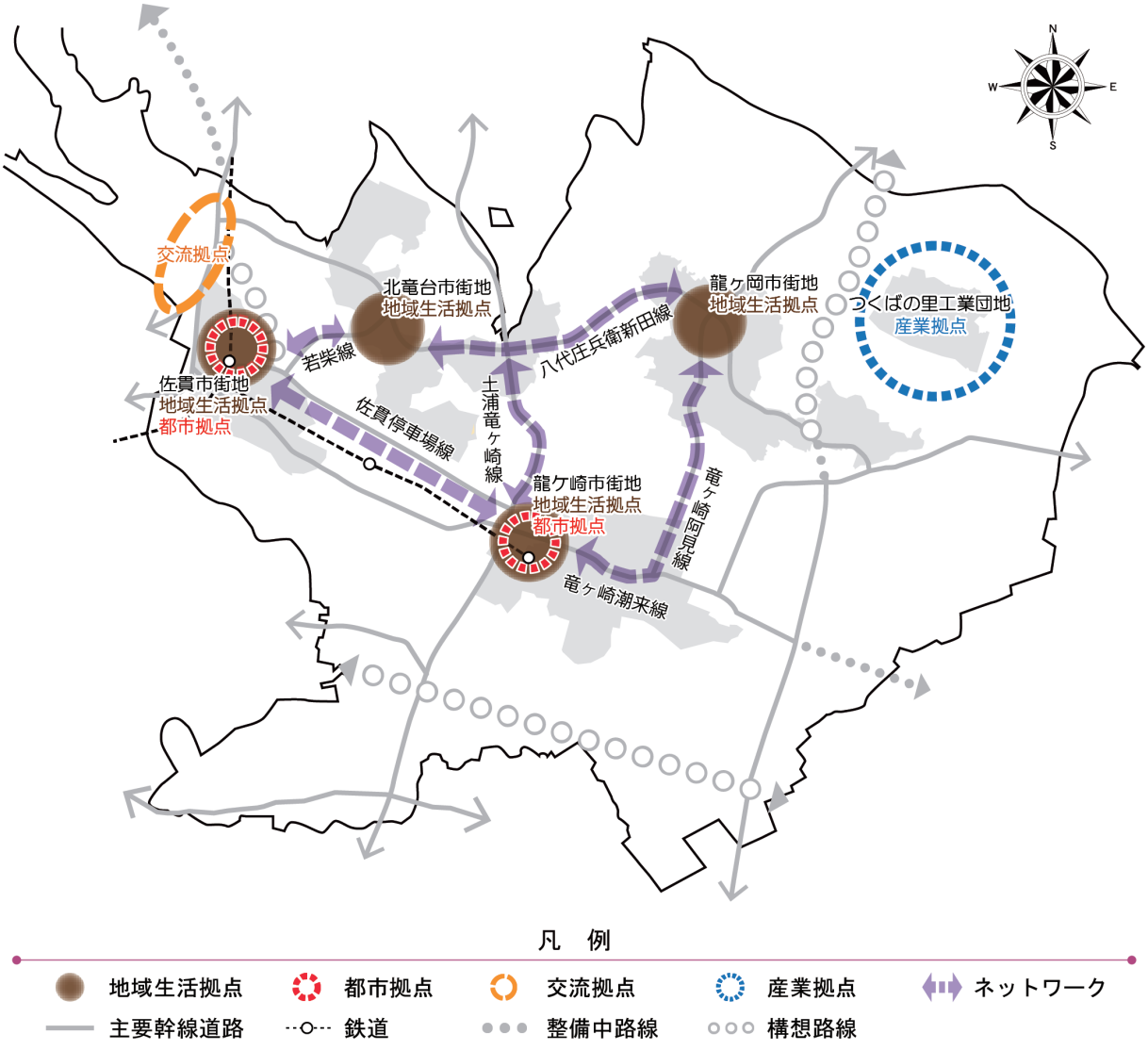
N
W
E
S
交流拠点
北竜台市街地
地域生活拠点
龍ケ岡市街地
地域生活拠点
つくばの里工業団地
産業拠点
若柴線
八代庄兵衛新田線
土浦竜ケ崎線
佐貫市街地
地域生活拠点
都市拠点
佐貫停車場線
龍ケ崎市街地
地域生活拠点
都市拠点
竜ケ崎阿見線
竜ケ崎潮来線
凡　例
地域生活拠点
都市拠点
交流拠点
産業拠点
ネットワーク
主要幹線道路
鉄道
整備中路線
構想路線

4－2 土地利用の方針

（1）基本的な考え方

牛久沼や小貝川をはじめとする水辺、斜面緑地等の森林や広大な農地等とそれぞれに個性のある市街地が織りなす、本市独自のメリハリのある土地利用を活かし、各地域の特性に応じた質の高い空間を創造することにより、都市的快適性と自然環境が調和した土地利用を目指します。

４つの住宅系市街地においては、それぞれの市街地が持つ機能や特長を活かした地域づくりを進めます。また、地域間の連携や機能の補完により、バランスのとれた一体感のある都市の形成を目指します。

（2）現況と課題

- 本市はそれぞれに特徴ある市街地で構成されており、将来にわたってこれらの地域特性を活かしつつ固有の課題に対応し、都市的快適性と自然環境が調和した質の高い都市空間の形成を進める必要があります。
- 防災や良好な住環境形成の観点から、龍ケ崎市街地や佐貫市街地の密集市街地※21 の改善が課題となっています。
- 「人口ビジョン」では、人口が減少する中、老年人口の比率は高まってくると予測しており、高齢化に対応したまちづくりを進めていく必要があります。
- 牛久沼等の水辺環境、斜面緑地や台地上の緑の他、豊かな農産物を生み出す農地等は、未来に引き継ぐべき貴重な資源として保全、活用を図る必要があります。

（3）都市づくりの方針

1）安全で暮らしやすい住宅地の維持・創出

- 住宅地の快適な住環境を確保するため、地区計画や各種協定等の制度を活用し、ゆとりある良好な居住環境の維持・創出を図ります。
- 急速に進行する地域の高齢化に適切に対応するため、最寄品※22 を扱う身近な店舗等の立地が可能となる柔軟な土地利用を検討します。
- 龍ケ崎市街地や佐貫市街地の密集市街地については、道路整備や面的整備※23 の検討等により、安全・安心で効果的な土地の利用を推進します。

※21 密集市街地：老朽化した木造建築物が密集し、かつ道路や公園等の公共施設が十分に整備されていないため、火災・地震が発生した際に延焼防止・避難に必要な機能が確保されていない状況にある市街地のこと。
※22 最寄品：消費者が近くの小売店で頻繁に購入するような商品のこと。食料品・日用雑貨・タバコ等。
※23 面的整備：施設等の「点」や道路等の「線」に対して、周辺の宅地等も含め、一定のまとまった区域を「面」として捉えて、区域全体を整備すること。

2）地域に応じた特色のある商業・業務地の形成

- 龍ケ崎市街地は、都市拠点における市全体を対象とした都市機能の充実を図るとともに、中心市街地における昔ながらの街区形態や歴史的資源等を活かし、まちなかの空地、空店舗等の活用を図りながら、店舗等の人が集まる施設の一体性、回遊性を高め、住む人にとって暮らしやすく、訪れる人々にとっても懐かしく温かみのある複合市街地を形成します。
- JR 常磐線佐貫駅周辺においては、交通結節点としての機能強化を進め、商業・サービス施設等の集積を高めることにより、駅前にふさわしい土地利用を図ります。
- 北竜台市街地では、地域生活拠点における大規模集客施設や幹線道路沿道の商業集積等によるにぎわいのある商業地の充実を図ります。
- 龍ヶ岡市街地では、地域生活拠点における商業・サービス施設の集積や総合運動公園、医療機関等との連携により、スポーツや健康等のテーマ性を持つゆとりある市街地を形成します。

3）社会のニーズに対応できる工業地等の充実

- つくばの里工業団地は、圏央道のインターチェンジへのアクセス性が高いことを活かし、工場の操業環境の充実や社会のニーズに合わせた区域の拡張を検討するとともに、定住人口・交流人口の増加や雇用の確保に資する企業等の誘致を推進します。
- 龍ヶ岡市街地の多目的な土地利用が可能な区域については、周辺の住環境に配慮しながら、地域の活性化や雇用の増進に資する施設の誘致を進めます。

4）集落地の生活環境の維持・向上

- 集落地においては、日常生活に必要なインフラ等の生活基盤施設の維持、特に地域生活拠点や都市拠点への移動手段の多様化等を図ることにより、人的交流を促進し、生活環境の維持・向上を目指します。

5）豊かな森林・水辺・農地等の保全・活用

- 市街地縁辺部のまとまりのある緑は、市街地からの景観資源として、また市民が身近に自然に親しめる場として適正に保全・活用を図り、その環境を維持します。
- 台地上の緑や斜面緑地をはじめとするまとまりのある緑や河川・池沼等の水辺は、生物多様性の維持に配慮した保全・育成に努めるとともに、生活のうるおいや安らぎに資する場としての活用を図ります。
- 低地に広がる水田や台地の畑等の農地は、豊かな農作物を生産するだけでなく、良好な景観を形成する要素でもあることから、その保全と活用を図ります。

■土地利用方針図

4－3 道路整備の方針

（1）基本的な考え方

道路は広域的なつながりや市街地間の連絡、日常生活での移動等、さまざまな役割を担う極めて重要な都市基盤です。アクセス性や利便性の向上とともに、地域の特性に応じた安全で快適な道路整備を進めます。

（2）現況と課題

- 都市計画道路の整備率は約 93.4%であり、近隣市町村の中では最も高い状況です。
- 圏央道が開通し、高速交通網へのアクセス性が向上しています。今後は、圏央道までのアクセス性のさらなる向上に向け、未完成区間となっている県道等の整備促進が求められます。
- 市民アンケート等では、生活道路※24 の適切な整備や維持に関する要望が高いため、安全に歩行や自転車利用ができる道路整備が必要です。

（3）都市づくりの方針

1）機能に応じた道路網の整備

①幹線道路網

- 圏央道へのアクセス性を高め、千葉方面への連絡を強化する県道美浦栄線バイパスの早期整備を促進します。
- 都市計画道路佐貫３号線の延伸を図り、佐貫市街地へのアクセス性を高めます。
- 龍ケ崎市街地等における未着手の都市計画道路の必要性を検討し、見直しを行います。
- 県道佐貫停車場線を本市を特徴づけるシンボルロードとして整備を図るとともに、国道６号方面へのアクセス性の向上を目指します。

②生活道路網

- 地域住民の利便性の向上に向けて、身近な生活道路の充実を図ります。また、自動車の速度を抑えるためのゾーン 30※25 の指定等、歩行者や自転車利用者の安全性に配慮した道路整備を行います。
- 龍ケ崎市街地や佐貫市街地の密集市街地では、防災性向上や良好な住環境形成に向けて、狭隘道路※26 の解消等に努めます。

※24 生活道路：その地域に生活する人が、自宅から主要な道路に出るまでの道路や商店街等、日常生活の中でよく使われる道路のこと。
※25 ゾーン 30：区域（ゾーン）を定めて最高速度 30km/h の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図り、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保する対策のこと。
※26 狭隘道路：主に幅員が 4m 未満の道路のこと。

③自転車道・歩道

- 最上位計画である「ふるさと龍ケ崎戦略プラン」に掲げる「スポーツ健幸日本一」の推進の一環として、散歩やサイクリングを楽しめる道路整備を検討します。
- 自転車通行帯の確保、段差の解消、駐輪場の整備等、歩行者の安全性に十分配慮しながら、快適に自転車が利用できる環境を整えます。
- ユニバーサルデザイン※27 を基本として、案内板や休憩施設等の設置、バリアフリー化等、だれもが安心して快適に利用できる魅力的な歩行者空間を形成します。

2）市民との協働による道路の管理

- 地域住民の美化意識の醸成・高揚を図り、市民との協働による道路管理を推進します。

■道路整備方針図

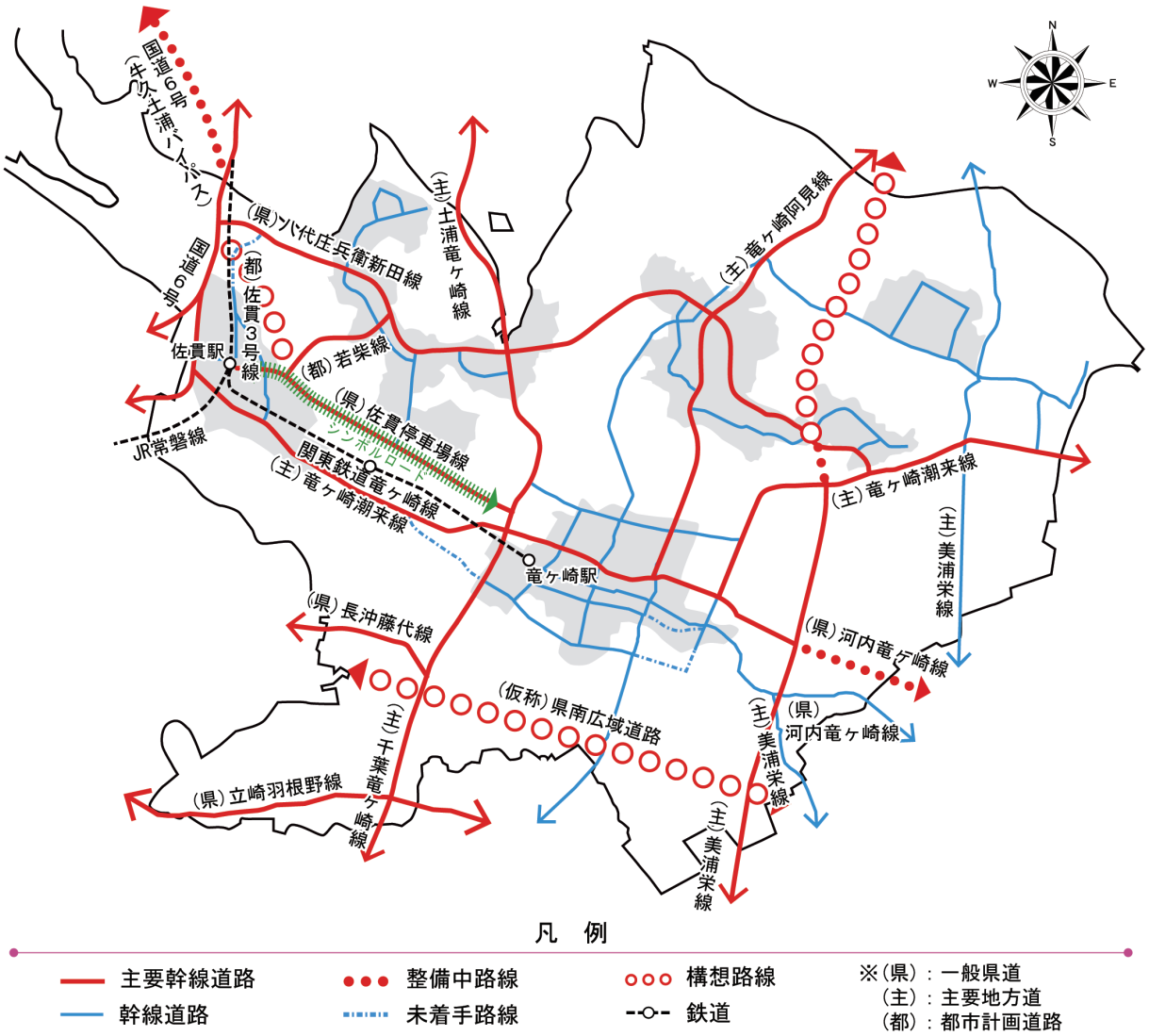

※27 ユニバーサルデザイン：可能な限り、すべての人が利用しやすい施設や製品、情報のデザイン（設計）のこと。

4－4 公共交通網形成の方針

（1）基本的な考え方

多極ネットワーク型コンパクトシティや通えるまちづくりの実現に向け、地域公共交通網形成計画に基づき、交通結節点へのアクセス性と各市街地間のネットワーク性の向上等を図り、市民の利便性と快適性の向上のため、公共交通体系の確立と質の高い公共交通サービスを提供します。

（2）現況と課題

- 市民アンケート等では、公共交通機関の充実への要望は依然として高く、その利便性向上のための取組が求められています。
- 高齢化社会への対応や低炭素社会の実現に向けた取組の一環として、自家用車に代わる移動手段となる公共交通等への期待や果たすべき役割が大きくなっています。

（3）都市づくりの方針

1）公共交通機関の充実

①鉄道

- JR 常磐線のさらなる輸送力の増強や利便性の向上に向けた要請を行っていくとともに、関東鉄道竜ヶ崎線の活性化に取り組みます。

②バス交通等

- コミュニティバスの充実とともに、民間の路線バスとの連携強化を図ることで、利用者の利便性の向上等、バス交通サービスの充実を図ります。
- 通勤通学や日常生活の移動ニーズに対応するため、近隣自治体と連携した広域的なバス交通体系の確立を目指します。
- バス路線から離れた地域の方や高齢者等の交通弱者のための移動手段として、乗合タクシーの利便性の向上を図ります。

2）公共交通の利用環境の向上

- 交通結節点となる JR 常磐線佐貫駅や関東鉄道竜ヶ崎駅の駅前広場を整備し、市民や他市町村から訪れる人々の交流の場を創出するとともに、バス交通等への乗換えのための歩行・滞在空間の快適化を図ることで、駅前広場としての機能の拡充を進めます。
- 公共交通のバリアフリー化を推進し、利便性と安全性の向上を図ります。
- 円滑に公共交通が利用できるよう、バス事業者に対して IC カード導入に向けた要請を行います。

- 自家用車の代替となる自転車の利用促進に向け、歩行者や自転車利用者の安全性に十分配慮した環境の整備を進めます。
- 過度な自動車利用からの転換を図るため、公共交通や自転車の利用促進に向けた取組を行います。

4－5　公園・緑地整備の方針

（1）基本的な考え方

本市には、牛久沼水辺公園をはじめ、総合運動公園や農業公園等、市民はもとより他所から訪れる方々にも、自然とのふれあいや憩い、交流の場として、楽しんでもらえる比較的大規模な公園や緑地があり、また、住宅地には身近で遊べる公園や広場があります。

これらの公園等は、今後も地域に根ざした空間として、その維持・管理を進めるとともに、高齢化等により変化しているニーズへの対応や災害時における身近な防災空間として、機能の向上を図ります。

（2）現況と課題

- 高齢化の進行等により、公園利用者の増加が予想され、市民の健康志向の高まりや防災に対する意識の高揚等から、公園機能の充実の他、災害時における防災空間としての活用等、公園の多機能化も求められています。
- 計画的に整備された公園は、年月の経過とともに設備等の老朽化が進み、また、利用者の年齢層の変化等により、求められる機能も変化しています。これらに対応するために、地域との協働による維持・管理を行っていきながら、地域のニーズに応じた公園づくりを進めていく必要があります。

（3）都市づくりの方針

1）適切な公園・緑地の維持・活用

①広域を対象とした公園・緑地

- 牛久沼周辺を市民の親水空間として活用できるよう、有効活用に向けた総合的なプランの策定を進めるとともに、周辺自治体とも連携しながら、散歩やサイクリングを楽しめる散策路の整備を検討します。
- 市民のスポーツ・レクリエーション活動と健康増進の拠点として、総合運動公園の充実を図るとともに、市民のレクリエーションニーズを踏まえた森林公園の設備更新を進めます。
- 非常時の防災空間として活用できるよう、総合運動公園等の大規模な施設における防災機能の強化を図ります。
- 蛇沼周辺や中沼周辺は、自然・生態の保全を図りながら、市民の憩いとふれあいの場としての活用を図ります。
- 旧小貝川の水辺を楽しむことができるよう、ふるさとふれあい公園周辺の修景化や歩行環境の整備を進めます。

②身近な公園

- 公園の遊具は、計画的な予防保全による長寿命化を図ることを基本とし、更新の際には、地域のニーズ等を考慮しながら、遊具の更新を行います。
- 市民との協働を基本とした公園管理を進めながら、地域のニーズを踏まえて既存の公園の利用環境の向上を図ります。
- 災害時には、避難空間としても活用できるよう、公園や広場等の整備を進めます。
- 自然や歴史、文化等の地域の特性を活かした特色ある公園づくりに向けて、空地や未利用地※28 等の活用を検討します。
- 蛇沼周辺においては、歴史的建築物等を活用した史跡公園や自然環境とふれあい、楽しむ空間を創出する散策路等、本市の地域資源を活かした特色ある空間を整備します。

2）水と緑のネットワークの形成

- 既存の公園等の充実を図るとともに、拠点周辺や拠点間を結ぶ道路の沿道緑化や水辺の緑化等を進め、水と緑のネットワークを構築します。

■公園・緑地整備方針図

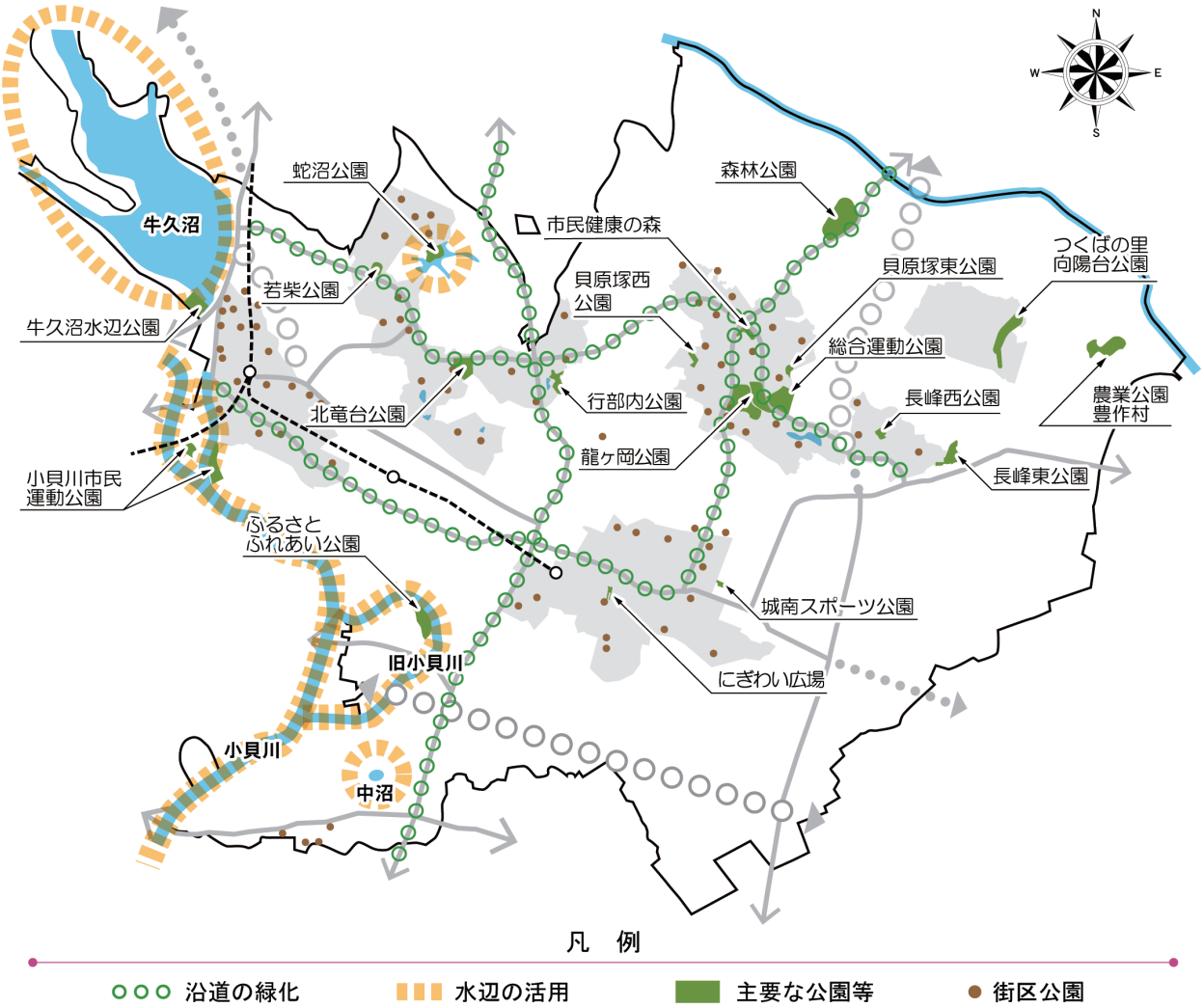

※28 未利用地：市街化区域の中の農地、山林や空地等、有効に都市的土地利用が行われていない土地のこと。

4－6 公共施設等整備の方針

（1）基本的な考え方

公共施設（学校、図書館等の公共建築物）及びインフラが担う必要性の高い機能を確保しながら、公共施設等全体の最適化と持続可能な財政運営の両立を目指すための公共施設等総合管理計画に基づき、整備を進めます。公共施設については、施設を縮小しつつも機能の充実を図る「縮充」に向けた取組を推進します。

また、下水道やごみ処理場等の都市施設については、予防保全による長寿命化を基本とし、利用や需要の変化に応じた規模や配置の最適化を図ります。

（2）現況と課題

- 自治体共通の課題である、いわゆる「公共施設等の更新問題」を本市も抱えており、不可避な問題であることから、その対応が求められています。
- 社会経済情勢の変化に伴う公共施設等に対する需要の変化やライフスタイル※29の多様化への対応等の観点から、これまで公共施設等が担ってきた役割や提供してきたサービスの見直し等、質量両面から公共施設全体のあり方を見直すことが必要です。

（3）都市づくりの方針

1）公共施設再編成の推進

①総量の削減

- 市民ニーズの減少や老朽化した施設の統廃合等を計画的に行い、公共施設の多機能化・複合化による集約化と全体最適化を推進します。
- 民間施設に公共施設の機能を移転する等、施設を保有せずに公共サービスを展開する取組や近隣自治体で公共施設の機能を補完する広域連携について推進します。

②既存施設の有効活用

- 施設の稼働率や維持管理コストの状況により、利用形態や運営形態を見直します。これにより改善が見られない施設は、新たな行政需要への対応を踏まえた他用途への転用を図ります。

③効果的・効率的な管理運営

- 公共施設の適切な管理・修繕による計画的な予防保全を行い、長寿命化を図ります。
- 官と民が役割分担して公共サービスを提供していくため、公共施設の整備、更新、維持管理及び運営に民間事業者のノウハウを活用するPPP※30の導入を図ります。
- 公共施設更新の際には、ユニバーサルデザインの導入や防災機能の強化等、質的向上と必要に応じた機能の充実を図ります。

※29 ライフスタイル：生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方のこと。
※30 PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップの略称。公的部門による社会資本の整備・運営を公共と民間の協力により効率化しようという政策手法のこと。

2）教育環境の向上

- 公共施設の大半を占める小中学校については、児童生徒数の推移を踏まえた適正規模・適正配置に努め、教育環境の向上を目指します。また、統合等に伴う小中学校の跡地については、市街化調整区域も含めて、地域の実情を踏まえた、地域の活性化等に寄与する施設として、民間での活用も視野に入れながら、有効に活用できる用途への転用を図ります。
- 学校給食センター第一調理場と第二調理場を一元化し、衛生機能強化による食の安全性の向上と効率的な運営を行います。

3）複合型の保健福祉施設の整備

- 老朽化している保健センターや地域福祉会館、総合福祉センター等の保健福祉施設の対応に向け、各施設それぞれの機能を有し、かつ世代間や地域間交流の創出も可能とする新たな複合型施設を整備することで、健康・福祉の拠点の形成を目指します。

4）市民ニーズに対応した各施設の計画的な維持管理等

①下水道

- 計画的な予防保全による長寿命化を図るとともに、利用・需要の変化に応じた整備計画の見直しを行い、下水道施設全体の最適化を図ります。また、集落地での農業集落排水の普及促進や高度処理型合併処理浄化槽の設置等、地域特性に応じた下水道の整備を進めます。
- 管路施設の耐震化を進め、地震に強い下水道の構築を図ります。
- 集中豪雨等で浸水の発生が見込まれる地域等、優先性や緊急性を考慮しながら、雨水排水能力の増強を図ります。

②ごみ処理施設

- ごみ処理施設は、市民の生活に必要不可欠なものであり、今後も循環型社会※31 の構築に向けた取組と合わせて、ごみ減量化を推進するとともに施設の改修を計画的に行いながら、施設の安定稼働と延命化を促進します。

③市営斎場

- 計画的な予防保全による長寿命化を図りながら、広域連携も視野に入れた再編成について、検討します。

④市営霊園

- 市民ニーズや将来的な墓地需要を勘案しながら、市営霊園の整備について検討します。

※31 循環型社会：大量採取・生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化等を進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会のこと。

■公共施設整備方針図

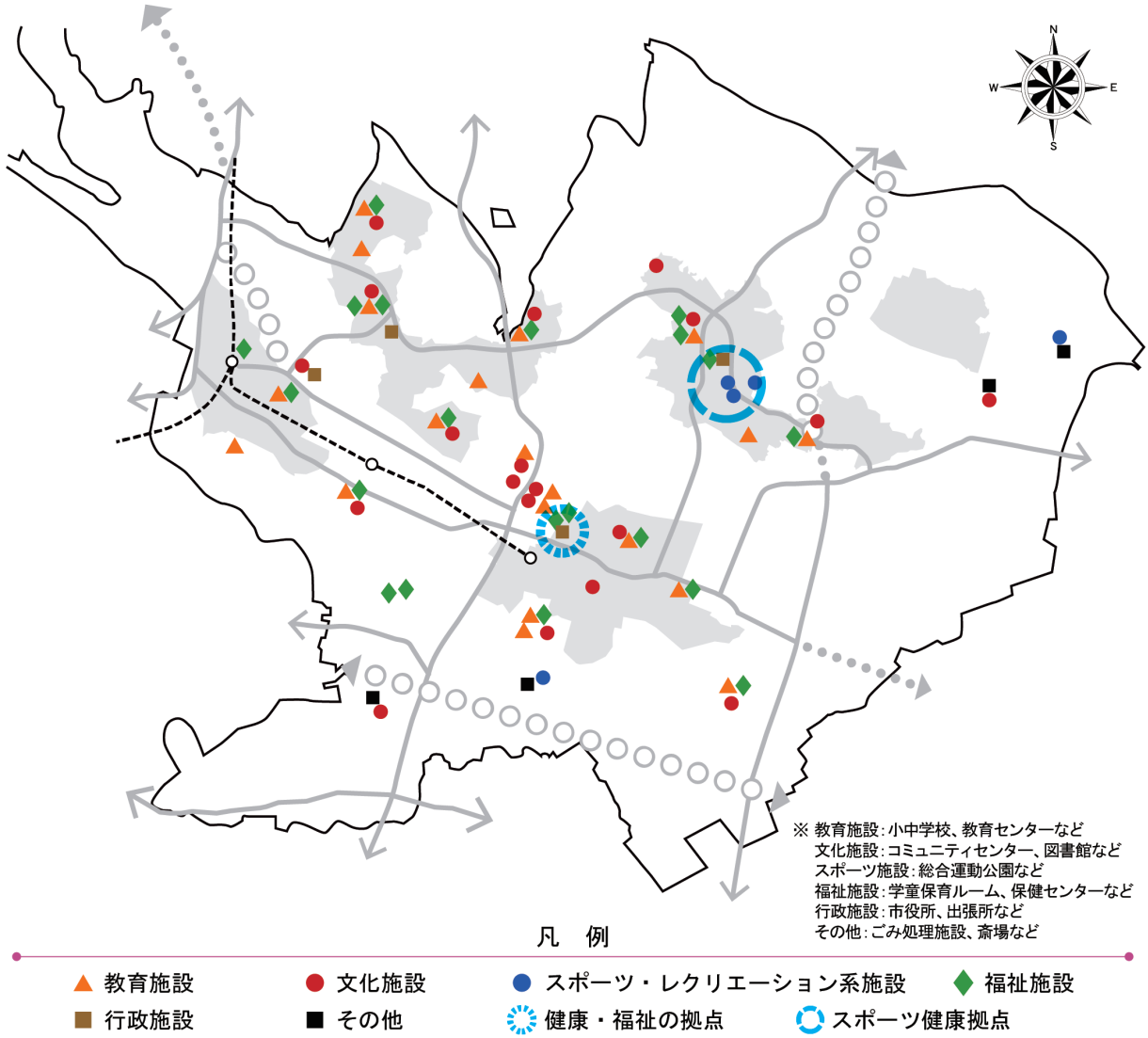
N
W
E
S
※ 教育施設：小中学校、教育センターなど
文化施設：コミュニティセンター、図書館など
スポーツ施設：総合運動公園など
福祉施設：学童保育ルーム、保健センターなど
行政施設：市役所、出張所など
その他：ごみ処理施設、斎場など
凡　例
教育施設
文化施設
スポーツ・レクリエーション系施設
福祉施設
行政施設
その他
健康・福祉の拠点
スポーツ健康拠点

4－7 住環境整備の方針

（1）基本的な考え方

子どもから高齢者まで市民だれもが、安全で快適に安心して住み続けられるよう、４つの住宅系市街地の特性を活かしながら、多様なニーズに対応した住宅供給と魅力ある住環境の形成を促進します。

また、近年増加している空家等への対応に向けて、住宅ストック※32の循環利用促進に向けた取組や空家等対策計画を踏まえた取組を推進し、空家等の発生の抑制と解消を目指します。

（2）現況と課題

- 全国的な人口減少傾向や都心回帰※33等の社会状況の変化に加え、竜ヶ崎ニュータウンも入居開始から３０年以上が経過したこともあり、本市においても空家等が散見されています。
- 空家等は、リノベーション※34等により新たな価値を生み出すことが可能であることから、所有者の適切な管理と活用を促すことはもとより、本市への若者世代の定住促進等に結びつく多様な住宅ニーズに対応できるよう、さまざまな取組を推進する必要があります。
- 龍ケ崎市街地や佐貫市街地には、木造住宅等が密集している地区があり、道路が狭いために建て替えが困難なケースも見られます。これらは火災や震災等の際に危険であるばかりでなく緊急車両等の進入も困難であるため、改善が必要です。

（3）都市づくりの方針

1）良好な住環境の形成と良質な住宅の供給

- 都市基盤の整った良好な住宅地では、地区計画や各種協定等の制度を活用し、住民自らのまちづくりのルールを定めていくことで、良好な住環境の維持・向上を図ります。
- ４つの住宅系市街地の特性に応じて、住宅ストックの活用を含めた住宅供給を促進します。
- 「ふるさと龍ケ崎戦略プラン」に掲げる若者・子育て世代の定住促進に向け、住宅取得者への経済的支援を行います。
- 住宅困窮者※35の生活安定を図るため、県と市が連携して、公営住宅を提供するとともに、建物の計画的な予防保全を行い、長寿命化を図ります。

※32 住宅ストック：既存の住宅のこと。
※33 都心回帰：地価の下落等によって都心部の居住人口等が回復する現象のこと。
※34 リノベーション：建築物の修理や修復において、古い部分の補修や内外装の変更程度にとどまるリフォームに対し、増築・改築や建物の用途を変更する等、資産価値を高めるための大規模な改造のこと。
※35 住宅困窮者：所得等、何らかの障がいによって、適正な水準の住宅に居住することが困難な者のこと。

2）空家等の対策

- 空家等の実態を把握し、市民に周知・啓発することで、景観の阻害や管理不全を予防するとともに、新たな空家等の発生の抑制を図ります。
- 空家等の情報提供から利活用までを一体的に結びつけるシステムを構築し、空家等の解消に向けた支援体制を整備します。
- 活用が困難な空家等については、所有者による自主的な除去を促進するための経済的な支援策の導入を検討します。
- 空家等の撤去後も跡地の管理状況を把握するとともに、その活用のための支援体制を整備します。

3）災害に強い住宅地への改善

- 地震災害に強い安全な居住環境を整えるため、既存住宅の耐震化を進めます。
- 木造住宅が密集する地域においては、延焼を防止するため建物の不燃化等を促進し、防災性の向上を図るとともに、狭隘道路の解消に努めます。

4－8 安全・安心なまちづくりの方針

（1）基本的な考え方

本市で想定される土砂災害（がけ崩れ）や浸水被害に加え、今後予測されている首都直下型地震への防災対策に向け、地域防災計画に基づく災害に強い都市づくりを進めます。

また、防犯上等の観点から空家等の対策や視認性を高める取組を行い、犯罪が発生しにくい環境づくりを進めます。

（2）現況と課題

- 市民アンケートの重要度においては、「地震や火災等の災害に対する安心感」や「防犯に対する安心感」は、上位にあげられており、災害に強く、犯罪が発生しにくい、安全・安心な環境づくりが一層求められています。
- 今後、さらに増加が見込まれる空家等については、防災や防犯、景観等、さまざまな観点において、その対策が重要視されていることから、積極的に取り組んでいく必要があります。

（3）都市づくりの方針

1）災害に強いまちづくり

①都市基盤

- 総合的に市街地の防災力を高めるため、建築物の耐震化、不燃化の促進を図るとともに、狭隘道路の解消やオープンスペース※36の確保等に努めます。
- 電気、通信、ガス、上下水道等の市民生活に不可欠なライフライン施設については、耐震性の向上を促進します。
- 道路の整備や改良に際しては、災害等の発生時における役割を踏まえ、避難、救援救護、消防活動等の支障とならないよう、安全性等の確保に努めます。

②治水等

- 市街地の雨水対策として、貯留施設を整備するとともに、透水性・浸透性を高めることで、雨水流出量の抑制を図ります。また、排水路の整備を進め、流域全体の排水能力の向上を図ります。
- 土砂災害を未然に防ぐため、土砂災害警戒区域に指定されている区域の対策に取り組みます。

※36 オープンスペース：ここでは、市街地における公園や緑地、民間の空地等、建造物の建っていない場所のこと。

③避難地

- 非常時の防災空間として活用できるよう、総合運動公園等の大規模な施設における防災機能の向上を図ります。
- 小中学校や地域のコミュニティセンター等を地域における防災対策の拠点として、機能向上を図ります。

2）犯罪が発生しにくい環境づくり

①防犯対策

- 犯罪が発生しにくい環境づくりに向けて、犯罪の起こりやすい場所を確認し、防犯カメラの設置を推進していくとともに、防犯灯の適切な管理を促進します。
- 公園内の植栽を適切に管理することで、道路等からの視認性を高める環境づくりを進めます。

②空家等の対策

- 空家等の発生を抑制するとともに、現状の空家等が犯罪発生の温床とならないよう、防犯パトロールを強化します。

■龍ケ崎市地震ハザードマップ　揺れやすさマップ

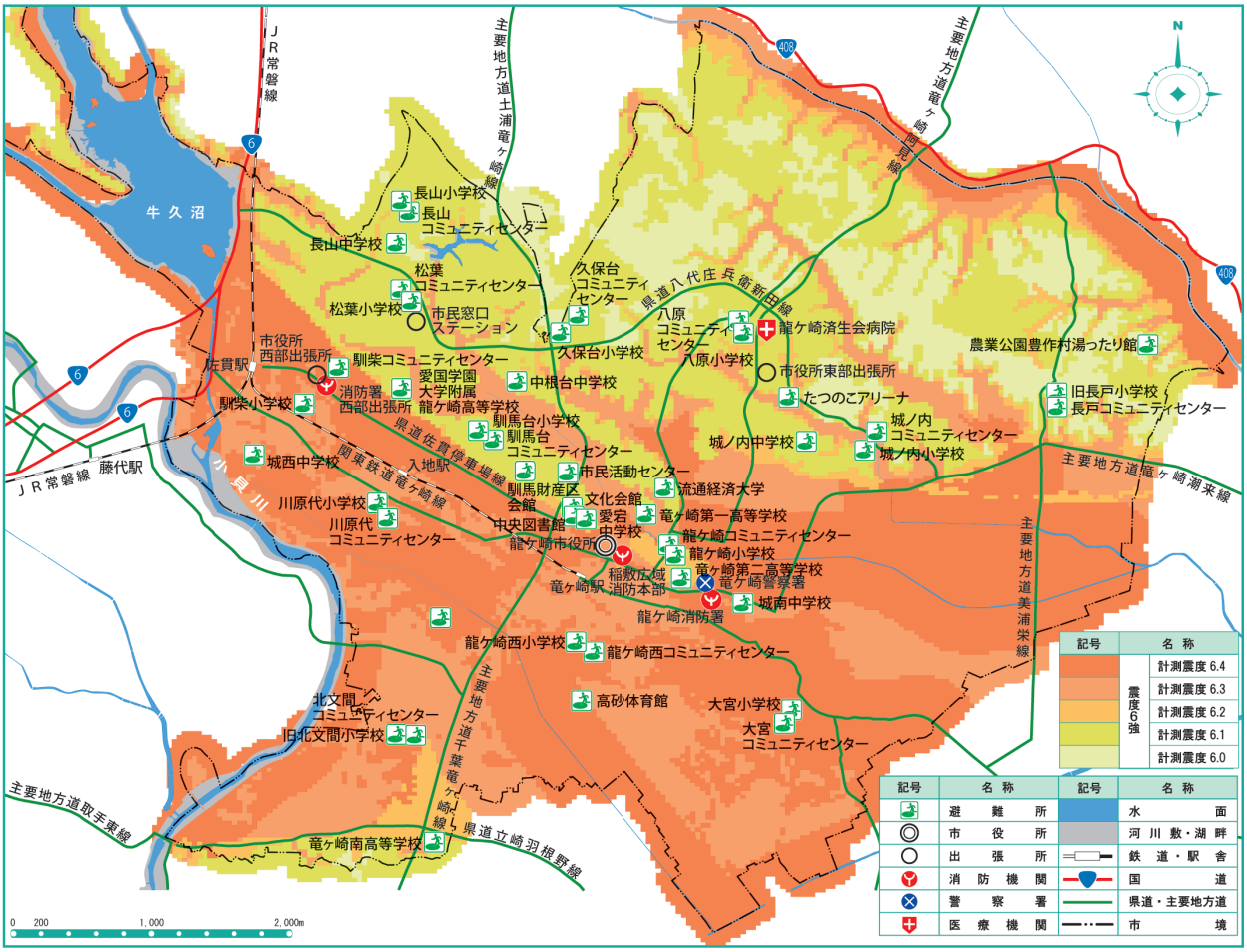

資料：「地震ハザードマップ　揺れやすさマップ」より作成

4－9 景観形成の方針

（1）基本的な考え方

若者や子育て世代を呼び込み、定住促進を図っていくためには、子育て環境の充実や生活利便性の高さはもちろんのこと、街なみの美しさやおしゃれといったイメージも重要な要素となります。そのため、景観に関して本市独自の施策展開が可能となる景観行政団体へと移行し、本市の特性に応じた特色ある景観を形成していくことで、若者や子育て世代が「住んでみたい」と感じる都市づくりを進めます。

（2）現況と課題

- 本市が目指す「若者・子育て世代の定住環境の創出」の実現に向けては、子育て環境の充実や生活利便性の高さの他にも、まちの快適性や美しさも必要です。
- 市民アンケートでは「街なみ景観の美しさ」や「自然の豊かさ、きれいさ」はともに満足度が高い状況にあります。今後もそれを維持・向上させていくためには、市民と協働しながらさまざまな取組を行っていくことが必要です。
- 耕作放棄地や空家等が増加している中、大規模な太陽光発電設備の立地も進んでおり、良好な景観の阻害が懸念されます。今後もこの傾向が進むことが予測されるため、その対策に取り組んでいく必要があります。

（3）都市づくりの方針

1）魅力的な景観の形成

- 本市の特徴ある景観の計画的な規制・誘導を図るため、景観行政団体に移行し、景観計画の策定を行います。
- 住宅地、商業地、工業地域等、地域特性に応じて、周辺環境との調和を図りながら、自然や歴史等を活かした、個性豊かな景観形成を推進します。
- 大規模な開発や建築物の更新、新築に際しては、建物の高さや色彩、街なみ等を適正に規制・誘導し、龍ケ崎らしい景観形成を推進します。
- “自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例”や空家等対策計画等、関係条例や計画を適切に運用し、良好な景観形成を推進します。

2）自然景観の維持

①自然環境の保全

- 牛久沼や小貝川等の水辺、低地に広がる水田、台地上の緑や斜面緑地等、本市の良好な自然景観に資する自然環境を保全します。

②集落・田園景観

- 低地に広がる実り豊かな美しい水田地域を守り、育みながら、集落景観や田園景観の保全を図ります。
- 市街地縁辺部の緑や農地を保全し、ふれあいや憩いの場等としての活用を図りながら、身近な生活にうるおいを与える景観形成を推進します。

③緑地景観

- 台地上の緑が広がる地域では、主要な道路沿いや施設の近接部等を中心に適正な管理を促進し、森林景観を保全します。
- 地形的な特徴である斜面緑地を保全します。

3）市民との協働による景観形成

- 景観に関する制度や仕組みについて、市民に情報を提供するとともに、公共施設里親制度※37 による活動を支援する等、市民の景観に関する意識の醸成・高揚を図ります。
- 市民や市民団体、事業者等と協働して、景観を阻害する違反広告物の撤去や落書きの防止等に取り組みます。

※37 公共施設里親制度：身近な公園や歩行者専用道路等の公共施設を「我が子」に見たて、地域住民が「里親」として親代わりになり、愛情を持って簡単な施設管理や環境美化活動をする制度のこと。

資料６

龍 都 審 第　　号
令和　年　月　日

龍ケ崎市長　萩原　勇　殿

龍ケ崎市都市計画審議会
会　長　坂　野　喜　隆

龍ケ崎市緑のまちづくりプラン（第２次緑の基本計画）について（答申）

令和５年３月１４日付け龍都施第４５号で諮問のあったみだしのことについては、慎重審議を行った結果、妥当なものと認める。

龍ケ崎市緑のまちづくりプラン（第２次緑の基本計画）（以下「本計画」という。）の推進にあたっては、本計画に係る市民アンケート調査及び本審議会における審議経過を尊重しながら、本市の最上位計画「龍ケ崎みらい創造ビジョン for２０３０」その他の関連計画と整合並びに連携を図り、本市が目指す「笑顔が続く　幸せが続く住み続けたくなるまち　龍ケ崎」の実現を目指されたい。

本計画の推進により、本市にふさわしい緑のあるべき姿を効率的かつ効果的に推進されることに期待する。